

平成 24 年度

ダイオキシン類対策特別措置法

施行状況

平成 26 年 3 月

環 境 省

はじめに

本報告は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号。以下「法」という。）の施行状況等を把握するため、都道府県及び法に基づく政令市（政令指定都市及び中核市を規定。以下「政令市」という。）計108地方公共団体からの報告に基づき、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間を対象に

- (I) 特定施設の届出等の状況
- (II) 特定施設に係る規制事務実施状況
- (III) 設置者による測定結果報告状況
- (IV) 土壌汚染対策の状況
- (V) 都道府県・政令市における条例制定状況
- (VI) その他

を取りまとめたものである。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年10月2日法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）においては、関係13府県のうち瀬戸内海の水質保全に關係のある区域における工場又は事業場からの公共用水域への排出水が1日当たり最大50m³以上である水質基準対象施設の設置等に際し、事業者は法に基づく施設の設置・変更等の届出に代えて、瀬戸内海法に基づく府県知事等の許可（設置・構造変更）を受け、又は届出（氏名等変更・使用廃止）を行うこととされている。本報告においては、水質基準対象施設に係る届出状況について、この瀬戸内海法に基づく許可及び届出の状況を合わせて取りまとめた。

平成26年3月

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室
環境省水・大気環境局水環境課
環境省水・大気環境局土壤環境課

目 次

I. 特定施設の届出等の状況	1
II. 特定施設に係る規制事務実施状況	5
III. 設置者による測定結果報告状況	7
IV. 土壤汚染対策の状況	8
V. 都道府県・政令市における条例制定状況	8
VI. その他	8
表 I - 1 大気基準適用施設の届出等施設数（全国）	10
表 I - 2 水質基準対象施設の届出等施設数（全国）	11
表 I - 3 大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別－全国）	13
表 I - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）	14
表 I - 5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括－全国）	15
表 I - 6 大気基準適用施設の届出等の状況（施設種類別－都道府県・政令市別）	16
表 I - 7 水質基準対象施設の届出等の状況（施設種類別・総括－都道府県・政令市別）	36
表 I - 8 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況 （施設種類別－都道府県・政令市別）	58
表 I - 9 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況 （施設種類別－都道府県・政令市別）	64
表 I - 10 大気基準適用施設に係る基準適用状況 （施設種類別（法・鉱山保安法等関係法令施設別）－都道府県・政令市別）	68
表 I - 11 適用除外等の状況（大気関係・水質関係－全国）	90
表 I - 12 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係－全国）	90
表 I - 13 適用除外等の状況（大気・水質別－都道府県・政令市別）	91
表 I - 14 その他の届出等の状況（大気・水質／法・瀬戸内海法別－都道府県・政令市別）	92
表 II - 1 報告徴収及び立入検査等件数（大気関係・水質関係－全国）	94
表 II - 2 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係・水質関係－全国）	94
表 II - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係－全国）	96
表 II - 4 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	97
表 II - 5 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県・政令市別）	106
表 III - 1 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況（全国）	117
表 III - 2 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況（大気・全国）	118
表 III - 3 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）	119
表 III - 4 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況（水質・全国）	120
表 III - 5 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況 （施設種類別－都道府県・政令市別）	121
表 III - 6 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 （大気・施設種類別－都道府県・政令市別）	137

表III－7	水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況 (施設種類別－都道府県・政令市別)	147
表III－8	報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況 (水質・施設種類別－都道府県・政令市別)	161
表III－9	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係－全国)	169
表III－10	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別－都道府県・政令市別)	170
表III－11	設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係－全国)	172
表IV－1	土壤汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況(全国)	173
表IV－2	報告徴収及び立入検査等件数(土壤関係－全国)	173
表IV－3	法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況 (特定事業場種類別－都道府県・政令市別)	174
表V－1	都道府県・政令市における条例制定状況(全国)	176
表VI－1	水質基準対象施設の届出等の状況(届出内容別・法－全国)	177
表VI－2	水質基準対象施設の届出等の状況(許可及び届出内容別・瀬戸内海法－全域)	178
表VI－3	大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成25年8月15日現在)	179
表VI－4	水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況 (平成25年8月15日現在)	183
表VI－5	排出基準超過施設・事業場における対応状況 (大気関係・水質関係－全国:平成25年8月15日現在)	184
表VI－6	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気関係・水質関係－全国:平成25年4月～8月)	185
表VI－7	設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況 (大気・水質別－都道府県・政令市別:平成25年4月～8月)	186
表VI－8	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (全国:平成25年4月～8月)	188
表VI－9	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (全国:平成25年4月～8月)	189
表VI－10	設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等 (施設種類別－都道府県・政令市別:平成25年4月～8月)	190
表VI－11	設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等 (施設種類別－都道府県・政令市別:平成25年4月～8月)	210

I. 特定施設の届出等の状況

1. 1 特定施設の届出等施設数（表 I - 1～2、図 1）

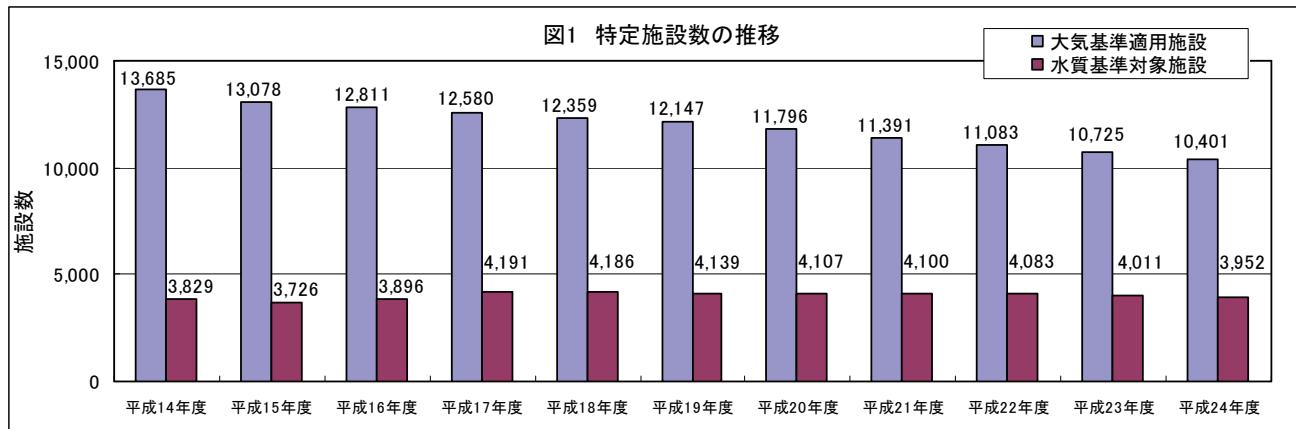
表 I - 1 に法に基づく届出がなされた大気基準適用施設の数、表 I - 2 に法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可（みなし許可を含む。以下同じ。）がなされた水質基準対象施設の数をまとめた。

平成 25 年 3 月 31 日において、大気基準適用施設数は 10,380、水質基準対象施設数は法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可とを合わせて 3,943 である。事業場数は、大気関係が 7,541、水質関係が 1,716 である。

また、法第 35 条に基づき鉱山保安法等他法で取り扱われる施設（以下「鉱山保安法等関係法令施設」という。）^{注1)} を加えると、大気基準適用施設数 10,401、水質基準対象施設数 3,952 であり、事業場数は、大気関係 7,549、水質関係 1,720 である。

法施行後の特定施設数の推移を図 1 に示した。平成 14 年度以降、大気基準適用施設は減少傾向にあり、水質基準適用施設は平成 17 年度まで増加した後、同様に減少傾向となっている。平成 24 年度は大気基準適用施設、水質基準適用施設とも前年度から若干の減少となった。

注 1) 法第 35 条により、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に相当規定の定めがある施設・事業場については、法に基づく特定施設設置の届出等の規定は適用が除外されており、代わって、各法令に基づく権限を有する国の行政機関の長から都道府県知事又は政令市の長への通知等の規定がある。



1. 2 特定施設の届出等の状況（表 I – 3～5、図 2、3）

（1）大気基準適用施設

表 I – 3 に、全国の大気基準適用施設に係る届出等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表 1）。

表 1 大気基準適用施設に係る特定施設の状況

法に基づく施設	平成 23 年度末の施設数	10,686
	平成 24 年度中の推移	
	設置届出 [新設（法第 12 条第 1 項）]	131
	使用届出 [既設（法第 13 条第 1 項）] ^{注 2)}	1
	規制対象規模未満への変更届出 （法第 14 条第 1 項） ^{注 3)}	438
	使用廃止届出（法第 18 条）	
鉱山保安法等関係法令施設	平成 24 年度末の施設数（事業場数）	10,380 (7,541)
	平成 24 年度末の施設数（事業場数） ^{注 4)}	21 (15)
計	平成 24 年度末の施設数（事業場数） ^{注 5)}	10,401 (7,549)

注 2) 既設の未届施設で、平成 24 年度に新たに届出がなされたもの。

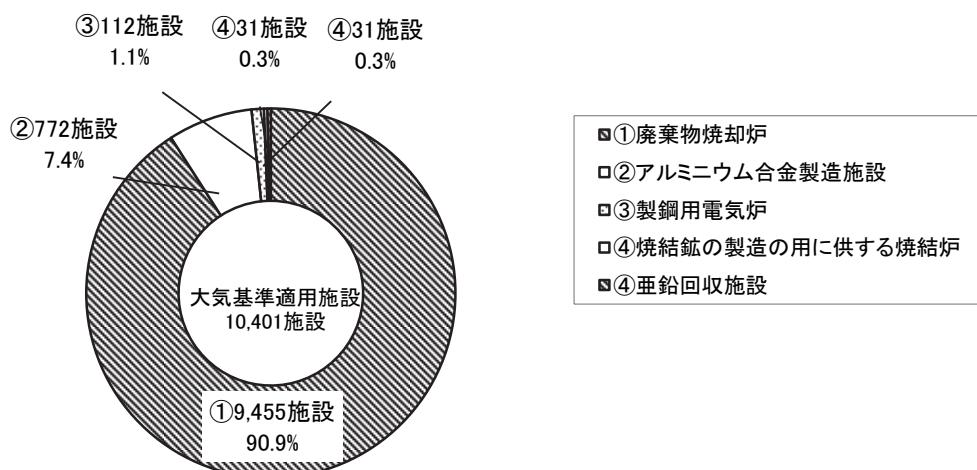
注 3) 法第 14 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより大気排出基準の適用を受けなくなった施設数。

注 4) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 5) 事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分（7 事業場）を除いた値である。

平成 24 年度末の施設数を施設種類別にみると、廃棄物焼却炉が最も多く 9,455 施設であり、全体の 90.9% を占めている。ついで、アルミニウム合金製造施設 772 施設、製鋼用電気炉 112 施設となっている。

図 2 大気基準適用施設の種類別割合（平成 24 年度末現在）



また、各施設の基準適用状況を表 I - 4 にまとめた。法施行規則別表第一が適用になる施設が 3, 988 施設、法施行規則附則別表第二が適用になる施設が 6, 413 施設となっている。

(2) 水質基準対象施設

表 I - 5 に全国の水質基準対象施設に係る届出（瀬戸内海法に基づく許可等を含む。以下、水質基準対象施設について同じ。）等の状況をまとめた。その概要は、次のとおり（表 2）。

表 2 水質基準対象施設に係る届出等の状況

法及び瀬戸内海法に基づく施設	平成 23 年度末の施設数	3, 980
	平成 24 年度中の推移	
	設置届出・設置許可 ^{注 6)} 〔新設（法第 12 条第 1 項・瀬戸内海法第 5 条第 1 項）〕	58
	使用届出 ^{注 7)} 〔既設（法第 13 条第 1 項・瀬戸内海法第 7 条第 2 項）〕	5
	規制対象規模未満への変更届出・ 変更許可 ^{注 8)} 〔法第 14 条第 1 項・瀬戸内海法第 8 条第 1 項〕	100
	使用廃止届出 〔法第 18 条・瀬戸内海法第 9 条〕	
	平成 24 年度末の施設数（事業場数）	3, 943 (1, 716)
鉱山保安法等関係法令施設	平成 24 年度末の施設数（事業場数） ^{注 9)}	9 (8)
計	平成 24 年度末の施設数（事業場数） ^{注 10)}	3, 952 (1, 720)

注 6) 瀬戸内海法に基づく許可等を含む。

注 7) 従来からの水質基準対象施設の未届施設で、平成 24 年度に新たに届出がなされたものを含む。

注 8) 法第 14 条第 1 項に基づき変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより水質排出基準の適用を受けなくなった施設、若しくは瀬戸内海法第 8 条第 1 項に基づき変更許可がなされたもののうち、規模が小さくなることにより許可の対象外となった施設の数。

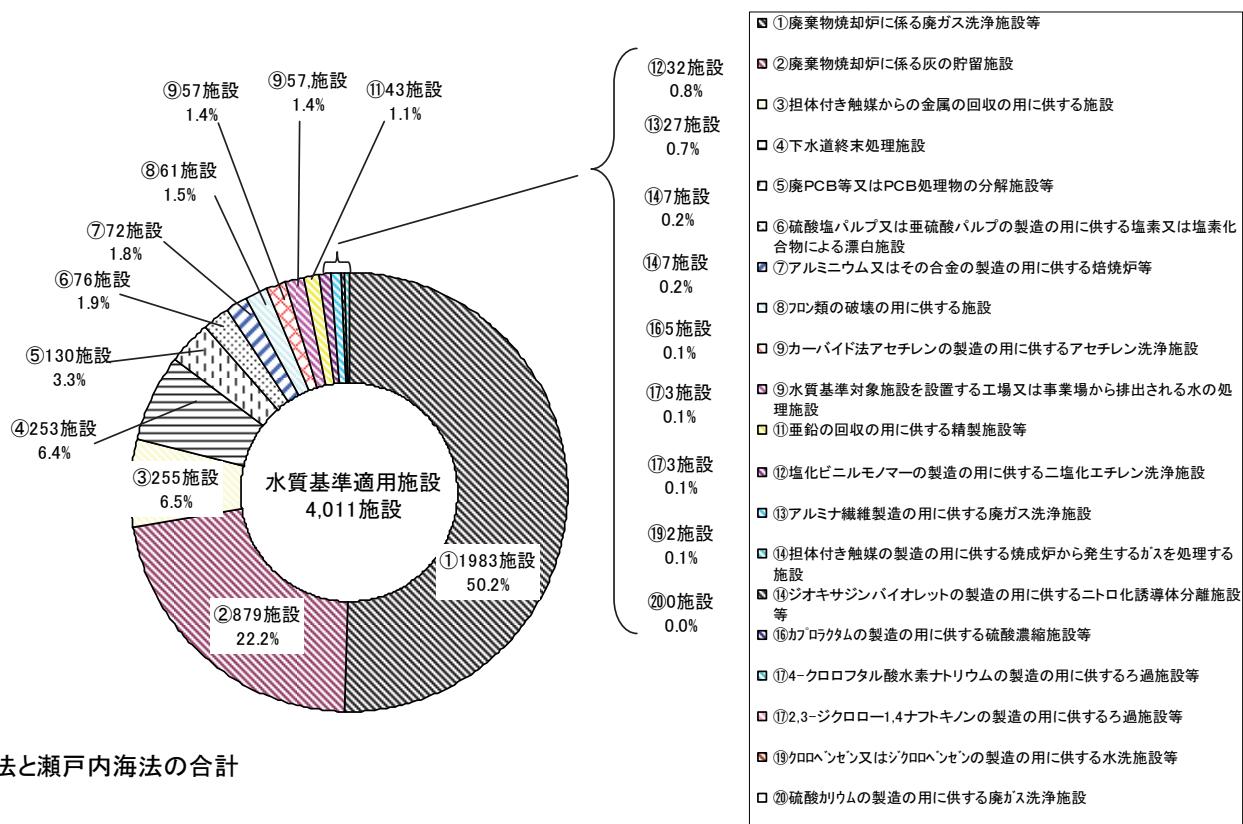
注 9) 都道府県知事又は政令市の長が把握している鉱山保安法等関係法令施設及び事業場の数。法に基づき届出がなされた施設を有する事業場と重複する場合には再掲。

注 10) 事業場数の合計値は、同一事業場内に、法に基づく届出施設と鉱山保安法等関係法令施設の両方を設置している場合の重複分（4 事業場）を除いた値である。

平成 24 年度末の施設数を施設種類別にみると、「廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの」が最も多く、この中で廃ガス洗浄施設と湿式集じん施設が 1, 983 施設、灰の貯留施設が 879 施設で

あり、合わせて、全体の 72.4%を占めている。ついで、担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設が 255 施設、下水道終末処理施設が 253 施設となっている。

図 3 水質基準対象施設の種類別割合^{注)}（平成 24 年度末現在）



1. 3 都道府県、政令市別の特定施設届出等の状況（表 I - 6～14）

表 I - 6 に大気基準適用施設、表 I - 7 に水質基準対象施設に係る届出等の状況を、施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。なお、都道府県の各集計には、都道府県下の政令市の集計数は含まれていない（以下同じ。）。

鉱山保安法等関係法令施設について、表 I - 8 に大気基準適用施設、表 I - 9 に水質基準対象施設に係る状況を、施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

大気基準適用施設に係る基準の適用状況について、表 I - 10 に施設種類別（法・鉱山保安法等関係法令施設別）・都道府県及び政令市別にまとめた。

法第 35 条 2 項に基づく国の行政機関の長からの通知及び法第 36 条 2 項に基づく都道府県知事等又は政令市の長（以下「都道府県知事等」という。）による資料の提出の要求等の件数は表 I - 11 に全国の状況を、表 I - 13 に都道府県及び政令市の状況をまとめた。

1. 2 に取りまとめた届出以外の届出（以下「その他の届出」という。）等の状況については、表 I - 12 に全国の状況を、表 I - 14 に都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

II. 特定施設に係る規制事務実施状況

2. 1 規制事務の実施状況（表II-1～3）

表II-1～2に報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の件数並びに命令、指導及び罰則適用件数を、表II-3に排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。その概要は、次のとおり（表3）。

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、全国で、法第34条第1項に基づく立入検査を実施した件数は、大気関係4,470件、水質関係848件であった。法に基づく命令が発令された件数は、大気関係8件、水質関係0件であった。

また、法に基づく命令以外で特定施設設置者に対し指導が行われた件数は、大気関係1,734件（口頭指導795件、文書指導939件）、水質関係97件（口頭指導57件、文書指導40件）であった。

都道府県・政令市による測定（法第34条第1項）及び設置者による測定（法第28条第1項）の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設56件、水質基準適用事業場（水質基準対象施設が設置されている特定事業場）0件であり、それらのうち、8件に対しては、法第22条第1項に基づく命令措置（大気基準適用施設について改善命令5件、一時停止命令3件、水質基準適用事業場については0件）が執られている。罰則適用事例はなかった。

なお、法第35条第3項に基づく都道府県知事等から国の行政機関の長への要請^{注11)}はなかった。

注11) 法第35条第3項により、鉱山保安法等関係法令施設に係る排出ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類に起因して人の健康に被害を生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県知事等は国の行政機関の長に対し、法第15条、第16条又は法第22条第1項又は第3項の規定に相当する鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法の規定（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律にあっては法第15条又は第16条に相当する同法の規定）による措置をとるべきことを要請することができる。

表3 規制事務実施状況

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
法第34条1項に基づく立入検査件数	4,470	848
命令件数 ^{注12)}	8	0
指導件数 ^{注13)}	1,734	97
基準超過件数 ^{注14)}	56	0

注12) 法に基づく改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）。

注13) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、並びに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注14) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した件数。同一案件における複数回にわたる超過は1件と見なす。

2. 2 都道府県、政令市別の規制事務の実施状況（表Ⅱ－4～5）

表Ⅱ－4に大気基準適用施設、表Ⅱ－5に水質基準対象施設（水質基準適用事業場）に対する規制事務の実施状況を、都道府県及び政令市別にまとめた。

III. 設置者による測定結果報告状況

3. 1 設置者による測定結果の報告状況（表III-1～4）

大気基準適用施設設置者及び水質基準適用事業場設置者は、法第28条第1項に基づき、毎年1回以上、排出ガス及び排出水（廃棄物焼却炉では、同条第2項により、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を含む。）について、ダイオキシン類による汚染の状況を測定し、同条第3項に基づき、その結果を都道府県知事等に報告しなければならないとされている。

この設置者による測定について、表III-1、2は大気基準適用施設、表III-3、4は水質基準適用事業場に係る報告の状況をまとめたものである。^{注15)} その概要は、次のとおり（表4）。

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、大気基準適用施設のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出ガスの測定結果は、7,541施設（報告対象施設数10,374）、報告期限到来前に廃止した施設における排出ガスの測定結果は、75施設（対象施設323）から報告があった。

また、水質基準適用事業場のうち、報告期限到来時に稼働していた施設における排出水の測定結果は、591事業場（報告対象事業場数665）、報告期限到来前に廃止した施設における排出水の測定結果は3事業場（報告対象事業場数20）から報告があった。

^{注15)} 平成24年4月1日から平成25年3月31日までに報告期限が到来した施設・事業場及び報告期限到来前に廃止された施設・事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上している。なお、水質基準適用事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

表4 設置者による測定結果報告状況^{注16)}

	大気基準適用施設	水質基準適用事業場
報告件数 (報告対象数)	7,541 (10,374)	591 (665)

^{注16)} 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）とした同期間における報告等の状況。なお、報告期限到来前に廃止された施設を含む報告件数は、大気基準適用施設7,616件、水質基準適用事業場594件となる。

3. 2 都道府県、政令市別の設置者による測定結果の報告状況等（表III-5～8）

表III-5、6に大気基準適用施設、表III-7、8に水質基準適用事業場における設置者による測定結果の報告状況を、報告期限到来施設及び報告期限到来前廃止施設別、かつ施設種類別・都道府県及び政令市別にまとめた。

3. 3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況（表III－9、10）

設置者による測定の結果報告がなされていない施設・事業場への措置状況について、表III－9に全国の状況を、表III－10に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

測定結果報告がない施設・事業場の設置者に対しては、口頭及び文書指導等の措置が執られた。

3. 4 設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況（表III－11）

表III－11に設置者による測定における排出基準超過施設・事業場への措置状況を、大気関係・水質関係別にまとめた。

IV. 土壌汚染対策の状況

表IV－1に汚染された土壌に係る措置の状況をまとめた。

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、新たに土壌汚染対策地域に指定された地域はなかった。

報告徴収及び立入検査とそれに伴う測定等の状況について、表IV－2に全国の状況を、表IV－3に都道府県・政令市別の状況をまとめた。

V. 都道府県・政令市における条例制定状況

表V－1に都道府県・政令市における条例制定状況をまとめた。

平成25年3月31日現在、法第8条第3項に基づく上乗せ排出基準を定める条例を定めている地方公共団体はなかった。なお、16地方公共団体（岩手県・福島県・埼玉県・東京都・神奈川県・山梨県・岐阜県・三重県・大阪府・熊本県・さいたま市・横浜市・川崎市・名古屋市・柏市・高知市）で、法に定める特定施設以外の施設に対して規制を加える等、地方公共団体独自のダイオキシン類対策に係る条例を定めている。

VI. その他

6. 1 水質基準対象施設に係る法・瀬戸内海法別の届出等の状況（表VI－1～2）

1. 2 (2) の水質基準対象施設に係る届出等の状況について、法及び瀬戸内海法別の届出等の状況を表VI－1及び表VI－2に取りまとめた。

6. 2 排出基準超過事例の概要及び措置状況（表VI-3～5）

2. 1の表II-3の取りまとめの対象となった排出基準超過事例の概要及び措置状況を表VI-3（大気基準適用施設）及び表VI-4（水質基準適用事業場）にまとめた。

なお、表中には表II-3取りまとめ以降の平成25年8月15日までの間の措置等の状況も含めて記載しており、表VI-5に対応状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

6. 3 設置者による測定結果未報告施設・事業場への平成25年8月15日までの措置状況（表VI-6～11）

表III-1（大気基準適用施設）及び表III-3（水質基準適用事業場）の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成25年4月1日から平成25年8月15日までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、表VI-6に全国の状況を、表VI-7に都道府県・政令市別の状況を大気関係・水質関係別にまとめた。

また、同施設・事業場の平成25年8月15日現在の状況について、表VI-8及び表VI-9に全国の状況を、表VI-10及び表VI-11に施設種類別・都道府県及び政令市別の状況をまとめた。

表 - 1 大気基準適用施設の届出等施設数(全国)^{注1)注2)}

大気基準適用施設	平成25年3月31日現在		【参考】 平成24年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	15 (15)	31 (31)	31 (31)
製鋼用電気炉	74 (74)	112 (112)	112 (112)
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉)	14 (14)	31 (31)	31 (29)
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)	227 (227)	772 (772)	806 (806)
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	-	1,129 (1,122) 1,119 (1,112)
	2 t/h以上 ~ 4 t/h未満	-	1,416 (1,416) 1,431 (1,431)
	2 t/h未満 ^{注3)}	-	6,910 (6,896) 7,181 (7,165)
	小計	7,219 (7,211)	9,455 (9,434) 9,731 (9,708)
合計	7,549 (7,541)	10,401 (10,380)	10,711 (10,686)

注1) 鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。

注3) 焚却能力 50 kg/h以上又は火床面積 0.5 m²以上のもの。

表 - 2 (1) 水質基準対象施設の届出等施設数(全国)^{注1)注2)}

水質基準対象施設	平成25年3月31日現在		【参考】 平成24年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩パルプ(ケラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	29 (29)	76 (76)	77 (77)
カーバイド法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設	39 (39)	57 (57)	55 (55)
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルキ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	5 (5)	27 (27)	23 (23)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	4 (4)	7 (7)	7 (7)
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	6 (6)	32 (32)	32 (32)
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	5 (5)	5 (5)
クロロソセン又はジクロロソセンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	1 (1)	2 (2)	2 (2)
4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
2,3-ジクロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
ジオキサンパイルットの製造の用に供する二トロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、二トロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサンパイルット洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	32 (32)	72 (72)	73 (73)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	8 (8)	43 (43)	45 (45)

表 - 2 (2) 水質基準対象施設の届出等施設数(全国)^{注1)注2)}

水質基準対象施設	平成25年3月31日現在		【参考】 平成24年 3月31日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	8 (8)	255 (255)	249 (249)
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	872 (869)	1,983 (1,976)
	灰の貯留施設	410 (410)	879 (879)
	小計	1,282 (1,279)	2,862 (2,855)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	18 (18)	130 (130)	128 (128)
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	38 (38)	61 (61)	61 (61)
下水道終末処理施設	218 (218)	253 (253)	258 (258)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	28 (27)	57 (55)	58 (56)
合計	1,720 (1,716)	3,952 (3,943)	3,991 (3,980)

注1) 法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可(以下「法に基づく届出等」という。)を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注2) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表 - 3 大気基準適用施設の届出状況（届出内容別 - 全国）注1)

	平成24年3月31日現在の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	14条 規模変更 注4) d	平成25年3月31日 現在の設置基数 e	特定 事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7)	
							3月31日現在の 設置基数 注5)	3月31日現在の 設置基数 注6)
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	31	0	0	-	0	31	15	0
製鋼用電気炉	112	2	0	-	2	112	74	0
焙燒炉	12	1	0	-	0	13		1
燒結炉	5	0	0	-	0	5	0	0
溶鉱炉	2	0	0	-	0	2	14	0
溶解炉	2	1	0	-	0	3	1	0
乾燥炉	8	0	0	-	0	8	0	0
小計	29	2	0	-	0	31	2	0
アルミニウム 合金製造施設	30	1	0	-	1	30	0	0
焙燒炉	722	6	0	-	39	689	227	0
溶解炉	54	1	0	-	2	53	0	0
乾燥炉	806	8	0	-	42	772	0	0
小計	1,112	27	0	0	17	1,122	7(2)	7(2)
4t/h以上	1,431	17	0	-1	+3	34	1,416	0
2t/h以上～4t/h未満	7,165	75	1	-3	+1	343	6,896	16(3)
2t/h未満	2,570	19	0	-2	0	111	2,476	7,211
廃棄物焼却炉	3,178	43	0	0	0	144	3,077	11(3)
200kg/h以上～2t/h未満	987	7	1	-1	+1	64	931	4
100kg/h以上～200kg/h未満	430	6	0	0	0	24	412	1(1)
50kg/h未満（0.5m ² 以上）	9,708	119	1	-4	+4	394	9,434	0
小計	10,686	131	1	-4	+4	438	10,380	23(5)
合計							7,541	25(5)
								21(12)
								15(7)

注1) 法第12条及び第13条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「-」は他の区分への移行、「+」は他の区分からの移行を意味する。

注5) 構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設の数の合計である。

注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場及び当該事業場に計上した。

表 - 4 大気基準適用施設に係る基準適用状況(全国)^{注1)}

大気基準適用施設	(計) a + b + c	平成25年3月31日現在の設置基數 ^{注2)}			別表第一 法施行前 設置 ^{注4)} b c	
		附則別表 第二 ^{注3)} a	別表第一			
			法施行後 設置 ^{注5)}			
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	31 (31)	29 (29)	-		2 (2)	
製鋼用電気炉	112 (112)	92 (92)	7 (7)		13 (13)	
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉)	31 (31)	16 (16)	-		15 (15)	
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)	772 (772)	504 (504)	-		268 (268)	
廃棄物焼却炉	4 t/h以上 2 t/h以上 ~ 4 t/h未満 2 t/h未満 ^{注6)}	1,129 (1,122)	664 (657)	90 (90)	375 (375)	
		1,416 (1,416)	1,014 (1,014)	113 (113)	289 (289)	
		6,910 (6,896)	4,094 (4,087)	304 (303)	2,512 (2,506)	
	小計	9,455 (9,434)	5,772 (5,758)	507 (506)	3,176 (3,170)	
合計		10,401 (10,380)	6,413 (6,399)	514 (513)	3,474 (3,468)	

注1) 大気基準適用施設における基準適用状況について計上。

注2) 鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を()に再掲した。

注3) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注4) 法施行の際現に設置されている施設(設置工事がされているものを含む。)であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注5) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注6) 焚却能力 50 kg/h以上又は火床面積 0.5 m²以上のもの。

表 I-5 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括—全国）注1)

	平成24年 3月31日現在 の設置基數 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法・瀬戸 内法間の 移行 注4) d	廃止等 注5) e	平成25年3月31日 現在の設置基數 a+b+c+e	特定 事業場数 注6)	鈴山保安法等関係法令施設 注7)	
								平成24年 3月31日 現在の設置基數 b	平成25年 3月31日 現在の設置基數 c
硫酸塩ハリウム（アトハリウム）又は硫酸鉄ハリウム（セラフアトハリウム）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	77	0	0	0	1	76	29	0	0
カーボンアーチ法やけい洗浄施設	55	4	0	0	2	57	39	0	0
硫酸アルミニウムの製造の用に供する磨か／＼洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミニウムの製造の用に供する磨か／＼洗浄施設	23	4	0	0	0	27	5	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する燃成炉から発生するガスを処理する施設のうち磨ガス洗浄施設	7	0	0	0	0	7	4	0	0
塩化二ニッケル／＼の製造の用に供する硫酸濃縮施設、シリカイオン分離施設	32	0	0	0	0	32	6	0	0
カーボナリルの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シリカイオン分離施設、磨ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	5	1	0	0
アルカリ性ソーダ又はシリカロバ／＼の製造の用に供する水洗施設、磨ガス洗浄施設	2	0	0	0	0	2	1	0	0
4-カルボン酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び磨か／＼洗浄施設	3	0	0	0	0	3	1	0	0
2,3-ブチロ-1,4-ナフチキンの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設及び磨か／＼洗浄施設	3	0	0	0	0	3	1	0	0
シリカドバイアレルの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、還元誘導体分離施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	7	1	0	0
アルミニウムの製造の用に供する磨ガス洗浄施設、ニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、シリカサン／＼のトク洗浄施設及び熱風乾燥施設	73	0	0	0	1	72	32	0	0
鉛の回収の用に供する精製施設、磨ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	45	0	0	0	2	43	8	0	0
担体付き触媒から金属の回収の用に供する施設のうち過濾施設、精製施設及び磨ガス洗浄施設	249	6	0	0	0	255	8	0	0
廃棄物焼却炉に係る磨ガス洗浄施設、温式集じん施設	2,003	27	5	0	59	1,976	899	9(3)	7(3)
あつて污水又は雑液を排出するもの	893	10	0	0	24	879	410	0	0
小計	2,896	37	5	0	83	2,855	1,279	9(3)	7(3)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	128	2	0	0	0	130	18	0	0
カソードの破損の用に供する施設のうちアーチ炉や反応施設、磨ガス洗浄施設及び温式集じん施設	61	0	0	0	0	61	38	0	0
下水道終末処理施設	258	3	0	0	—	8	253	218	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	56	2	0	0	3	55	27	2(1)	2(1)
合 計	3,980	58	5	0	100	3,943	1,716	11(4)	9(4)

注1)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鈴山保安法等関係法令施設を計上した。注2)平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注3)平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4)事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及びび瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5)廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。

注6)1つの特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7)法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鈴山保安法等関係法令施設の数を()に再掲した。

表 I - 6 (1a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉							
	事業場 数 <small>注1)</small>	23年 度末施 設数 <small>(a)</small>	新設 <small>(b) 注2)</small>	既設 <small>(c) 注3)</small>	規模未 満変更 <small>(e)</small>	廃止 <small>(f)</small>	24年 度末施 設数 <small>(a+b+c- e-f)</small>	事業場 数 <small>注1)</small>	23年 度末施 設数 <small>(a)</small>	新設 <small>(b) 注2)</small>	既設 <small>(c) 注3)</small>	規模未 満変更 <small>(e)</small>	廃止 <small>(f)</small>	24年 度末施 設数 <small>(a+b+c- e-f)</small>
北海道	1	1					1	3	3					3
青森県							1	1						1
岩手県														
宮城県							1	2						2
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	1	2					2	3	5					5
栃木県							2	2						2
群馬県							1	1						1
埼玉県							5	5						5
千葉県	1	3					3							
東京都							2	3						3
神奈川県							1	1						1
新潟県							2	3						3
富山県							1	1						1
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	1	3					3	5	14	2			1	15
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府							3	4						4
兵庫県	1	1					1	1	1					1
奈良県														
和歌山县														
鳥取県														
島根県							2	4						4
岡山県														
広島県	1	2					2							
山口県							4	12						12
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県							1	1						1
長崎県														
熊本県							1	1						1
大分県														
宮崎県														
鹿児島県							1	1						
沖縄県														1

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (1 b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉							製鋼用電気炉						
	事業場数 注1)	23年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	24年度末施設数 (a+b+c-e-f)	事業場数 注1)	23年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	24年度末施設数 (a+b+c-e-f)
札幌市							1	1						1
仙台市							1	1						1
さいたま市														
千葉市	2	2					2							
横浜市														
川崎市	1	1					1	1	4					4
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市							1	1						1
京都市														
大阪市							6	10						10
堺市							5	5						5
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市	2	3					3	5	6					6
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市							1	1						1
前橋市														
高崎市														
川越市														
船橋市							1	1						1
柏市														
横須賀市														
富山市							1	1						1
金沢市														
長野市														
岐阜市							1	2						2
豊橋市							1	1						1
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市							4	5						5
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市	1	3					3	2	2					2
倉敷市	1	4					4	3	6			1		5
福山市	1	4					4							
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
大分市	1	2					2							
宮崎市														
鹿児島市														
合 計	15	31	0	0	0	0	31	74	112	2	0	0	2	112

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (2a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別—都道府県別)

事業場 数 <small>注1)</small>	重鉛回収施設										
	熔焼炉				焼結炉						
23年 度未施 設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	24年 度未施 設数 (a+b+c- e-f)	23年 度未施 設数 (a)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	24年 度未施 設数 (a+b+c- e-f)
北海道											
青森県	1						1				1
岩手県											
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県	1	2			2						
茨城県	2	2			2						
栃木県											
群馬県	1		1		1						
埼玉県											
千葉県											
東京都											
神奈川県											
新潟県											
富山県											
石川県											
福井県											
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県											
愛知県	1		1		1						
三重県											
滋賀県											
京都府											
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山县											
鳥取県											
島根県											
岡山県											
広島県											
山口県											
徳島県											
香川県											
愛媛県	1	2			2						
高知県											
福岡県	1										
佐賀県											
長崎県											
熊本県	1		1		1						
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県											

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (2 b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一政令市別)

事業場 数 注1)	重鉛回収施設											
	熔焼炉						焼結炉					
	23年 度未施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	24年 度未施 設数 (a+b+c- e-f)	23年 度未施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	24年 度未施 設数 (a+b+c- e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市	1	1				1	1				1	
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	3	2				2	3				3	
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	1	1				1						
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	14	12	1	0	0	0	13	5	0	0	0	5

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (3a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一都道府県別)

23年度未施設数 (a)	亜鉛回収施設						溶解炉					
	溶鉱炉					24年度未施設数 (a+b+c-e-f)	23年度未施設数 (a)	溶解炉				
	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	新設 (b) 注2)			既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	24年度未施設数 (a+b+c-e-f)	
北海道												
青森県	1					1						
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県							1					1
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県	1					1						
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (3 b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	23年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	24年度未施設数 (a+b+c-e-f)	23年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	24年度未施設数 (a+b+c-e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							2				2	
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	2	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	3

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (4 a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一都道府県別)

23年度未施設数 (a)	亜鉛回収施設						小計					
	乾燥炉					24年度未施設数 (a+b+c-e-f)	23年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	24年度未施設数 (a+b+c-e-f)
	新設 (b)	既設 (c)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)								
北海道												
青森県							2					2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県						2						2
茨城県						2						2
栃木県												
群馬県							2					2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県						1						1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1					1	3					3
高知県												
福岡県	1					1	2					2
佐賀県												
長崎県												
熊本県							1					1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (4b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－政令市別)

	亜鉛回収施設										
	乾燥炉					小計					
	23年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	24年度未施設数 (a+b+c-e-f)	23年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)
札幌市											
仙台市											
さいたま市											
千葉市											
横浜市											
川崎市											
相模原市											
新潟市											
静岡市											
浜松市											
名古屋市											
京都市											
大阪市											
堺市											
神戸市											
岡山市											
広島市											
北九州市											
福岡市											
熊本市											
函館市											
旭川市											
青森市											
盛岡市											
秋田市											
郡山市											
いわき市						4				4	
宇都宮市											
前橋市											
高崎市											
川越市											
船橋市											
柏市											
横須賀市											
富山市											
金沢市											
長野市											
岐阜市											
豊橋市											
岡崎市											
豊田市											
大津市											
豊中市											
高槻市											
東大阪市											
姫路市	6				6	11				11	
尼崎市											
西宮市											
奈良市											
和歌山市						1				1	
倉敷市											
福山市											
下関市											
高松市											
松山市											
高知市											
久留米市											
長崎市											
大分市											
宮崎市											
鹿児島市											
合 計	8	0	0	0	0	8	29	2	0	0	31

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (5a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一都道府県別)

事業場 数 <small>注1)</small>	アルミニウム合金製造施設										
	焙焼炉					溶解炉					
23年 度末施 設数 <small>(a)</small>	新設 <small>(b) 注2)</small>	既設 <small>(c) 注3)</small>	規模未 満変更 <small>(e)</small>	廃止 <small>(f)</small>	24年 度末施 設数 <small>(a+b+c- e-f)</small>	23年 度末施 設数 <small>(a)</small>	新設 <small>(b) 注2)</small>	既設 <small>(c) 注3)</small>	規模未 満変更 <small>(e)</small>	廃止 <small>(f)</small>	24年 度末施 設数 <small>(a+b+c- e-f)</small>
北海道	6					15	1				16
青森県											
岩手県											
宮城県	1					1					1
秋田県											
山形県	1					2					2
福島県	4	1				1	25	1		2	24
茨城県	6	3				3	26				26
栃木県	12	3				3	57			2	55
群馬県	4	1				1	7				7
埼玉県	11					43				1	42
千葉県	4					8					8
東京都											
神奈川県											
新潟県	3					14					14
富山県	13					37	1			4	34
石川県	1					1					1
福井県	3					15					15
山梨県	2					3				1	2
長野県	4					13					13
岐阜県	3					3					3
静岡県	16	4	1			5	58				58
愛知県	38	9			1	8	112	1		12	101
三重県	9	2				2	29	1		1	29
滋賀県	3					16					16
京都府	2					4					4
大阪府	4					12					12
兵庫県	4	2				2	8			4	4
奈良県											
和歌山县											
鳥取県											
島根県											
岡山県	1					2					2
広島県	1					3					3
山口県	1					2				1	1
徳島県											
香川県	2	1				1	1				1
愛媛県											
高知県											
福岡県	5					19					19
佐賀県	3					4					4
長崎県	1					1					1
熊本県	8					24				6	18
大分県	1	1				1	1				1
宮崎県	1						1				1
鹿児島県	2						2				2
沖縄県											

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (5b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－政令市別)

事業場 数 注1)	アルミニウム合金製造施設										
	焙焼炉					溶解炉					
23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- e-f)
札幌市											
仙台市											
さいたま市											
千葉市											
横浜市	1					3					3
川崎市											
相模原市											
新潟市											
静岡市	4					20					20
浜松市	1					1					1
名古屋市	2					18					4 14
京都市	1					8					8
大阪市	1					2					2
堺市	4					6					6
神戸市											
岡山市											
広島市	1					2					2
北九州市	4	1				1	3				3
福岡市											
熊本市											
函館市											
旭川市											
青森市											
盛岡市											
秋田市	1					1					1
郡山市											
いわき市	1					1					1
宇都宮市											
前橋市	2					3					3
高崎市											
川越市	1					1					1
船橋市											
柏市											
横須賀市											
富山市	3					6					6
金沢市											
長野市											
岐阜市											
豊橋市	2					5					5
岡崎市	1					2					2
豊田市	7					29	1				29
大津市											
豊中市											
高槻市											
東大阪市											
姫路市	1	2				2	14				14
尼崎市											
西宮市											
奈良市	1					1					1
和歌山市											
倉敷市	2					8					8
福山市											
下関市	2					12					12
高松市	1					1					1
松山市											
高知市											
久留米市	1					3					3
長崎市											
大分市	1					2					2
宮崎市											
鹿児島市	1					1					1
合 計	227	30	1	0	0	1	30	722	6	0	39 689

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (6a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一都道府県別)

23年度未施設数 (a)	アルミニウム合金製造施設						小計					
	乾燥炉					24年度未施設数 (a+b+c-e-f)	23年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	24年度未施設数 (a+b+c-e-f)
	新設 (b)	既設 (c)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)								
北海道							15	1				16
青森県												
岩手県												
宮城県						1						1
秋田県												
山形県						2						2
福島県	2					2	28	1			2	27
茨城県	3					3	32					32
栃木県	2					2	62				2	60
群馬県	2					2	10					10
埼玉県	4					4	47				1	46
千葉県							8					8
東京都												
神奈川県												
新潟県							14					14
富山県							37	1			4	34
石川県							1					1
福井県	2					2	17					17
山梨県	1					1	4				1	3
長野県	2					2	15					15
岐阜県							3					3
静岡県	7					7	69	1				70
愛知県	8					8	129	1			13	117
三重県	2					2	33	1			1	33
滋賀県	2					2	18					18
京都府							4					4
大阪府	3					3	15					15
兵庫県							10				4	6
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県	1					1	3					3
広島県							3					3
山口県	1					1	3				2	1
徳島県												
香川県							2					2
愛媛県												
高知県												
福岡県	2					2	21					21
佐賀県							4					4
長崎県							1					1
熊本県	1					1	25				6	19
大分県							2					2
宮崎県							1					1
鹿児島県							2					2
沖縄県												

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (6 b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小計						
	23年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	24年度未施設数 (a+b+c-e-f)	23年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	24年度未施設数 (a+b+c-e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	1					1	4				4	
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							20				20	
浜松市							1				1	
名古屋市							18			4	14	
京都市	1					1	9				9	
大阪市							2				2	
堺市	1					1	7				7	
神戸市												
岡山市												
広島市	1					1	3				3	
北九州市							4				4	
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1				1	
郡山市												
いわき市							1				1	
宇都宮市												
前橋市							3				3	
高崎市												
川越市							1				1	
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	2					2	8				8	
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							5				5	
岡崎市							2				2	
豊田市	3	1			1	3	32	2		2	32	
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							16				16	
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1				1	
和歌山市												
倉敷市							8				8	
福山市												
下関市							12				12	
高松市							1				1	
松山市												
高知市												
久留米市							3				3	
長崎市												
大分市							2				2	
宮崎市												
鹿児島市							1				1	
合 計	54	1	0	0	2	53	806	8	0	0	42	772

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (7a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別—都道府県別)

事業場 数 <small>注1)</small>	廃棄物焼却炉															
	4t/h以上							2t/h以上~4t/h未満								
	23年 度末施 設数 <small>(a)</small>	新設 <small>(b) 注2)</small>	既設 <small>(c) 注3)</small>	規模 変更 前 <small>(d1)</small>	規模 変更 後 <small>(d2)</small>	規模 未満 変更 <small>(e)</small>	廃止 <small>(f)</small>	24年 度末施 設数 <small>(a+b+c- d1+d2- e-f)</small>	23年 度末施 設数 <small>(a)</small>	新設 <small>(b) 注2)</small>	既設 <small>(c) 注3)</small>	規模 変更 前 <small>(d1)</small>	規模 変更 後 <small>(d2)</small>	規模 未満 変更 <small>(e)</small>	廃止 <small>(f)</small>	24年 度末施 設数 <small>(a+b+c- d1+d2- e-f)</small>
北海道	203	18						18	26						2	24
青森県	103	10						10	22							22
岩手県	108	2						2	24							24
宮城県	113	18	4					22	32	3						35
秋田県	58	3						3	13							13
山形県	108	7						7	12							12
福島県	92	5	3					8	30							30
茨城県	334	31					3	28	62	1					5	58
栃木県	143	10						10	29	4						33
群馬県	87	13						13	25						1	24
埼玉県	216	42	1				1	42	79						2	77
千葉県	256	46						46	77							77
東京都	202	105	4					109	47	2						49
神奈川県	86	34	1					35	28					2		30
新潟県	161	8						8	55						2	53
富山県	63	6						6	15	3					1	17
石川県	71								12							12
福井県	80	7						7	14						2	12
山梨県	61	3						3	20							20
長野県	133	7						7	28						1	27
岐阜県	196	2						2	31							31
静岡県	257	28						28	42	3						45
愛知県	182	43	3					46	48						1	47
三重県	166	17	2					19	34						3	31
滋賀県	82	6						6	21							21
京都府	65	6						6	13							13
大阪府	88	33						33	37						2	35
兵庫県	207	19						19	35							35
奈良県	166	6						6	23							23
和歌山县	72								12							12
鳥取県	78	5						5	6							6
島根県	61	2						2	10							10
岡山県	101	4						4	15							15
広島県	114	9						9	20							20
山口県	106	10						10	25						1	24
徳島県	132	1						1	25							25
香川県	110	7						7	8							8
愛媛県	154	15						15	19							19
高知県	112								11							11
福岡県	183	12	3				1	14	29							29
佐賀県	84	4						4	13							13
長崎県	85	8						8	15							15
熊本県	103	2						2	25							25
大分県	47	3						3	13						1	12
宮崎県	59	9	2					11	8							8
鹿児島県	137								24						1	23
沖縄県	75	8						8	18							18

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (7b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一政令市別)

事業場 数 <small>注1)</small>	廃棄物焼却炉																
	4t/h以上							2t/h以上~4t/h未満									
	23年 度末施 設数 <small>(a)</small>	新設 <small>(b) 注2)</small>	既設 <small>(c) 注3)</small>	規模 変更 前 <small>(d1)</small>	規模 変更 後 <small>(d2)</small>	規模 未満 変更 <small>(e)</small>	廃止 (f)	24年 度末施 設数 <small>(a+b+c- d1+d2- e-f)</small>	23年 度末施 設数 <small>(a)</small>	新設 <small>(b) 注2)</small>	既設 <small>(c) 注3)</small>	規模 変更 前 <small>(d1)</small>	規模 変更 後 <small>(d2)</small>	規模 未満 変更 <small>(e)</small>	廃止 (f)	24年 度末施 設数 <small>(a+b+c- d1+d2- e-f)</small>	
札幌市	11	9						9	8							8	
仙台市	22	13						13	7							2	5
さいたま市	17	13						13	3								3
千葉市	33	13						13	3								3
横浜市	56	27					1	26	4								4
川崎市	26	24					3	21	6								6
相模原市	12	7						7	1								1
新潟市	42	12					3	9	10							2	8
静岡市	37	6						6	3								3
浜松市	59	8						8	11								11
名古屋市	35	19						19	1								1
京都市	43	21						21	1								1
大阪市	29	26						26	7								7
堺市	27	15						15	2								2
神戸市	22	15					1	14	3								3
岡山市	35	8						8	1								1
広島市	37	9						9	4								4
北九州市	30	17						17	3								3
福岡市	14	9						9	4								4
熊本市	17	4						4	1								1
函館市	6	3						3									
旭川市	10	2						2	2								2
青森市	23	8						8	2								2
盛岡市	18	3						3	3								3
秋田市	13	3						3	3								3
郡山市	17	4						4	2	1							3
いわき市	18	13						13	6								6
宇都宮市	15	6						6	4								4
前橋市	25	3						3	4								4
高崎市	23	3						3	2								2
川越市	9	2						2	3								3
船橋市	10	8						8	2								2
柏市	11	5						5	3								3
横須賀市	8	5						5	3								3
富山市	33	3						3									
金沢市	23	5						5	4								4
長野市	16	3						3	1								1
岐阜市	17	5						5	6								6
豊橋市	11	3						3	4								4
岡崎市	17	7						7									
豊田市	14	4						4	3								3
大津市	12								7							1	6
豊中市	2	2	3					5	3							1	2
高槻市	7	5						5	2								2
東大阪市	6	8						8	4								4
姫路市	26	11	1					12	9								9
尼崎市	12	7						7	3								3
西宮市	4	7					2	5	1								1
奈良市	20	4						4									
和歌山市	31	6						6	4								4
倉敷市	35	10						10	12								12
福山市	44	4						4	6								6
下関市	12	2						2	1								1
高松市	18	5						5									
松山市	25	8					2	6	3			1	1				3
高知市	24	3						3	1								1
久留米市	14	3						3									
長崎市	14	4						4									
大分市	26	9						9	2								2
宮崎市	12	3						3	1								1
鹿児島市	26	4						4	2								2
合 計	7211	1112	27	0	0	0	0	17	1122	1431	17	0	1	3	0	34	1416

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (8a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一都道府県別)

23年度未施設数 (a)	廃棄物焼却炉							100kg/h以上～200kg/h未満							
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満							
	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	24年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	24年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	
北海道	116					4	112	78	1					4	75
青森県	31						31	55						1	54
岩手県	27					1	26	68						3	65
宮城県	29	1				2	28	51	1					4	48
秋田県	46					2	44	20						2	18
山形県	26						26	59	3					1	61
福島県	51					3	48	17	1						18
茨城県	70					1	69	195						6	189
栃木県	44					4	40	70	1					1	70
群馬県	40					2	38	29	1					2	28
埼玉県	85					4	81	30						2	28
千葉県	67					1	66	138						8	130
東京都	46	2				2	46	52						4	48
神奈川県	30			2		1	27	32	1					2	31
新潟県	59	2				4	57	65	3					4	64
富山県	18					1	17	36						5	31
石川県	25						25	43						2	41
福井県	29					1	28	44	1					4	41
山梨県	24						24	26	1					1	26
長野県	67					2	65	52							52
岐阜県	68	1					69	85						4	81
静岡県	81					9	72	100	1					5	96
愛知県	90					6	84	54						5	49
三重県	59	2				1	60	79						1	78
滋賀県	37					2	35	37						5	32
京都府	29					1	28	34							34
大阪府	43					2	41	21						1	20
兵庫県	69	1				5	65	111	1					3	109
奈良県	40	1					41	106	2					2	106
和歌山县	34						34	32						1	31
鳥取県	35	1				1	35	42	1					1	42
島根県	26					1	25	28						2	26
岡山県	46	2				1	47	54	8						62
広島県	50	1				3	48	52						4	48
山口県	46	2				5	43	50						7	43
徳島県	51					2	49	77						2	75
香川県	28						28	63	2					3	62
愛媛県	53	1				4	50	72	1					2	71
高知県	30					2	28	64	1					1	64
福岡県	51					3	48	88						9	79
佐賀県	44					3	41	40						1	39
長崎県	54					2	52	32	1						33
熊本県	37						37	40						3	37
大分県	19						19	17						1	16
宮崎県	18					1	17	32							32
鹿児島県	48						48	72	4					2	74
沖縄県	32						32	28	1					1	28

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (8 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満							100kg/h以上～200kg/h未満								
	23年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	24年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	23年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	24年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市	1							1	4							4
仙台市	3							3	8							8
さいたま市	5							5	2							2
千葉市	6					1	5	17							1	16
横浜市	7					2	5	11	1							12
川崎市	16	1				1	16	1								1
相模原市	9					1	8	3								3
新潟市	16					2	14	19								19
静岡市	8						8	22							3	19
浜松市	21						21	18							1	17
名古屋市	3						3	16							2	14
京都市	10						10	15								15
大阪市	9	1					10	4							1	3
堺市	5						5	12								12
神戸市	2						2	12								12
岡山市	30					4	26	13								13
広島市	29					5	24	12							1	11
北九州市	17						17	12	1						1	12
福岡市	5						5	5								5
熊本市	6						6	9								9
函館市	3						3	3								3
旭川市	1						1	4								4
青森市	2						2	13							1	12
盛岡市	5						5	10							1	9
秋田市	6						6	3								3
郡山市	1						1	6								6
いわき市	6					1	5	2							1	1
宇都宮市	5						5	5								5
前橋市	3						3	15							3	12
高崎市	5						5	7								7
川越市	2						2	2								2
船橋市	1						1	3								3
柏市	2						2	5							1	4
横須賀市	1						1	2	2							4
富山市	10						10	15								15
金沢市	6						6	8								8
長野市	10						10	6								6
岐阜市	4						4	6								6
豊橋市	4					1	3	4								4
岡崎市	5						5	6	1							7
豊田市	3						3	4								4
大津市	3						3	5								5
豊中市																
高槻市	2						2	5								5
東大阪市								2								2
姫路市	6					2	4	10	1							11
尼崎市	3						3	2								2
西宮市	1						1									
奈良市	4						4	12								12
和歌山市	10						10	10								10
倉敷市	19						19	5								5
福山市	14					1	13	30							1	29
下関市	8						8	4								4
高松市	8						8	9								9
松山市	12						12	13								13
高知市	3						3	18								18
久留米市	4						4	7							2	5
長崎市	3						3	6							2	4
大分市	15					1	14	7								7
宮崎市	1						1	8								8
鹿児島市	13						13	11								11
合 計	2570	19	0	2	0	0	111	2476	3178	43	0	0	0	0	144	3077

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (9a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一都道府県別)

23年 度未施 設数 (a)	廃棄物焼却炉														
	50kg/h以上～100kg/h未満							50kg/h未満 (0.5m ³ 以上)							
	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	24年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	新設 (b) <small>注2)</small>	既設 (c) <small>注3)</small>	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	24年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	
北海道	20					1	19	11	1					2	10
青森県	10						10	8							8
岩手県	7						7	2							2
宮城県	10					1	9	5							5
秋田県	1						1	5							5
山形県	5						5	6	1						7
福島県	14						14	9							9
茨城県	29					3	26	9	1						10
栃木県	24					2	22	7							7
群馬県	15					1	14	2						1	1
埼玉県	74	1	1			11	65	13							13
千葉県	29	1				3	27	16							16
東京都	52	1				1	52	20						1	19
神奈川県	15					3	12	4							4
新潟県	23					1	22	19							19
富山県	8						8	3							3
石川県	6						6	1							1
福井県	9						9	6							6
山梨県	8					1	7	6						1	5
長野県	10						10	5							5
岐阜県	47					2	45	9							9
静岡県	35					2	33	22							22
愛知県	24	1				1	24	7						1	6
三重県	23						23	9							9
滋賀県	12					4	8	9							9
京都府	6							6							
大阪府	7					1	6	6	2					2	6
兵庫県	31						31	8						3	5
奈良県	16						16	3							3
和歌山県	8					1	7	5							5
鳥取県	6					1	5	1							1
島根県	4						4	8							8
岡山県	4						4	6							6
広島県	16	1					17	13						1	12
山口県	21					1	20	9							9
徳島県	10							10	2						2
香川県	14					1	13	6						1	5
愛媛県	25	1				2	24	15							15
高知県	15	1				2	14	4							4
福岡県	32					1	31	13						1	12
佐賀県	8							8	4						4
長崎県	4					1	3	4							4
熊本県	7							7	8						8
大分県	8							8	4						4
宮崎県	2					1	1								
鹿児島県	13					1	12	7							7
沖縄県	10						10	5							5

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (9 b) 大気基準適用施設の届出等の状況

(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満							50kg/h未満(0.5m ³ 以上)								
	23年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	24年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	23年度未施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	24年度未施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市	2							2	2							2
仙台市	1							1								
さいたま市	4							4	3						1	2
千葉市	9					1	8	3							2	1
横浜市	27					1	26	5								5
川崎市	4							4	3							3
相模原市	2					1	1									
新潟市	9					2	7	2								2
静岡市	11					2	9	4								4
浜松市	1							1	1							1
名古屋市	8							8	6							6
京都市	14							14	2							2
大阪市	7							7								
堺市	6							6	1						1	
神戸市	3					1	2	1								1
岡山市	2							2	2							2
広島市	1							1	2						1	1
北九州市									3							3
福岡市																
熊本市									1							1
函館市																
旭川市									3	1					1	3
青森市	3							3	4							4
盛岡市	2					1	1	3							1	2
秋田市									1							1
郡山市	4					1	3									
いわき市	2							2								
宇都宮市	2							2	1							1
前橋市	3							3	1							1
高崎市	7							7	3							3
川越市	2							2								
船橋市	3							3								
柏市	2							2								
横須賀市	1							1	5							5
富山市	7							7	2							2
金沢市	6							6	1							1
長野市																
岐阜市	2		1	1				2	1							1
豊橋市	1						1									
岡崎市	6							6								
豊田市	2							2								
大津市																
豊中市	1							1								
高槻市																
東大阪市	2							2								
姫路市	5							5	1							1
尼崎市	3							3								
西宮市									2						1	1
奈良市	4					1	3	2								2
和歌山市	4					1	3	6								6
倉敷市	2							2	2						1	1
福山市	3					1	2									
下関市									1							1
高松市	2							2								
松山市	1							1								
高知市	2							2								
久留米市	6							6								
長崎市	4							4								
大分市	1							1	4							4
宮崎市	1							1	1							1
鹿児島市	3							3	1							1
合 計	987	7	1	1	1	0	64	931	430	6	0	0	0	0	24	412

注1)事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2)平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3)平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (10a) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉							合 計															
	小 計							事業 場数 (注1)	23年 度未施 設数 (a)	新設 (b) 既設 (c) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	24年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	新設 (b) 既設 (c) 注 2)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	24年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
	23年 度未施 設数 (a)	新設 (b)	既設 (c)	既設 (c) 注 3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)																
北海道	269	2					13	258	213	288	3						13	278					
青森県	136						1	135	105	139							1	138					
岩手県	130						4	126	108	130							4	126					
宮城県	145	9					7	147	115	148	9						7	150					
秋田県	88						4	84	58	88							4	84					
山形県	115	4					1	118	109	117	4						1	120					
福島県	126	4					3	127	97	156	5						5	156					
茨城県	396	2					18	380	346	437	2						18	421					
栃木県	184	5					7	182	157	248	5						9	244					
群馬県	124	1					7	118	93	135	3						7	131					
埼玉県	323	2	1				20	306	232	375	2	1					21	357					
千葉県	373	1					12	362	261	384	1						12	373					
東京都	322	9					8	323	204	325	9						8	326					
神奈川県	143	2		2	2		6	139	87	144	2		2	2			6	140					
新潟県	229	5					11	223	166	246	5						11	240					
富山県	86	3					7	82	77	124	4						11	117					
石川県	87						2	85	72	88							2	86					
福井県	109	1					7	103	83	126	1						7	120					
山梨県	87	1					3	85	63	91	1						4	88					
長野県	169						3	166	137	184							3	181					
岐阜県	242	1					6	237	199	245	1						6	240					
静岡県	308	4					16	296	273	377	5						16	366					
愛知県	266	4					14	256	227	413	7						28	392					
三重県	221	4					5	220	175	254	5						6	253					
滋賀県	122						11	111	85	140							11	129					
京都府	88						1	87	67	92							1	91					
大阪府	147	2					8	141	95	166	2						8	160					
兵庫県	273	2					11	264	213	285	2						15	272					
奈良県	194	3					2	195	166	194	3						2	195					
和歌山县	91						2	89	72	91							2	89					
鳥取県	95	2					3	94	78	95	2						3	94					
島根県	78						3	75	63	82							3	79					
岡山県	129	10					1	138	102	132	10						1	141					
広島県	160	2					8	154	116	165	2						8	159					
山口県	161	2					14	149	111	176	2						16	162					
徳島県	166						4	162	132	166							4	162					
香川県	126	2					5	123	112	128	2						5	125					
愛媛県	199	3					8	194	155	202	3						8	197					
高知県	124	2					5	121	112	124	2						5	121					
福岡県	225	3					15	213	189	248	3						15	236					
佐賀県	113						4	109	88	118							4	114					
長崎県	117	1					3	115	86	118	1						3	116					
熊本県	119						3	116	113	146							9	137					
大分県	64						2	62	48	66							2	64					
宮崎県	69	2					2	69	60	70	2						2	70					
鹿児島県	164	4					4	164	139	166	4						4	166					
沖縄県	101	1					1	101	76	102	1						1	102					

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 6 (10b) 大気基準適用施設の届出等の状況
(施設種類別－政令市別)

	廃棄物焼却炉							合 計									
	小 計							合 計									
	23年 度未施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	24年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)	事業 場数 注1)	23年 度未施 設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模 変更 前 (d1)	規模 変更 後 (d2)	規模 未満 変更 (e)	廃止 (f)	24年 度未施 設数 (a+b+c- d1+d2- e-f)
札幌市	26							26	12	27							27
仙台市	32					2	30	23	33							2	31
さいたま市	30					1	29	17	30							1	29
千葉市	51					5	46	35	53							5	48
横浜市	81	1				4	78	57	85	1						4	82
川崎市	54	1				4	51	28	59	1						4	56
相模原市	22					2	20	12	22							2	20
新潟市	68					9	59	42	68							9	59
静岡市	54					5	49	41	74							5	69
浜松市	60					1	59	60	61							1	60
名古屋市	53					2	51	38	72							6	66
京都市	63					1	62	44	72							1	71
大阪市	53	1				1	53	36	65	1						1	65
堺市	41					1	40	36	53							1	52
神戸市	36					2	34	22	36							2	34
岡山市	56					4	52	35	56							4	52
広島市	57					7	50	38	60							7	53
北九州市	52	1				1	52	41	65	1						1	65
福岡市	23						23	14	23								23
熊本市	21							21	21								21
函館市	9							9	6	9							9
旭川市	12	1				1	12	10	12	1						1	12
青森市	32					1	31	23	32							1	31
盛岡市	26					3	23	18	26							3	23
秋田市	16							16	14	17							17
郡山市	17	1				1	17	17	17	1						1	17
いわき市	29					2	27	20	34							2	32
宇都宮市	23						23	16	24								24
前橋市	29					3	26	27	32							3	29
高崎市	27						27	23	27								27
川越市	11						11	10	12								12
船橋市	17					2	15	11	18							2	16
柏市	17					1	16	11	17							1	16
横須賀市	17	2					19	8	17	2							19
富山市	37							37	37	46							46
金沢市	30							30	23	30							30
長野市	20							20	16	20							20
岐阜市	24		1	1			24	18	26		1	1					26
豊橋市	16					2	14	14	22							2	20
岡崎市	24	1					25	18	26	1							27
豊田市	16						16	21	48	2						2	48
大津市	15					1	14	12	15							1	14
豊中市	6	3				1	8	2	6	3						1	8
高槻市	14							14	7	14							14
東大阪市	16							16	6	16							16
姫路市	42	2				2	42	34	74	2						2	74
尼崎市	18							18	12	18							18
西宮市	11					3	8	4	11							3	8
奈良市	26					1	25	21	27							1	26
和歌山市	40					1	39	35	46							1	45
倉敷市	50					1	49	41	68							2	66
福山市	57					3	54	45	61							3	59
下関市	16						16	14	28								28
高松市	24						24	19	25								25
松山市	37		1	1		2	35	25	37		1	1				2	35
高知市	27							27	24	27							27
久留米市	20					2	18	15	23							2	21
長崎市	17					2	15	14	17							2	15
大分市	38					1	37	28	42							1	41
宮崎市	15							15	12	15							15
鹿児島市	34						1	33	27	35						1	34
合 計	9708	119	1	4	4	0	394	9434	7541	10686	131	1	4	4	0	438	10380

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表 I - 7 (1 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括—都道府県別)

	硫酸塩ハルブ(クラフトハルブ)又は亜硫酸 ハルブ(カルフォイトハルブ)の製造の用に供する 塩素又は塩素化合物による漂白施設							カーバイド法セレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設								
	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道	6	16						16	2	2						2
青森県	1	7						7	1	1						1
岩手県	1	1						1								
宮城県	2	6						6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県									1	1						1
新潟県									1	6	3					9
富山県	1	2						2	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	1						1								
静岡県	1	9						9								
愛知県	1	2						2	3	3						3
三重県	1	1						1								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県	1	1						1	1	1						1
奈良県																
和歌山县																
鳥取県	1	4						4								
島根県	1	1						1								
岡山県									1	1						1
広島県	1	3						1	2	2	2					2
山口県	1	2						2	1	3						3
徳島県	1	2						2								
香川県									1	2						1
愛媛県	2	8						8								
高知県																
福岡県									1	1						1
佐賀県																
長崎県									1	1						1
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県	1	2						2								
鹿児島県	1	1						1								
沖縄県									1	1						1

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一政令市別)

	硫酸塩バーリウム(クラフトバーリウム)又は亜硫酸バーリウム(カルバトバーリウム)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設								カーバイド法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設							
	事業場数 ^{注2)}	23年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	24年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	23年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	24年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市									1	1						1
横浜市									1	3						3
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	3						3	1	1						1
静岡市									1	4						4
浜松市									2	5						5
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市									2	2						2
神戸市																
岡山市																
広島市									1	1						1
北九州市									2	2						2
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市	1	3						3								
青森市																
盛岡市																
秋田市	1	1						1								
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市									1	1	1					1
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市									1	1						1
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市									1	1						1
宮崎市																
鹿児島市																
合計	29	77	0	0	0	0	1	76	39	55	4	0	0	0	2	57

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬戸内海法への移行」、「法から瀬戸内海法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (2 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括—都道府県別)

	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設							アルカリ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設							
	事業場数 ^{注2)}	23年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(F)	24年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	23年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(F)
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県									1	3	1				4
東京都															
神奈川県															
新潟県										13	1				14
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県								1	2						2
岐阜県								1		1					1
静岡県								1	2						2
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山县															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県								1	3	1					4
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (2 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一政令市別)

	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設								アルカリ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設							
	事業場数 ^{注2)}	23年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	24年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	23年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	24年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	5	23	4	0	0	0	0	27

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (3 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括—都道府県別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設							塩化ビニルモナーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設							
	事業場数 ^{注2)}	23年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(F)	24年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	23年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(F)
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県									1	9					9
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県	1	2						2							
東京都															
神奈川県	1	2						2							
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県									1	6					6
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県									1	4					4
奈良県															
和歌山县															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県									2	9					9
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (3 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一政令市別)

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設								塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設							
	事業場数 ^{注2)}	23年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	24年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	23年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	24年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	2						2								
静岡市																
浜松市																
名古屋市	1	1						1								
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市									1	4						4
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	4	7	0	0	0	0	0	7	6	32	0	0	0	0	0	32

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (4 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}

(施設種類別・総括一都道府県別)

	カブロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設							クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設							
	事業場数 ^{注2)}	23年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)	24年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	23年度末施設数(a)	新設(b) ^{注3)}	既設(c) ^{注4)}	瀬法から法への移行(d1) ^{注5)}	法から瀬法への移行(d2) ^{注5)}	廃止(f)
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県	1	5						5							
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山县															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (4 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一政令市別)

	カフロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、 シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設								クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する 水洗施設、廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c-f)	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市									1	2						2
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	5	0	0	0	0	0	0	5	1	2	0	0	0	0	2

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (5 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一都道府県別)

	4-クロロフル酸水素トリウムの製造の用に供する ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設								2,3-ジ ³ クロ-1,4-ナフキノンの製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1	3						3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1	3							3							
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山县																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (5 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一政令市別)

	4-クロロフル酸水素トリウムの製造の用に供する ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設								2,3-ジ'クロロ-1,4-ナフチノンの製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c-f)	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	1	3	0	0	0	0	0	3	1	3	0	0	0	0	0	3

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (6 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一都道府県別)

	ジオガス・イレットの製造の用に供するニト化誘導体分離施設、 還元誘導体分離施設、ニト化誘導体洗浄施設、還元誘導体 洗浄施設、ジオガス・イレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、 溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設 のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							
	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (F)	24年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (F)
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県								2	2						2
茨城県								2	4						4
栃木県								1	3						3
群馬県															
埼玉県								1	1						1
千葉県								1	1						1
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県								4	5						5
石川県															
福井県								2	5						5
山梨県															
長野県															
岐阜県								1	1						1
静岡県								5	18						18
愛知県								2	3						3
三重県								1	2						2
滋賀県								3	5						1
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山县															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県	1	7						7	1						1
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (6 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一政令市別)

	ジオウゾンパイレットの製造の用に供するヒロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ヒロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオウゾンパイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設							アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							
	事業場数 ^{注2)}	23年度末施設数(a)	新設(b) 注3)	既設(c) 注4)	瀬法から法への移行(d1) 注5)	法から瀬法への移行(d2) 注5)	廃止(f)	24年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数 ^{注2)}	23年度末施設数(a)	新設(b) 注3)	既設(c) 注4)	瀬法から法への移行(d1) 注5)	法から瀬法への移行(d2) 注5)	廃止(f)
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市									1	3					3
浜松市															
名古屋市									1	8					8
京都市									1	6					6
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市									1	1					1
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市									1	1					1
大津市															
豊中市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市									1	2					2
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市									1	1					1
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合計	1	7	0	0	0	0	0	7	32	73	0	0	0	0	72

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (7 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括—都道府県別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c-f)	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c-f)
北海道																
青森県	1	9						9								
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1	4						4								
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県									5	49	6					55
千葉県																
東京都																
神奈川県									1	9						9
新潟県																
富山県	1	1						1								
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県									2	191						191
愛知県	1	1						1								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山县																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	1						1								
高知県																
福岡県	1	7						2	5							
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (7 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c-f)	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市	1	6						6								
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市	1	16						16								
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合計	8	45	0	0	0	0	2	43	8	249	6	0	0	0	0	255

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等を総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (8 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括—都道府県別)

事業場 数 ^{注2)}	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの																
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設							灰の貯留施設									
	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道	19	46	4				2	48	8	14							14
青森県	18	41						41	1	14							14
岩手県	5	5						5	1	1							1
宮城県	1	5						5									
秋田県	1	3					1	2	5	7							7
山形県	8	8						8	9	9							9
福島県	8	24						24	18	27							1
茨城県	30	66					6	60	12	17							2
栃木県	1	2						2	6	6	2						8
群馬県	2	3	2				2	3	6	6							6
埼玉県	55	130	1				3	128	21	43	1						3
千葉県	34	84						84	15	37							37
東京都	35	142	5				1	146	17	93	1						1
神奈川県	13	57	1				2	56	7	19	3						20
新潟県	16	24					2	22	16	21							2
富山県	5	25					5	20	3	5	1						6
石川県	4	5						5	5	6							6
福井県	9	26					3	23	5	8							8
山梨県	3	5						5	4	4							4
長野県	24	66						66	3	28							28
岐阜県	28	35	1				1	35									
静岡県	40	56						56	3	12							12
愛知県	29	50	1				1	50	16	21							20
三重県	17	33					1	32	7	9							9
滋賀県	3	10						10	1	2							2
京都府	5	8						8	7	11							11
大阪府	35	83						83	2	23							23
兵庫県	20	45					1	44	28	31							31
奈良県	16	24						24	6	8							8
和歌山县	3	3						3	13	16							16
鳥取県	6	13						13	10	18							18
島根県	15	23					1	22	2	3							3
岡山県	12	17						17	6	12							12
広島県	10	15					1	14	4	5							5
山口県	20	49					2	47	1	3							3
徳島県	16	31						31	6	8							8
香川県	9	16						1	15	8	13						13
愛媛県	7	12						12	2	2							2
高知県	6	9						2	7								
福岡県	23	45						5	40	9	16						16
佐賀県	7	11							11	5	5						5
長崎県	8	15					1	14	6	8							8
熊本県	5	8						8	2	3							3
大分県																	
宮崎県	1	1							1	1	1						1
鹿児島県																	
沖縄県	18	26		1				27	6	6							6

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (8 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括—政令市別)

事業場 数 ^{注2)}	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設							灰の貯留施設										
	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- f)	
札幌市	1	9						9	3	7							7	
仙台市	4	21						21	7	9							9	
さいたま市	2	5						5	5	7							7	
千葉市	4	18					1	17	2	11							11	
横浜市	4	16					1	15	4	22							20	
川崎市	13	34	1					35	4	5							4	
相模原市	9	24					1	23		7							7	
新潟市	6	9						9	1	5							3	
静岡市	5	7						7	2	2							2	
浜松市	4	12						12		1							1	
名古屋市	5	24						24	1	4							4	
京都市	7	17					2	15		6							6	
大阪市	13	33	2				2	33		13							12	
堺市	2	2						2	6	9							9	
神戸市	4	11					1	10	3	5	2						7	
岡山市	10	11						11	2	4							4	
広島市	16	35						35	1	9							9	
北九州市	8	29					1	28	6	59							59	
福岡市	4	17						17	1	5							5	
熊本市		2						2	2	2							2	
函館市																		
旭川市																		
青森市	3	3						3	2	2							2	
盛岡市	1	2						2	1	1							1	
秋田市	3	9						9	1	1							1	
郡山市		2						2	2	2							2	
いわき市	8	24	2					26										
宇都宮市	5	13						13		5							5	
前橋市	1	2						2	2	7							7	
高崎市	1	3						3	2	2							2	
川越市	3	4						4	2	4							4	
船橋市									1	2							1	
柏市																		
横須賀市	3	13	1					14	1	5							5	
富山市	4	8						8	1	1							1	
金沢市	2	4					1	3	1	1							1	
長野市	4	9						9	1	1							1	
岐阜市	4	4						4										
豊橋市		3						3	3	4							4	
岡崎市	2	3						3		2							2	
豊田市	2	4						4	4	6							6	
大津市	1	3						3	2	3							3	
豊中市	1	10	3				4	9		1							1	
高槻市	2	12						12		2							2	
東大阪市		10						10										
姫路市	6	16	3	2				21	1	13							12	
尼崎市	6	19						19	3	4							4	
西宮市									2	3							2	
奈良市	1	2						2	1	2							2	
和歌山市	3	4						4	2	3							3	
倉敷市	11	32						32	3	5							5	
福山市	6	12						12	2	5							3	
下関市																		
高松市	3	3						3	1	2							2	
松山市	2	4						4										
高知市	2	2						2	1	2							2	
久留米市	2	2						2	1	1							1	
長崎市	3	4						4	1	2							2	
大分市	3	17					1	16		2							2	
宮崎市		2						2	1	1							1	
鹿児島市									2	3							3	
合計	869	2003	27	5	0	0	0	59	1976	410	893	10	0	0	0	1	23	879

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等などを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬戸内海法への移行」、「法から瀬戸内海法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (9 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一都道府県別)

事業場 数 ^{注2)}	廃棄物焼却炉に係る魔ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及び PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設							
	小計															
	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道	27	60	4				2	62	1	5						5
青森県	19	55								55						
岩手県	6	6								6						
宮城県	1	5								5						
秋田県	6	10					1	9								
山形県	17	17						17	1	26						26
福島県	26	51					1	50								
茨城県	42	83					8	75								
栃木県	7	8	2					10								
群馬県	8	9	2				2	9	1		2					2
埼玉県	76	173	2				6	169								
千葉県	49	121							121							
東京都	52	235	6				1	1	239	1	3					3
神奈川県	20	76	4					4	76							
新潟県	32	45						4	41							
富山県	8	30	1					5	26							
石川県	9	11							11							
福井県	14	34					3	31								
山梨県	7	9							9							
長野県	27	94							94							
岐阜県	28	35	1				1	35								
静岡県	43	68							68							
愛知県	45	71	1				2	70	1	1						1
三重県	24	42					1	41								
滋賀県	4	12							12							
京都府	12	19							19							
大阪府	37	106							106							
兵庫県	48	76					1	75								
奈良県	22	32							32							
和歌山县	16	19							19							
鳥取県	16	31							31							
島根県	17	26					1	25								
岡山県	18	29							29							
広島県	14	20					1	19	1	1						1
山口県	21	52					2	50								
徳島県	22	39							39							
香川県	17	29					1	28								
愛媛県	9	14							14							
高知県	6	9						2	7							
福岡県	32	61						5	56							
佐賀県	12	16							16							
長崎県	14	23					1	22								
熊本県	7	11							11							
大分県																
宮崎県	2	2							2							
鹿児島県																
沖縄県	24	32	1						33							

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (9 b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一政令市別)

事業場 数 ^{注2)}	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及び PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設							
	小計															
	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e) ^{注6)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市	4	16						16								
仙台市	11	30						30								
さいたま市	7	12						12								
千葉市	6	29				1	28	1	1							1
横浜市	8	38				3	35	2	2							2
川崎市	17	39	1			1	39	1	26							26
相模原市	9	31				1	30									
新潟市	7	14				2	12									
静岡市	7	9					9									
浜松市	4	13					13									
名古屋市	6	28					28	1	1							1
京都市	7	23				2	21									
大阪市	13	46	2			3	45	2	5							5
堺市	8	11					11									
神戸市	7	16	2			1	17									
岡山市	12	15					15									
広島市	17	44					44	1	1							1
北九州市	14	88				1	87	1	14							14
福岡市	5	22					22									
熊本市	2	4					4									
函館市																
旭川市																
青森市	5	5					5									
盛岡市	2	3					3									
秋田市	4	10					10									
郡山市	2	2	2				4									
いわき市	8	24	2				26									
宇都宮市	5	18					18									
前橋市	3	9					9									
高崎市	3	5					5									
川越市	5	8					8									
船橋市	1	2				1	1									
柏市																
横須賀市	4	18	1				19									
富山市	5	9					9	2	2							2
金沢市	3	5				1	4									
長野市	5	10					10									
岐阜市	4	4					4									
豊橋市	3	7					7									
岡崎市	2	5					5									
豊田市	6	10					10	1	40							40
大津市	3	6					6									
豊中市	1	11	3			5	9									
高槻市	2	14					14									
東大阪市		10					10									
姫路市	7	29	3	2		1	33									
尼崎市	9	23					23									
西宮市	2	3				1	2									
奈良市	2	4					4									
和歌山市	5	7					7									
倉敷市	14	37					37									
福山市	8	17				2	15									
下関市																
高松市	4	5					5									
松山市	2	4					4									
高知市	3	4					4									
久留米市	3	3					3									
長崎市	4	6					6									
大分市	3	19				1	18									
宮崎市	1	3					3									
鹿児島市	2	3					3									
合計	1279	2896	37	5	0	0	1	82	2855	18	128	2	0	0	0	130

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等などを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (10a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括—都道府県別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちブラズマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 ^{注2)}	23年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	漬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 漬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	24年 度未施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	23年 度未施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	廃止 (f)	24年 度未施 設数 (a+b+c- f)
北海道								5	5					5
青森県								1	1					1
岩手県								1	1					1
宮城県	1	1					1	1	1					1
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	3	5					5	4	4					4
栃木県	1	1					1	3	3					3
群馬県	2	3					3	1	2				1	1
埼玉県	3	6					6	10	10					10
千葉県	1	1					1	3	3					3
東京都								21	21					21
神奈川県	1	2					2	13	15					15
新潟県														
富山県	1	1					1	2	3					3
石川県														
福井県								1	1					1
山梨県								1	1					1
長野県	1	1					1	3	3					3
岐阜県	2	3					3	2	2					2
静岡県	2	3					3	2	2					2
愛知県	3	4					4	8	7	1				8
三重県								2	2					2
滋賀県	1	1					1	2	2					2
京都府								2	2					2
大阪府	1	2					2	12	12					12
兵庫県								5	5					5
奈良県								1	2					2
和歌山县														
鳥取県								4	4					4
島根県								1	1					1
岡山県								2	1	1				2
広島県	1	2					2							
山口県								1	2					2
徳島県														
香川県	1	3					3							
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県	1	2					2							
長崎県								1	2				1	1
熊本県														
大分県														
宮崎県								1	1					1
鹿児島県														
沖縄県	1	2					2							

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可などを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬戸内海法から法への移行」、「法から瀬戸内海法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (10b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括—政令市別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							下水道終末処理施設						
	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	漬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 漬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- f)
札幌市								4	4					4
仙台市								2	2					2
さいたま市														
千葉市								2	4					4
横浜市								5	22				3	19
川崎市								3	6					6
相模原市	1	2						2						
新潟市	1	1						1	1	1				1
静岡市	1	2						2	3	4				4
浜松市								2	2					2
名古屋市								6	7					7
京都市								4	4					4
大阪市								7	8			1		7
堺市	1	1						1	2	2				2
神戸市								4	4					4
岡山市									1				1	
広島市								5	7					7
北九州市	1	2						2	3	4				4
福岡市									3	3				3
熊本市								2	2					2
函館市									1	1				1
旭川市									1	1				1
青森市														
盛岡市														
秋田市									2	2				2
郡山市									1	1				1
いわき市									1	1				1
宇都宮市														
前橋市									1	3				3
高崎市									1	1				1
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市									2	2				2
富山市	1	1						1	2	2				2
金沢市	1	1						1	3	4				4
長野市									3	3				3
岐阜市									2	2				2
豊橋市									1	1				1
岡崎市														
豊田市														
大津市									1	1				1
豊中市									1	2			1	1
高槻市									1	4				4
東大阪市									2	2				2
姫路市	1	2						2	2	2				2
尼崎市									2	2				2
西宮市									3	2	1			3
奈良市														
和歌山市									2	2				2
倉敷市									1	1				1
福山市									1	1				1
下関市	1	1						1						
高松市									2	2				2
松山市														
高知市	1	2						2	1	1				1
久留米市														
長崎市									1	1				1
大分市														
宮崎市									2	2				2
鹿児島市	1	3						3	1	1				1
合計	38	61	0	0	0	0	0	61	218	258	3	0	8	253

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等などを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬戸内海法への移行」、「法から瀬戸内海法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (1 1 a) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括—都道府県別)

事業場 数 ^{注2)}	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場 から排出される水の処理施設							合 計									
	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- f)
北海道								41	88	4						2	90
青森県								23	73								73
岩手県	1						1	8	9								9
宮城県	2						2	6	16								16
秋田県	1						1	6	11							1	10
山形県								18	43								43
福島県	1						1	30	61							1	60
茨城県								53	106							8	98
栃木県								13	16	2							18
群馬県								13	15	4						3	16
埼玉県								96	240	8						6	242
千葉県	3	4					4	60	136	1							137
東京都								74	259	6					1	1	263
神奈川県								37	105	4					4	105	
新潟県	4	9					9	37	73	4					4	73	
富山県								18	43	1					5	39	
石川県								9	11								11
福井県								17	40						3	37	
山梨県								8	10								10
長野県	2						2	32	102								102
岐阜県								35	42	2					1	43	
静岡県	1	1					2	57	297	1							298
愛知県	2	2	1				3	67	99	3					2	100	
三重県	1	2					2	30	55						1	54	
滋賀県								10	20						1	19	
京都府								15	22								22
大阪府								50	120								120
兵庫県								56	87						1	86	
奈良県								23	34								34
和歌山县								16	19								19
鳥取県								21	39								39
島根県	1						1	19	29						1	28	
岡山県								21	31	1							32
広島県	1	1					1	20	29						2	27	
山口県	1	1					1	27	69						2	67	
徳島県								23	41								41
香川県	1	1					1	21	38	1					2	37	
愛媛県	2	5					5	15	36								36
高知県								6	9						2	7	
福岡県	1	1					1	35	70						7	63	
佐賀県								13	18								18
長崎県								16	26						2	24	
熊本県								8	12								12
大分県																	
宮崎県	1	1					1	5	6							6	
鹿児島県								1	1							1	
沖縄県	1	1					1	27	36	1						37	

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 7 (11b) 水質基準対象施設の届出等の状況^{注1)}
(施設種類別・総括一政令市別)

事業場 数 ^{注2)}	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場 から排出される水の処理施設							合 計									
	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- f)	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- f)	
	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	廃止 (f)	事業場 数 ^{注2)}	23年 度末施 設数 (a)	新設 (b) ^{注3)}	既設 (c) ^{注4)}	瀬法か ら法へ の移行 (d1) ^{注5)}	法から 瀬法へ の移行 (d2) ^{注5)}	規模未 満変更 (e)	廃止 (f)	24年 度末施 設数 (a+b+c- f)	
札幌市								8	20							20	
仙台市								13	32							32	
さいたま市								7	12							12	
千葉市	1	1					1	11	36							1	35
横浜市	2	2					2	18	67							6	61
川崎市								21	71	1						1	71
相模原市	1	2					1	1	11	35						2	33
新潟市		1						1	12	23						2	21
静岡市								13	22								22
浜松市								8	20								20
名古屋市								15	45								45
京都市								12	33							2	31
大阪市								22	59	2						4	57
堺市								13	16								16
神戸市								11	20	2						1	21
岡山市								12	16							1	15
広島市								24	53								53
北九州市		1					1	21	111							1	110
福岡市								8	25								25
熊本市								4	6								6
函館市								1	1								1
旭川市								2	4								4
青森市								5	5								5
盛岡市								2	3								3
秋田市								8	14								14
郡山市								3	3	2							5
いわき市		1					1	11	34	2							36
宇都宮市	1	1					1	6	19								19
前橋市								4	12								12
高崎市								4	6								6
川越市								5	8								8
船橋市								1	2							1	1
柏市																	
横須賀市								6	20	1							21
富山市	1	1					1	11	15								15
金沢市		1					1	7	11							2	9
長野市								8	13								13
岐阜市								6	6								6
豊橋市								4	8								8
岡崎市								2	5								5
豊田市								8	51								51
大津市								4	7								7
豊中市								2	13	3						6	10
高槻市								3	18								18
東大阪市								2	12								12
姫路市	1	1					1	14	53	4	2					2	57
尼崎市								11	25								25
西宮市		3					1	2	5	8	1					2	7
奈良市								2	4								4
和歌山市								8	10								10
倉敷市		1					1	16	43								43
福山市								9	18							2	16
下関市								2	2								2
高松市								6	7								7
松山市								2	4								4
高知市								5	7								7
久留米市								3	3								3
長崎市								5	7								7
大分市	2	3					3	6	23							1	22
宮崎市								3	5								5
鹿児島市								4	7								7
合 計	27	56	2	0	0	0	3	55	1716	3980	58	5	0	0	1	99	3943

注1) 法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注2) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出又は瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注4) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第13条第1項または瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注5) 「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注6) 「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表 I - 8 (1a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉		小計	
	24年度末 事業場数	24年度末 施設数	23年度末 事業場数	23年度末 施設数	24年度末 事業場数	23年度末 施設数	24年度末 事業場数	23年度末 施設数	24年度末 事業場数	23年度末 施設数	24年度末 事業場数	23年度末 施設数
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県			1					1				2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 8 (1 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別－政令市別)

	亜鉛回収施設												
	焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉		小計		
	24年度末 事業場数	24年度末 施設数	23年度末 事業場数	23年度末 施設数	24年度末 事業場数	23年度末 施設数	24年度末 事業場数	23年度末 施設数	24年度末 事業場数	23年度末 施設数	24年度末 事業場数	23年度末 施設数	
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
熊本市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
豊中市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
倉敷市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
合 計	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 8 (2a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

事業場数	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上		2t/h以上～4t/h未満		200kg/h以上～2t/h未満		100kg/h以上～200kg/h未満		50kg/h以上～100kg/h未満		50kg/h未満(0.5m ³ 以上)	
	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末	24年度末	23年度末
北海道	1							1	1			
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	1					1	1					
茨城県												
栃木県	1(1)	2(2)	2(2)									
群馬県								1				
埼玉県												
千葉県												
東京都	1(1)				1(1)	1(1)						
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県	2(2)				2(2)	2	2(2)	2	1(1)	1		
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府	1(1)				1(1)	1(1)						
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県	1					1	1					
香川県												
愛媛県	2	3	3		1	1						
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県	2(1)				2(2)	2						

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 8 (2b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別－政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上		2t/h以上～4t/h未満		200kg/h以上～2t/h未満		100kg/h以上～200kg/h未満		50kg/h以上～100kg/h未満		50kg/h未満(0.5m ³ 以上)	
	24年度末 事業場数	24年度末 施設数	23年度末 事業場数	23年度末 施設数	24年度末 事業場数	23年度末 施設数	24年度末 事業場数	23年度末 施設数	24年度末 事業場数	23年度末 施設数	24年度末 事業場数	23年度末 施設数
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市							1					
横浜市	1(1)					1(1)	1(1)					
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市	2	2	2									
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	15(7)	7(2)	7(2)	0	0	10(7)	11(3)	3(2)	4	1(1)	1	0

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 8 (3a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別—都道府県別)

	廃棄物焼却炉		合 計		
	小計				
	24年度末 施設数	23年度末 施設数	24年度末		23年度末
			事業場数	施設数	施設数
北海道	1	1	1	1	1
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県	1	1	1	1	1
茨城県					
栃木県	2(2)	2(2)	1(1)	2(2)	2(2)
群馬県		1			3
埼玉県					
千葉県					
東京都	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県	5(5)	5	2(2)	5(5)	5
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山县					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県	1	1	1	1	1
香川県					
愛媛県	4	4	2	4	4
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県	2(2)	2	2(1)	2(2)	2

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 8 (3b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉		合 計		
	小計				
	24年度末 施設数	23年度末 施設数	24年度末		23年度末
			事業場数	施設数	施設数
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市		1			1
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
川崎市					
相模原市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
熊本市					
函館市					
旭川市					
青森市					
盛岡市					
秋田市					
郡山市					
いわき市					
宇都宮市					
前橋市					
高崎市					
川越市					
船橋市					
柏市					
横須賀市					
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
大津市					
豊中市					
高槻市					
東大阪市					
姫路市					
尼崎市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
倉敷市	2	2	2	2	2
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市					
合 計	21(12)	23(5)	15(7)	21(12)	25(5)

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
() 内に再掲した。

表 I - 9 (1 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの								廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設				タンク類の破壊の用に供する施設のうちブレーカ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		灰の貯留施設			小計			24年度末		23年度末		24年度末		23年度末		24年度末		23年度末	
	24年度末		23年度末		24年度末		23年度末		24年度末		23年度末		24年度末		23年度末		24年度末		23年度末	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
北海道																				
青森県																				
岩手県																				
宮城県																				
秋田県																				
山形県																				
福島県	1	1	1						1	1	1									
茨城県																				
栃木県	1(1)	1(1)	1(1)						1(1)	1(1)	1(1)									
群馬県				2								2								
埼玉県																				
千葉県																				
東京都	1(1)	1(1)	1(1)						1(1)	1(1)	1(1)									
神奈川県																				
新潟県																				
富山県																				
石川県																				
福井県	2	3	3						2	3	3									
山梨県																				
長野県																				
岐阜県																				
静岡県																				
愛知県																				
三重県																				
滋賀県																				
京都府																				
大阪府																				
兵庫県																				
奈良県																				
和歌山县																				
鳥取県																				
島根県																				
岡山県																				
広島県																				
山口県																				
徳島県																				
香川県																				
愛媛県																				
高知県																				
福岡県																				
佐賀県																				
長崎県																				
熊本県																				
大分県																				
宮崎県																				
鹿児島県																				
沖縄県																				

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 9 (1 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの										廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設				タンク類の破壊の用に供する施設のうちブレーカ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設		灰の貯留施設			小計			24年度末		23年度末		24年度末		23年度末		24年度末		23年度末	
	24年度末		23年度末		24年度末		23年度末		24年度末		23年度末		24年度末		23年度末		24年度末		23年度末	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
札幌市																				
仙台市																				
さいたま市																				
千葉市																				
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)						1(1)	1(1)	1(1)									
川崎市																				
相模原市																				
新潟市																				
静岡市																				
浜松市																				
名古屋市																				
京都市																				
大阪市																				
堺市																				
神戸市																				
岡山市																				
広島市																				
北九州市																				
福岡市																				
熊本市																				
函館市																				
旭川市																				
青森市																				
盛岡市																				
秋田市																				
郡山市																				
いわき市																				
宇都宮市																				
前橋市																				
高崎市																				
川越市																				
船橋市																				
柏市																				
横須賀市																				
富山市																				
金沢市																				
長野市																				
岐阜市																				
豊橋市																				
岡崎市																				
豊田市																				
大津市																				
豊中市																				
高槻市																				
東大阪市																				
姫路市																				
尼崎市																				
西宮市																				
奈良市																				
和歌山市																				
倉敷市																				
福山市																				
下関市																				
高松市																				
松山市																				
高知市																				
久留米市																				
長崎市																				
大分市																				
宮崎市																				
鹿児島市																				
合 計	6(3)	7(3)	9(3)	0	0	0	6(3)	7(3)	9(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 9 (2 a) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別—都道府県別)

	下水道終末 処理施設		水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設		合 計		
	24年度末		23年度末		24年度末		23年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	施設数
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県			1	1	1	1	1
山形県							
福島県					1	1	1
茨城県							
栃木県			1(1)	1(1)	1(1)	2(2)	2(2)
群馬県							2
埼玉県							
千葉県							
東京都					1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県							
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県					2	3	3
山梨県							
長野県							
岐阜県							
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山县							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 9 (2 b) 鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況
(施設種類別－政令市別)

	下水道終末 処理施設		水質基準対象施設 を設置する工場 又は事業場から 排出される 水の処理施設		合 計			
	24年度末		23年度末		24年度末		23年度末	
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市						1(1)	1(1)	1(1)
川崎市								
相模原市								
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
岡山市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市								
盛岡市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
前橋市								
高崎市								
川越市								
船橋市								
柏市								
横須賀市								
富山市								
金沢市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
豊中市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市								
尼崎市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
倉敷市								
福山市								
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
久留米市								
長崎市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
合 計	0	0	0	2(1)	2(1)	2(1)	8(4)	9(4)
								11(4)

注 1) 法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を()内に再掲した。

表 I - 10 (1a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設				
	24年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	24年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}		24年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	焼結炉	
						法施行後設置 (c) ^{注3)}					24年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}
北海道	1	1		3	3							
青森県				1	1					1		1
岩手県												
宮城県				2	2							
秋田県												
山形県												
福島県								2	2			
茨城県	2	2		5	5			2	2			
栃木県				2	2							
群馬県				1	1			1		1		
埼玉県				5	3	2						
千葉県	3	3										
東京都				3	3							
神奈川県				1	1							
新潟県				3	3							
富山県				1	1							
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県	3	3		15	10			5	1	1		
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府				4	3			1				
兵庫県	1	1		1	1							
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県				4	4							
岡山県												
広島県	2	2										
山口県				12	9			3				
徳島県												
香川県												
愛媛県								2	2			
高知県												
福岡県												
佐賀県				1	1							
長崎県												
熊本県				1	1			1		1		
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県				1	1							

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (1b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設				
	24年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	24年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}		24年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)	焼結炉	
						法施行後設置 (c) ^{注3)}					24年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}
札幌市						1	1					
仙台市						1			1			
さいたま市												
千葉市	2	1	1									
横浜市												
川崎市	1	1				4	4					
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市						1	1					
京都市												
大阪市						10	9	1				
堺市						5	5					
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	3	3				6	2	1	3			
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市									1	1		1
宇都宮市						1		1				
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市						1		1				
柏市												
横須賀市												
富山市						1		1				
金沢市												
長野市												
岐阜市						2	2					
豊橋市						1	1					
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市						5	5			2	1	3
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	3	2	1	2	2				1	1		
倉敷市	4	4			5	5						
福山市	4	4										
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市	2	2										
宮崎市												
鹿児島市												
合計	31	29	2	112	92	7	13	13	10	3	5	1
												4

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (2a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	24年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)									
北海道												
青森県	1		1							2		2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県										2		2
茨城県										2		2
栃木県												
群馬県				1		1				2		2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県										1		1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県							1	1		3		3
高知県												
福岡県	1	1					1	1		2		2
佐賀県												
長崎県												
熊本県										1		1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (2b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	24年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)									
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市				2	2					4	4	
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							6		6	11	1	10
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市										1	1	
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	2	1	1	3	2	1	8	2	6	31	16	15

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (3a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	24年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)									
北海道				16	3	13				16	3	13
青森県												
岩手県												
宮城県				1	1					1	1	
秋田県												
山形県				2	2					2	2	
福島県	1	1		24	20	4	2	2		27	23	4
茨城県	3		3	26	26		3	1	2	32	27	5
栃木県	3	3		55	40	15	2	1	1	60	44	16
群馬県	1	1		7	4	3	2	1	1	10	6	4
埼玉県				42	21	21	4	2	2	46	23	23
千葉県				8	5	3				8	5	3
東京都												
神奈川県												
新潟県				14	4	10				14	4	10
富山県				34	32	2				34	32	2
石川県				1	1					1	1	
福井県				15	10	5	2	1	1	17	11	6
山梨県				2	2		1	1		3	3	
長野県				13	6	7	2		2	15	6	9
岐阜県				3	2	1				3	2	1
静岡県	5	2	3	58	40	18	7	4	3	70	46	24
愛知県	8	3	5	101	59	42	8	4	4	117	66	51
三重県	2	2		29	22	7	2	1	1	33	25	8
滋賀県				16	9	7	2	1	1	18	10	8
京都府				4	2	2				4	2	2
大阪府				12	12		3	2	1	15	14	1
兵庫県	2		2	4	4					6	4	2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県				2	2		1		1	3	2	1
広島県				3	3					3	3	
山口県				1		1				1		1
徳島県												
香川県	1	1		1	1					2	2	
愛媛県												
高知県												
福岡県				19	10	9	2		2	21	10	11
佐賀県				4	2	2				4	2	2
長崎県				1	1					1	1	
熊本県				18	5	13	1		1	19	5	14
大分県	1		1	1		1				2		2
宮崎県				1	1					1	1	
鹿児島県				2	1	1				2	1	1
沖縄県												

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (3b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	24年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)									
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市				3	2	1	1	1		4	3	1
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市				20	17	3				20	17	3
浜松市				1	1					1	1	
名古屋市				14	13	1				14	13	1
京都市				8	6	2	1	1		9	7	2
大阪市				2	2					2	2	
堺市				6	6		1	1		7	7	
神戸市												
岡山市												
広島市				2	1	1	1	1		3	2	1
北九州市	1		1	3	2	1				4	2	2
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市				1	1					1	1	
郡山市												
いわき市				1		1				1		1
宇都宮市												
前橋市				3	2	1				3	2	1
高崎市												
川越市				1	1					1	1	
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市				6		6	2		2	8		8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市				5	4	1				5	4	1
岡崎市				2	1	1				2	1	1
豊田市				29	14	15	3		3	32	14	18
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	2	2		14	14					16	16	
尼崎市												
西宮市												
奈良市				1		1				1		1
和歌山市												
倉敷市				8	8					8	8	
福山市												
下関市				12	12					12	12	
高松市				1	1					1	1	
松山市												
高知市												
久留米市				3		3				3		3
長崎市												
大分市				2	2					2	2	
宮崎市												
鹿児島市				1	1					1	1	
合計	30	15	15	689	464	225	53	25	28	772	504	268

注 1) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (4a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

24年度末施設数 (a+b+c)	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上			2t/h以上~4t/h未満			200kg/h以上~2t/h未満			別表第一		
	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}
北海道	18	10		8	24	15	6	3	112	75	7	30
青森県	10	5	1	4	22	10	5	7	31	22	3	6
岩手県	2	2			24	16	1	7	26	19	1	6
宮城県	22	3		19	35	25		10	28	22		6
秋田県	3	1		2	13	11		2	44	29	3	12
山形県	7	5	1	1	12	5	1	6	26	13	3	10
福島県	8	3		5	30	27		3	48	36	2	10
茨城県	28	20		8	58	43	4	11	69	50	6	13
栃木県	10	8		2	33	19	2	12	40	33	3	4
群馬県	13	12		1	24	24			38	30	1	7
埼玉県	42	26		16	77	74		3	81	72	1	8
千葉県	46	29	1	16	77	54	5	18	66	47	4	15
東京都	109	64	8	37	49	28	1	20	46	36	5	5
神奈川県	35	25		10	30	26	1	3	27	20	3	4
新潟県	8	6		2	53	43	1	9	57	37	5	15
富山県	6	1		5	17	11		6	17	10		7
石川県					12	10		2	25	21		4
福井県	7	6		1	12	12			28	18	4	6
山梨県	3	3			20	13		7	24	19		5
長野県	7	4	3		27	27			65	42	13	10
岐阜県	2	2			31	14	4	13	69	45	12	12
静岡県	28	19	2	7	45	28	7	10	72	59	3	10
愛知県	46	29	4	13	47	36	4	7	84	66	5	13
三重県	19	14		5	31	24	2	5	60	50	3	7
滋賀県	6	3		3	21	18		3	35	23	1	11
京都府	6	2		4	13	9	4		28	21	3	4
大阪府	33	22		11	35	25	2	8	41	33	1	7
兵庫県	19	14		5	35	32	1	2	65	50	5	10
奈良県	6	5		1	23	17		6	41	36		5
和歌山県					12	6	4	2	34	24	3	7
鳥取県	5	3	2		6	1	3	2	35	25	5	5
島根県	2			2	10	3	1	6	25	17	3	5
岡山県	4	4			15	13		2	47	38	4	5
広島県	9	3		6	20	18		2	48	35	6	7
山口県	10	8		2	24	17	3	4	43	33	3	7
徳島県	1			1	25	20		5	49	33	6	10
香川県	7	4		3	8	6		2	28	26		2
愛媛県	15	8	5	2	19	6	10	3	50	36	9	5
高知県					11	5	2	4	28	20	4	4
福岡県	14	6		8	29	24		5	48	33	5	10
佐賀県	4			4	13	11		2	41	30	3	8
長崎県	8	2	3	3	15	10		5	52	32	4	16
熊本県	2	2			25	14	7	4	37	28	3	6
大分県	3	1		2	12	10		2	19	18		1
宮崎県	11	5	1	5	8	8			17	12	1	4
鹿児島県					23	15	2	6	48	32	2	14
沖縄県	8	2		6	18	13	2	3	32	13	1	18

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (4 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉													
	4t/h以上				2t/h以上~4t/h未満				200kg/h以上~2t/h未満					
	24年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	24年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	24年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}		
札幌市	9	4	3	2	8	5	1	2	1		1			
仙台市	13	6		7	5	3			2	3	1			2
さいたま市	13	11		2	3	2	1			5	5			
千葉市	13	7	2	4	3	3				5	4			1
横浜市	26	17	4	5	4	3	1			5	3			2
川崎市	21	12		9	6	3	3			16	10			6
相模原市	7	4		3	1	1				8	8			
新潟市	9	5		4	8	3	2	3	14	9	1	4		
静岡市	6		4	2	3			3		8		8		
浜松市	8	4		4	11	9	1	1	21	19				2
名古屋市	19	12	2	5	1	1				3	1			2
京都市	21	12	3	6						10	5	2	3	
大阪市	26	16	3	7	7	6			1	10	6	2	2	
堺市	15	9		6	2				2	5	2			3
神戸市	14	12		2	3	2			1	2	2			
岡山市	8	4	3	1	1	1				26	22	1	3	
広島市	9	4		5	4	2			2	24	14	1	9	
北九州市	17	11		6	3	3				17	8			9
福岡市	9	6		3	4	3			1	5	5			
熊本市	4	4			1	1				6	5			1
函館市	3	1		2						3	3			
旭川市	2	2			2	1			1	1				1
青森市	8	4	2	2	2			2		2	2			
盛岡市	3	3			3	3				5	4			1
秋田市	3			3	3	1			2	6	6			
郡山市	4	4			3	1			2	1	1			
いわき市	13	8	3	2	6	2	2	2	5	4				1
宇都宮市	6	2	4		4	4				5	2	1	2	
前橋市	3	3			4	2			2	3	3			
高崎市	3	3			2	1			1	5	3	2		
川越市	2			2	3	2	1			2	1			1
船橋市	8		8							1				1
柏市	5		3	2	3			3		2	1	1		
横須賀市	5	4		1	3	3				1	1			
富山市	3		1	2						10		8	2	
金沢市	5	3		2	4	2			2	6	3	1	2	
長野市	3	3			1				1	10	9		1	
岐阜市	5	5			6	5	1			4	4			
豊橋市	3	1	2		4	2			2	3	1	1	1	
岡崎市	7	5		2						5	4	1		
豊田市	4		1	3	3	1			2	3	2			1
大津市					6	5			1	3	2			1
豊中市	5		1	4	2			2						
高槻市	5	5			2	1	1			2	2			
東大阪市	8	1	5	2	4			1	3					
姫路市	12	4		8	9	5			4	4	2			2
尼崎市	7	3	1	3	3	1			2	3	3			
西宮市	5	5			1	1				1	1			
奈良市	4	4								4	4			
和歌山市	6	6			4	3			1	10	9			1
倉敷市	10	7		3	12	9			3	19	17	1	1	
福山市	4			4	6	6				13	12			1
下関市	2	1		1	1	1				8	6			2
高松市	5	2		3						8	7			1
松山市	6	3		3	3	2	1			12	6			6
高知市	3		3		1	1				3	2			1
久留米市	3	3								4	3	1		
長崎市	4	4								3	2			1
大分市	9	5	1	3	2	1			1	14	8	2	4	
宮崎市	3			3	1	1				1				1
鹿児島市	4	2		2	2			2		13	7			6
合 計	1122	657	90	375	1416	1014	113	289	2476	1795	194	487		

注 1) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (5a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

24年度末施設数 (a+b+c)	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満			50kg/h以上～100kg/h未満			50kg/h未満			(0.5m ² 以上)		
	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}
北海道	75	27	4	44	19	13		6	10	5	1	4
青森県	54	20	1	33	10	5		5	8	4	2	2
岩手県	65	20	11	34	7	2	2	3	2	1	1	
宮城県	48	11		37	9	5		4	5	4		1
秋田県	18	10		8	1	1			5	5		
山形県	61	18		43	5	3		2	7	4		3
福島県	18	13		5	14	9		5	9	8		1
茨城県	189	66	3	120	26	15		11	10	4	1	5
栃木県	70	36		34	22	9		13	7	5		2
群馬県	28	15		13	14	3		11	1			1
埼玉県	28	18	3	7	65	24		41	13	7		6
千葉県	130	43		87	27	14		13	16	6		10
東京都	48	28		20	52	26		26	19	12		7
神奈川県	31	18	1	12	12	5	1	6	4	3		1
新潟県	64	23		41	22	14		8	19	16		3
富山県	31	18		13	8	7		1	3	1		2
石川県	41	21		20	6	5		1	1	1		
福井県	41	21		20	9	9			6	3		3
山梨県	26	11		15	7	6		1	5	5		
長野県	52	28		24	10	6		4	5	3		2
岐阜県	81	76	3	2	45	39		6	9	7	2	
静岡県	96	45	12	39	33	19		14	22	7		15
愛知県	49	31		18	24	11		13	6	3		3
三重県	78	42		36	23	15		8	9	5		4
滋賀県	32	24		8	8	7		1	9	8		1
京都府	34	16		18	6	5		1				
大阪府	20	15		5	6	6			6	3	1	2
兵庫県	109	74		35	31	20		11	5	4		1
奈良県	106	41		65	16	7		9	3	2		1
和歌山県	31	15		16	7	6		1	5	3		2
鳥取県	42	19	4	19	5	5			1	1		
島根県	26	13		13	4	1		3	8	6		2
岡山県	62	22		40	4	3		1	6	5		1
広島県	48	29		19	17	8		9	12	7		5
山口県	43	27	2	14	20	19	1		9	7		2
徳島県	75	34		41	10	8		2	2	2		
香川県	62	21		41	13	11		2	5	4		1
愛媛県	71	24	5	42	24	13	1	10	15	6		9
高知県	64	34		30	14	9		5	4	3		1
福岡県	79	41		38	31	29		2	12	11		1
佐賀県	39	22		17	8	5		3	4	2		2
長崎県	33	15		18	3	1		2	4	2		2
熊本県	37	1	6	30	7	5	1	1	8	6		2
大分県	16	6		10	8	7		1	4	4		
宮崎県	32	8		24	1	1						
鹿児島県	74	31		43	12	7		5	7	6		1
沖縄県	28	5		23	10	1		9	5	1		4

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (5 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

24年 度末施 設数 (a+b+c)	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満			50kg/h以上～100kg/h未満			50kg/h未満 (0.5m ³ 以上)					
	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}
札幌市	4	1		3	2	2				2	2	
仙台市	8	6		2	1				1			
さいたま市	2	2		4	3			1		2	2	
千葉市	16	9		7	8	6		2		1		1
横浜市	12	10		2	26	23		3	5	5		
川崎市	1	1			4			4	3	3		
相模原市	3	3			1	1						
新潟市	19	10		9	7	6		1	2	2		
静岡市	19	11	3	5	9	5	4			4	4	
浜松市	17	12		5	1	1				1	1	
名古屋市	14	4	5	5	8	1	4	3	6	1	2	3
京都市	15	13		2	14	14			2	2		
大阪市	3	1		2	7	6		1				
堺市	12	6		6	6	6						
神戸市	12	8		4	2	1		1	1	1		
岡山市	13	8		5	2	2			2			2
広島市	11	9		2	1	1			1			1
北九州市	12	8		4					3	1		2
福岡市	5	2		3								
熊本市	9	6		3					1	1		
函館市	3	1		2								
旭川市	4	2		2					3			3
青森市	12			12	3			3	4	1		3
盛岡市	9	7		2	1	1			2			2
秋田市	3	2		1					1	1		
郡山市	6	5		1	3	2		1				
いわき市	1	1			2			2				
宇都宮市	5			5	2	2			1			1
前橋市	12	2	1	9	3	2		1	1			1
高崎市	7	2		5	7	2		5	3			3
川越市	2	1		1	2	1			1			
船橋市	3		3		3			2	1			
柏市	4		1	3	2	1	1					
横須賀市	4			4	1			1	5			5
富山市	15		5	10	7		2	5	2		1	1
金沢市	8	4		4	6	4		2	1	1		
長野市	6	2		4								
岐阜市	6	4		2	2	2			1	1		
豊橋市	4	2		2								
岡崎市	7	6		1	6	5		1				
豊田市	4	3		1	2				2			
大津市	5	2		3								
豊中市					1		1					
高槻市	5	2	1	2								
東大阪市	2		2		2		1	1				
姫路市	11	9		2	5	4		1	1	1		
尼崎市	2	2			3	3						
西宮市									1	1		
奈良市	12	8		4	3	2		1	2	1		1
和歌山市	10	9		1	3	1		2	6	5		1
倉敷市	5	5			2	1		1	1			1
福山市	29	20		9	2	2						
下関市	4	2		2					1	1		
高松市	9	5		4	2	1		1				
松山市	13	9		4	1	1						
高知市	18	6		12	2	1		1				
久留米市	5	2		3	6	6						
長崎市	4	1		3	4	4						
大分市	7	1		6	1	1			4	2	1	1
宮崎市	8	4		4	1			1	1			1
鹿児島市	11	5		6	3	2		1				
合計	3077	1462	76	1539	931	578	21	332	412	252	12	148

注 1) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (6a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一都道府県別)

	廃棄物焼却炉				合 計			
	小 計							
	24年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	24年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}
北海道	258	145	18	95	278	152	18	108
青森県	135	66	12	57	138	67	12	59
岩手県	126	60	16	50	126	60	16	50
宮城県	147	70		77	150	73		77
秋田県	84	57	3	24	84	57	3	24
山形県	118	48	5	65	120	50	5	65
福島県	127	96	2	29	156	121	2	33
茨城県	380	198	14	168	421	234	14	173
栃木県	182	110	5	67	244	156	5	83
群馬県	118	84	1	33	131	91	1	39
埼玉県	306	221	4	81	357	247	6	104
千葉県	362	193	10	159	373	201	10	162
東京都	323	194	14	115	326	197	14	115
神奈川県	139	97	6	36	140	98	6	36
新潟県	223	139	6	78	240	146	6	88
富山県	82	48		34	117	81		36
石川県	85	58		27	86	59		27
福井県	103	69	4	30	120	80	4	36
山梨県	85	57		28	88	60		28
長野県	166	110	16	40	181	116	16	49
岐阜県	237	183	21	33	240	185	21	34
静岡県	296	177	24	95	366	223	24	119
愛知県	256	176	13	67	392	256	13	123
三重県	220	150	5	65	253	175	5	73
滋賀県	111	83	1	27	129	93	1	35
京都府	87	53	7	27	91	55	7	29
大阪府	141	104	4	33	160	121	4	35
兵庫県	264	194	6	64	272	200	6	66
奈良県	195	108		87	195	108		87
和歌山県	89	54	7	28	89	54	7	28
鳥取県	94	54	14	26	94	54	14	26
島根県	75	40	4	31	79	44	4	31
岡山県	138	85	4	49	141	87	4	50
広島県	154	100	6	48	159	105	6	48
山口県	149	111	9	29	162	120	9	33
徳島県	162	97	6	59	162	97	6	59
香川県	123	72		51	125	74		51
愛媛県	194	93	30	71	197	96	30	71
高知県	121	71	6	44	121	71	6	44
福岡県	213	144	5	64	236	156	5	75
佐賀県	109	70	3	36	114	73	3	38
長崎県	115	62	7	46	116	63	7	46
熊本県	116	56	17	43	137	62	17	58
大分県	62	46		16	64	46		18
宮崎県	69	34	2	33	70	35	2	33
鹿児島県	164	91	4	69	166	92	4	70
沖縄県	101	35	3	63	102	36	3	63

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (6 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・法一政令市別)

	廃棄物焼却炉				合 計			
	小 計							
	24年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		24年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一	
			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}			法施行前設置 (b) ^{注2)}	法施行後設置 (c) ^{注3)}
札幌市	26	14	5	7	27	15	5	7
仙台市	30	16		14	31	16		15
さいたま市	29	25	1	3	29	25	1	3
千葉市	46	29	2	15	48	30	2	16
横浜市	78	61	5	12	82	64	5	13
川崎市	51	29	3	19	56	34	3	19
相模原市	20	17		3	20	17		3
新潟市	59	35	3	21	59	35	3	21
静岡市	49	20	22	7	69	37	22	10
浜松市	59	46	1	12	60	47	1	12
名古屋市	51	20	13	18	66	34	13	19
京都市	62	46	5	11	71	53	5	13
大阪市	53	35	5	13	65	46	6	13
堺市	40	23		17	52	35		17
神戸市	34	26		8	34	26		8
岡山市	52	37	4	11	52	37	4	11
広島市	50	30	1	19	53	32	1	20
北九州市	52	31		21	65	38	1	26
福岡市	23	16		7	23	16		7
熊本市	21	17		4	21	17		4
函館市	9	5		4	9	5		4
旭川市	12	5		7	12	5		7
青森市	31	7	4	20	31	7	4	20
盛岡市	23	18		5	23	18		5
秋田市	16	10		6	17	11		6
郡山市	17	13		4	17	13		4
いわき市	27	15	5	7	32	19	5	8
宇都宮市	23	10	5	8	24	10	6	8
前橋市	26	12	1	13	29	14	1	14
高崎市	27	11	2	14	27	11	2	14
川越市	11	5	1	5	12	6	1	5
船橋市	15		13	2	16		14	2
柏市	16	2	9	5	16	2	9	5
横須賀市	19	8		11	19	8		11
富山市	37		17	20	46		18	28
金沢市	30	17	1	12	30	17	1	12
長野市	20	14		6	20	14		6
岐阜市	24	21	1	2	26	23	1	2
豊橋市	14	6	3	5	20	11	3	6
岡崎市	25	20	1	4	27	21	1	5
豊田市	16	6	1	9	48	20	1	27
大津市	14	9		5	14	9		5
豊中市	8		4	4	8		4	4
高槻市	14	10	2	2	14	10	2	2
東大阪市	16	1	9	6	16	1	9	6
姫路市	42	25		17	74	47		27
尼崎市	18	12	1	5	18	12	1	5
西宮市	8	8			8	8		
奈良市	25	19		6	26	19		7
和歌山市	39	33		6	45	38		7
倉敷市	49	39	1	9	66	56	1	9
福山市	54	40		14	58	44		14
下関市	16	11		5	28	23		5
高松市	24	15		9	25	16		9
松山市	35	21	1	13	35	21	1	13
高知市	27	10	3	14	27	10	3	14
久留米市	18	14	1	3	21	14	1	6
長崎市	15	11		4	15	11		4
大分市	37	18	4	15	41	22	4	15
宮崎市	15	5		10	15	5		10
鹿児島市	33	16	2	15	34	17	2	15
合 計	9434	5758	506	3170	10380	6399	513	3468

注 1) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (7a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

24年 度未施 設数 (a+c)	焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設			焙燒炉			焼結炉		
	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第 一 (c)	24年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		24年 度未施 設数 (a+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第 一 (c)	24年 度未施 設数 (a+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第 一 (c)	24年 度未施 設数 (a+c)		
					法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置 (c) ^{注3)}									
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県															
山形県															
福島県															
茨城県															
栃木県															
群馬県															
埼玉県															
千葉県															
東京都															
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県															
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山县															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であつて、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (7 b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

24年 度未施 設数 (a+c)	焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設			焙燒炉			焼結炉		
	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第 一 (c)	24年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一		24年 度未施 設数 (a+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第 一 (c)	24年 度未施 設数 (a+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第 一 (c)	24年 度未施 設数 (a+c)		
					法施行 前設置 (b) ^{注2)}	法施行 後設置 (c) ^{注3)}									
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市															
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
熊本市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
豊中市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (8a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉄炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	24年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)									
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であつて、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (8b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉄炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	24年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)									
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (9a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設									小計		
	熔焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	24年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)									
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であつて、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 10 (9b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小計		
	24年度未施設数 (a+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 (c)									
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (1 O a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

	廃棄物焼却炉															
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	24年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	24年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	24年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	24年 度未施 設数 (a+b+c)	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}
北海道													1	1		
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1	1						
茨城県																
栃木県	2	2														
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都									1		1					
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県									2	2			2		2	
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府									1	1						
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山县																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県									1	1						
香川県																
愛媛県	3	3							1		1					
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県									2	1	1					

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表

第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法に

おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (1 O b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	廃棄物焼却炉																
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満				
	24年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	24年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	24年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	24年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	
札幌市																	
仙台市																	
さいたま市																	
千葉市																	
横浜市										1			1				
川崎市																	
相模原市																	
新潟市																	
静岡市																	
浜松市																	
名古屋市																	
京都市																	
大阪市																	
堺市																	
神戸市																	
岡山市																	
広島市																	
北九州市																	
福岡市																	
熊本市																	
函館市																	
旭川市																	
青森市																	
盛岡市																	
秋田市																	
郡山市																	
いわき市																	
宇都宮市																	
前橋市																	
高崎市																	
川越市																	
船橋市																	
柏市																	
横須賀市																	
富山市																	
金沢市																	
長野市																	
岐阜市																	
豊橋市																	
岡崎市																	
豊田市																	
大津市																	
豊中市																	
高槻市																	
東大阪市																	
姫路市																	
尼崎市																	
西宮市																	
奈良市																	
和歌山市																	
倉敷市	2	2															
福山市																	
下関市																	
高松市																	
松山市																	
高知市																	
久留米市																	
長崎市																	
大分市																	
宮崎市																	
鹿児島市																	
合 計	7	7	0	0	0	0	0	0	0	10	6	1	3	3	1	0	2

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (1 1 a) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一都道府県別)

2 4 年 度未施設数 (a+b+c)	廃棄物焼却炉								合 計					
	50kg/h以上～100kg/h未満		50kg/h未満(0.5m ² 以上)		小 計				2 4 年 度未施設数 (a+b+c)		別表第一			
	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 前設置 (b) ^{注2)}	附則別 表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行 後設置 (c) ^{注3)}		
北海道									1	1		1	1	
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県									1	1		1	1	
茨城県														
栃木県									2	2		2	2	
群馬県														
埼玉県														
千葉県														
東京都									1		1	1	1	
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県	1		1						5	2	3	5	2	3
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府									1	1		1	1	
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山县														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県									1	1		1	1	
香川県														
愛媛県									4	3	1	4	3	1
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県									2	1	1	2	1	1
沖縄県														

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則別表第一

第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法に

おいて新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 O (11b) 大気基準適用施設に係る基準適用状況
(施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設一政令市別)

	廃棄物焼却炉												合 計			
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満(0.5m ² 以上)				小 計				24年度未施設数		別表第一	
	24年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	24年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	24年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}	24年度未施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a) ^{注1)}	別表第一 法施行前設置 (b) ^{注2)}	別表第一 法施行後設置 (c) ^{注3)}
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市													1		1	1
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
熊本市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
豊中市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市													2	2		2
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合 計	1	0	0	1	0	0	0	0	21	14	1	6	21	14	1	6

注 1) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表 第二の排出基準が適用となっている施設数。

注 2) 法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注 3) 法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表 I - 1 1 適用除外等の状況（大気関係・水質関係－全国）

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

	大気関係	水質関係
法第35条第2項に基づく通知受理件数	1	2
法第36条第2項に基づく要求件数	0	0

表 I - 1 2 その他の届出等の状況（大気関係・水質関係－全国）

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

	大気関係	水質関係
法第14条第1項に基づく届出件数 ^{注1)}	213	84
法第18条に基づく届出件数 ^{注2)}	657	183
瀬戸内海法第8条第1項（第4項）に基づく許可（届出）件数 ^{注3)}	—	7
瀬戸内海法第9条に基づく届出件数 ^{注4)}	—	10

注1) 規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。

注2) 使用廃止以外の変更届出の件数。

注3) 規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。

注4) 使用廃止以外の変更届出の件数。

表 I - 1 3 適用除外等の状況
(都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県	1		1	
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				1
横浜市				
川崎市				
相模原市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
熊本市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				
高崎市				
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
豊中市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合 計	1	0	2	0

表 I - 1 4 (1 a) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別一都道府県別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設		
	法		法		瀬戸内海法
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 注2)	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 注2)	8条変更 その他 ^{注3)}
北海道	5	11	1	10	
青森県			37	4	
岩手県					
宮城県	13	6			
秋田県					
山形県		4			
福島県	3	5	3	3	
茨城県	16	32			
栃木県	4	24			
群馬県	4	9		1	
埼玉県	7	18	2	6	
千葉県	5	37	1	6	
東京都	2	32	3	15	
神奈川県	1	11		3	
新潟県	8	14	2	9	
富山県	3	1			
石川県	1	5			
福井県	1	17	1	10	
山梨県		4		3	
長野県	2	5			
岐阜県	1	5			
静岡県	10	33	3	16	
愛知県	24	19	4	9	
三重県	4	13	1	3	
滋賀県	4	7			
京都府	7	15	2	12	
大阪府	1	7	1	1	
兵庫県	4	9			1
奈良県		6			
和歌山县	2	2			
鳥取県	4	8	1	4	
島根県		12	2	3	
岡山県	4	2			
広島県	4	12		3	1
山口県	2	16		2	2
徳島県		9			
香川県	7	7	4	1	
愛媛県	5	7			3
高知県					
福岡県	5	12	2	1	
佐賀県				2	
長崎県	1	1			
熊本県		10			
大分県	1	12			
宮崎県	1	4		5	
鹿児島県		5			
沖縄県		2			

注1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数を計上した。

表 I - 1 4 (1 b) その他の届出等の状況

(法・瀬戸内海法別一政令市別)

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 注2)	14条変更 その他 ^{注1)}	18条変更 注2)	8条変更 その他 ^{注3)}	9条変更 注2)
札幌市						
仙台市		2				
さいたま市	1	1				
千葉市	4	4				
横浜市	1	5			1	
川崎市	3	11	7	11		
相模原市						
新潟市	1	1				
静岡市	2	1				
浜松市	4	4				
名古屋市		4	1	1		
京都市	6	8	1	6		
大阪市		5				
堺市	3	5	1	2		1
神戸市	1	6				
岡山市		4	1			
広島市	2	2				
北九州市	4	18				
福岡市						
熊本市		5				
函館市		1				
旭川市		1		1		
青森市		1				
盛岡市		1				
秋田市	1	3	1	1		
郡山市		1	1			
いわき市	1	3		5		
宇都宮市						
前橋市		3				
高崎市						
川越市				1		
船橋市						
柏市						
横須賀市		20		9		
富山市		7		5		
金沢市	2					
長野市	1	1	1	1		
岐阜市		3		2		
豊橋市		2				
岡崎市		2				
豊田市		2				
大津市		2				
豊中市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市	2	22		2	1	3
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市	2				1	
倉敷市	5	3				
福山市		8		1		
下関市	1					
高松市		1		1		
松山市		2				
高知市						
久留米市		1				
長崎市						
大分市		11				1
宮崎市				1		
鹿児島市						
合 計	213	657	84	183	7	10

注 1) 法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。

注 2) 法「18条変更」及び瀬戸内海法「9条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。

注 3) 瀬戸内海法「8条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の

許可（届出）件数を計上した。

表II-1 報告収集及び立入検査等件数（大気関係・水質関係－全国）

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

	大気関係	水質関係
法第34条第1項に基づく報告収集件数	46	13
法第34条第1項に基づく立入検査件数	4,470	848
法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数	592	141

表II-2 (1) 命令、指導及び罰則適用件数（大気関係－全国）

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

件数	大気関係					
	排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}			その他
	基準超過判明の端緒 ^{注2)}	行政		設置者による測定	行政	
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0
法第16条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0
法第16条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	5	5	0	5	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	3	3	0	3	0	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	—	—	—	—	0
口頭指導件数 ^{注1)}	795	30	19	11	583	182
文書指導件数 ^{注1)}	939	32	17	15	827	80
罰則適用件数	0	—	—	—	—	—

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表II-2 (2) 命令、指導及び罰則適用件数（水質関係－全国）

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

件数	水質関係					
	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注3)}	その他	
	基準超過判明の端緒 ^{注2)}	設置者による測定	行政			
法第15条に基づく計画変更命令件数	0	—	—	—	—	0
法第15条に基づく計画廃止命令件数	0	—	—	—	—	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	0	0	0	0	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0	0	0	0	0
法第23条第3項に基づく措置命令件数	0	—	—	—	—	0
瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	0	0	0	0	0	0
口頭指導件数 ^{注1)}	57	0	0	0	21	36
文書指導件数 ^{注1)}	40	0	0	0	39	1
罰則適用件数	0	—	—	—	—	—

注1) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条）ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

表II-3 排出基準超過施設・事業場への措置状況（大気関係・水質関係－全国）^{注1)}

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

		大気関係		水質関係			
		件数	基準超過判明の端緒 ^{注2)}		件数	基準超過判明の端緒 ^{注2)}	
			設置者による測定	行政		設置者による測定	行政
基準超過件数		56 ^{注3)}	30	26	0 ^{注4)}	0	0
措置状況 ^{注5)}	口頭指導件数	30	19	11	0	0	0
	文書指導件数	32	17	15	0	0	0
	法第22条第1項に基づく改善命令件数	5	0	5	0	0	0
	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	3	0	3	0	0	0
	法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	1	0	1	0	0	0
	その他	14 ^{注6)}	5	9	0	0	0
措置後の対応状況	基準達成	32	19	13	0	0	0
	対策実施中	17	6	11	0	0	0
	廃止	6	4	2	0	0	0
	未対応	1	1	0	0	0	0

注1) 都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において平成25年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対する年度内における措置及び対応の状況をまとめた。

同一案件に係る複数回にわたる超過は1件と見なし、継続案件であっても平成24年度に入り執られた措置は含まない。

注2) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注3) アルミニウム合金製造用溶解炉3件、廃棄物焼却炉53件。

注4) 該当事業場なし。

注5) 表II-1及び表II-2に計上した命令、指導件数及び測定件数の一部再掲である。

注6) 全てにおいて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置が執られている。

表Ⅱ－4(1) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況
(都道府県別)

	法第34条第1項に基づく報告 微収件数	法第34条第1項に基づく立入 検査件数	法第34条第1項の立入検査に 伴う測定件数
北海道		72	22
青森県		88	5
岩手県		3	
宮城県		11	11
秋田県		58	19
山形県	5	89	21
福島県		30	15
茨城県		70	
栃木県		56	16
群馬県		79	
埼玉県	1	352	37
千葉県		251	17
東京都		32	8
神奈川県		56	1
新潟県		21	3
富山県			
石川県		15	
福井県		206	12
山梨県		62	3
長野県		456	9
岐阜県		142	5
静岡県		83	12
愛知県		539	8
三重県		74	3
滋賀県	2	32	16
京都府		17	5
大阪府	13	49	8
兵庫県		76	4
奈良県		10	
和歌山県		2	2
鳥取県	1	66	16
島根県		38	7
岡山県		28	2
広島県		114	8
山口県		8	3
徳島県		21	2
香川県		72	15
愛媛県		8	
高知県			
福岡県	3	198	5
佐賀県	1	29	
長崎県		162	15
熊本県	1	21	10
大分県		15	
宮崎県		39	39
鹿児島県		7	7
沖縄県		3	3

	法第34条第1項に基づく報告 微収件数	法第34条第1項に基づく立入 検査件数	法第34条第1項の立入検査に 伴う測定件数
札幌市			13 4
仙台市			13 7
さいたま市			27 3
千葉市			7 7
横浜市			14 15
川崎市			26 9
相模原市			19 6
新潟市		1	4 4
静岡市			10 5
浜松市			5
名古屋市			33 10
京都市			21 8
大阪市			64
堺市			8 8
神戸市			31 7
岡山市			
広島市			18 1
北九州市			14 11
福岡市			5
熊本市			3
函館市			2
旭川市			2 2
青森市			20
盛岡市			
秋田市			3 2
郡山市			1 1
いわき市		2	2 2
宇都宮市			3 3
前橋市			1
高崎市			5
川越市			12 12
船橋市			6 6
柏市			9 2
横須賀市			8
富山市			3 2
金沢市			2
長野市			12 3
岐阜市			17
豊橋市			5 5
岡崎市			24 3
豊田市			10 2
大津市			5 5
豊中市			
高槻市			10
東大阪市			
姫路市			28
尼崎市			
西宮市		4	4 2
奈良市			
和歌山市			4 4
倉敷市			
福山市			28 8
下関市			
高松市			2 2
松山市			
高知市			
久留米市			14 1
長崎市		12	1 1
大分市			7
宮崎市			7 7
鹿児島市			18 18
合計		46	4470 592

表Ⅱ－4 (2a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過施設への措置状況			その他	
						基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}		
						基準超過判明の端緒 ^{注1)}	設置者による行政測定			
北海道										
青森県										
岩手県										
宮城県										
秋田県										
山形県										
福島県										
茨城県										
栃木県										
群馬県										
埼玉県					2	2	2			
千葉県										
東京都										
神奈川県										
新潟県										
富山県										
石川県										
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県										
静岡県										
愛知県										
三重県										
滋賀県										
京都府										
大阪府										
兵庫県										
奈良県										
和歌山县										
鳥取県										
島根県										
岡山県										
広島県					1	1	1			
山口県										
徳島県										
香川県										
愛媛県										
高知県										
福岡県										
佐賀県										
長崎県										
熊本県										
大分県										
宮崎県					2	2	2			
鹿児島県										
沖縄県										

注1) 基準超過判明の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－4（2b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第16条に基づく計画変更命令件数	法第16条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
						排出基準超過判明の端緒 ^{注1)}	設置者による行政測定	設置者による測定		
								基準超過判明の端緒 ^{注1)}		
札幌市										
仙台市										
さいたま市										
千葉市										
横浜市										
川崎市										
相模原市										
新潟市										
静岡市										
浜松市										
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市										
神戸市										
岡山市										
広島市										
北九州市										
福岡市										
熊本市										
函館市										
旭川市										
青森市										
盛岡市										
秋田市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
前橋市										
高崎市										
川越市										
船橋市										
柏市										
横須賀市										
富山市										
金沢市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
大津市										
豊中市										
高槻市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市										
倉敷市										
福山市										
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
久留米市										
長崎市										
大分市										
宮崎市										
鹿児島市										
合 計	0	0	0	0	0	5	5	0	5	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－4 (3a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他	法第23条第3項に基づく措置命令件数			
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}							
		設置者による測定	行政						
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山县									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県	1	1		1					
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県	2	2		2					
鹿児島県									
沖縄県									

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－4（3b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他	法第23条第3項に基づく措置命令件数			
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}							
		設置者による測定	行政						
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
盛岡市									
秋田市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
船橋市									
柏市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
高槻市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
倉敷市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
合 計	3	3	0	3	0	0			

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-4 (4a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}	排出基準超過施設への措置状況			設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他		
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定				
		行政	設置者による測定					
北海道	7					7		
青森県	3					1		
岩手県	9					9		
宮城県	5	1	1			4		
秋田県								
山形県	26	1	1			15		
福島県	5					5		
茨城県	30					8		
栃木県	16					16		
群馬県	16					4		
埼玉県	28	4		4	18	6		
千葉県								
東京都	72					72		
神奈川県								
新潟県	7	2	2			5		
富山県	14					14		
石川県	6					6		
福井県	1					1		
山梨県	38					22		
長野県	1					1		
岐阜県	7					7		
静岡県	44	5	3	2	39			
愛知県	103					10		
三重県	37					32		
滋賀県	15	4	4			11		
京都府	5					2		
大阪府	9					9		
兵庫県	33					33		
奈良県	42					42		
和歌山县								
鳥取県	3	2		2		1		
島根県	3					3		
岡山県	17					17		
広島県	17	1		1		16		
山口県								
徳島県	7					7		
香川県	4					4		
愛媛県	27					27		
高知県								
福岡県	21					21		
佐賀県	8					7		
長崎県	1					1		
熊本県	1					1		
大分県	1					1		
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県	6	1	1			5		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに

措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-4 (4b) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}	排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
		設置者による測定	行政				
札幌市							
仙台市							
さいたま市	2				2		
千葉市	1	1	1				
横浜市							
川崎市	2				1		
相模原市							
新潟市	1	1	1				
静岡市							
浜松市							
名古屋市	3	1		1	2		
京都市							
大阪市	7	2	2		5		
堺市							
神戸市	1	1		1			
岡山市	9				9		
広島市	10				9		
北九州市					1		
福岡市							
熊本市							
函館市	2				2		
旭川市							
青森市	23			16	7		
盛岡市							
秋田市							
郡山市							
いわき市							
宇都宮市							
前橋市	1				1		
高崎市							
川越市							
船橋市							
柏市							
横須賀市							
富山市	1				1		
金沢市	1				1		
長野市							
岐阜市							
豊橋市							
岡崎市							
豊田市							
大津市							
豊中市							
高槻市							
東大阪市							
姫路市	3				3		
尼崎市							
西宮市							
奈良市	2				2		
和歌山市	1				1		
倉敷市							
福山市							
下関市							
高松市							
松山市	5				5		
高知市	7				7		
久留米市	6				6		
長崎市							
大分市	9	2	2		7		
宮崎市							
鹿児島市	3	1	1		2		
合 計	795	30	19	11	583		
					182		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-4 (5a) 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}	排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定結果未報告施設への措置状況 ^{注2)}	その他	罰則適用件数			
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}							
		設置者による測定	行政						
北海道	3				3				
青森県	1	1	1						
岩手県	4				4				
宮城県									
秋田県									
山形県	1					1			
福島県									
茨城県	6				1	5			
栃木県	1				1				
群馬県									
埼玉県	4	2		2		2			
千葉県	27	1	1		26				
東京都	29				29				
神奈川県	2				2				
新潟県	3				3				
富山県									
石川県	1				1				
福井県	4	1	1		3				
山梨県	66				65	1			
長野県	1					1			
岐阜県	1	1		1					
静岡県	3	3	1	2					
愛知県	3				3				
三重県									
滋賀県	32	4	4		28				
京都府	1					1			
大阪府	2				2				
兵庫県									
奈良県	135				135				
和歌山县									
鳥取県	22	2		2	20				
島根県									
岡山県									
広島県	2				2				
山口県	16	1	1		15				
徳島県	65				65				
香川県	15	2		2	13				
愛媛県									
高知県	103				103				
福岡県	7	4	4		3				
佐賀県									
長崎県	1	1		1					
熊本県									
大分県	2				2				
宮崎県									
鹿児島県	97				97				
沖縄県									

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－4（5b） 大気基準適用施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}	排出基準超過施設への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他	罰則適用件数			
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}							
		設置者による測定	行政						
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市	39				18	21			
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市	69				69				
静岡市	8	3		3	5				
浜松市									
名古屋市	3	1		1	2				
京都市									
大阪市	2	2	2						
堺市	34				34				
神戸市	13				13				
岡山市	27				27				
広島市	19	1	1			18			
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市	1					1			
盛岡市	1				1				
秋田市									
郡山市									
いわき市	16				16				
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
船橋市	3				3				
柏市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市	1	1		1					
豊田市									
大津市									
豊中市									
高槻市	1					1			
東大阪市									
姫路市	4				4				
尼崎市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市	27					27			
倉敷市	1					1			
福山市	4				4				
下関市									
高松市									
松山市									
高知市	5				5				
久留米市									
長崎市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市	1	1	1						
合 計	939	32	17	15	827	80			
						0			

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－5（1） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況
(都道府県別) (政令市別)

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数（水質基準適用事業場）
北海道		20	3
青森県		24	
岩手県			
宮城県		2	1
秋田県		2	
山形県		10	
福島県		18	4
茨城県		7	
栃木県		6	
群馬県		17	
埼玉県		35	5
千葉県		28	27
東京都		80	5
神奈川県		20	
新潟県		4	2
富山県			
石川県		3	
福井県		86	2
山梨県		7	
長野県		142	
岐阜県		13	
静岡県		10	3
愛知県		71	7
三重県		17	
滋賀県			
京都府		3	
大阪府	3	9	5
兵庫県		28	2
奈良県			
和歌山县			
鳥取県		1	2
島根県		15	
岡山県		6	
広島県		14	1
山口県		2	2
徳島県			
香川県		12	3
愛媛県			
高知県			
福岡県		1	1
佐賀県		7	
長崎県		1	1
熊本県		2	
大分県			
宮崎県		13	4
鹿児島県			
沖縄県			

	法第34条第1項に基づく報告徴収件数	法第34条第1項に基づく立入検査件数	法第34条第1項の立入検査に伴う測定件数（水質基準適用事業場）
札幌市			
仙台市		2	
さいたま市			
千葉市			2
横浜市			18
川崎市			9
相模原市			
新潟市			1
静岡市			
浜松市			
名古屋市			3
京都市			
大阪市			
堺市			
神戸市			9
岡山市			2
広島市			9
北九州市			2
福岡市			
熊本市			2
函館市			1
旭川市			2
青森市			
盛岡市			
秋田市			1
郡山市			1
いわき市		2	2
宇都宮市			
前橋市			
高崎市			
川越市			1
船橋市			
柏市			
横須賀市			6
富山市			3
金沢市			1
長野市			3
岐阜市			6
豊橋市			
岡崎市			3
豊田市			1
大津市			1
豊中市			
高槻市			3
東大阪市			
姫路市			
尼崎市			
西宮市		2	3
奈良市			
和歌山市			3
倉敷市			
福山市			4
下関市			
高松市			1
松山市			
高知市			
久留米市			3
長崎市		4	2
大分市			4
宮崎市			1
鹿児島市			1
合計		13	848
			141

表Ⅱ－5 (2a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
				基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
				設置者による測定	行政				
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－5 (2b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第15条に基づく計画変更命令件数	法第15条に基づく計画廃止命令件数	法第22条第1項に基づく改善命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
				基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
				設置者による測定	行政				
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市									
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市									
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
盛岡市									
秋田市									
郡山市									
いわき市									
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
船橋市									
柏市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
高槻市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
倉敷市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
合計	0	0	0	0	0	0	0		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-5 (3a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数 排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
		設置者による測定	行政		
北海道					
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県					
茨城県					
栃木県					
群馬県					
埼玉県					
千葉県					
東京都					
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県					
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府					
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山县					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県					
香川県					
愛媛県					
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県					

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－5（3b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第22条第1項に基づく一時停止命令件数 排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
		設置者による測定	行政		
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市					
横浜市					
川崎市					
相模原市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
熊本市					
函館市					
旭川市					
青森市					
盛岡市					
秋田市					
郡山市					
いわき市					
宇都宮市					
前橋市					
高崎市					
川越市					
船橋市					
柏市					
横須賀市					
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
大津市					
豊中市					
高槻市					
東大阪市					
姫路市					
尼崎市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
倉敷市					
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市					
合計	0	0	0	0	0

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-5 (4a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
			基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
			設置者による測定	行政				
北海道								
青森県								
岩手県								
宮城県								
秋田県								
山形県								
福島県								
茨城県								
栃木県								
群馬県								
埼玉県								
千葉県								
東京都								
神奈川県								
新潟県								
富山県								
石川県								
福井県								
山梨県								
長野県								
岐阜県								
静岡県								
愛知県								
三重県								
滋賀県								
京都府								
大阪府								
兵庫県								
奈良県								
和歌山县								
鳥取県								
島根県								
岡山県								
広島県								
山口県								
徳島県								
香川県								
愛媛県								
高知県								
福岡県								
佐賀県								
長崎県								
熊本県								
大分県								
宮崎県								
鹿児島県								
沖縄県								

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-5 (4b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法第23条第3項に基づく措置命令件数	瀬戸内海法第11条に基づく措置命令件数	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
			基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
			設置者による測定	行政				
札幌市								
仙台市								
さいたま市								
千葉市								
横浜市								
川崎市								
相模原市								
新潟市								
静岡市								
浜松市								
名古屋市								
京都市								
大阪市								
堺市								
神戸市								
岡山市								
広島市								
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市								
盛岡市								
秋田市								
郡山市								
いわき市								
宇都宮市								
前橋市								
高崎市								
川越市								
船橋市								
柏市								
横須賀市								
富山市								
金沢市								
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
豊中市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市								
尼崎市								
西宮市								
奈良市								
和歌山市								
倉敷市								
福山市								
下関市								
高松市								
松山市								
高知市								
久留米市								
長崎市								
大分市								
宮崎市								
鹿児島市								
合計	0	0	0	0	0	0		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-5 (5a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他		
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}					
		設置者による測定	行政				
北海道							
青森県							
岩手県	2				2		
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県	1				1		
埼玉県							
千葉県	2				2		
東京都							
神奈川県							
新潟県	1				1		
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県							
長野県							
岐阜県	1				1		
静岡県	5				5		
愛知県	27				27		
三重県	8				7		
滋賀県	1				1		
京都府	1				1		
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山县							
鳥取県							
島根県							
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県	3				3		
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県							
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県	1				1		

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表Ⅱ－5（5b） 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（口頭指導） ^{注3)}	排出基準超過事業場への措置状況	基準超過判明の端緒 ^{注1)}		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他
			基準超過判明の端緒 ^{注1)}	設置者による測定		
			行政			
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市	1					1
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市	3					3
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	57	0	0	0	21	36

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-5 (6a) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（都道府県別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他	罰則適用件数			
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}							
		設置者による測定	行政						
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県	2				2				
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県	1				1				
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山县									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県	5				5				
徳島県									
香川県	1				1				
愛媛県									
高知県	1				1				
福岡県									
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表II-5 (6b) 水質基準対象施設に対する規制事務の実施状況（政令市別）

	法に基づかない指導等件数（文書指導） ^{注3)}	排出基準超過事業場への措置状況		設置者による測定結果未報告事業場への措置状況 ^{注2)}	その他	罰則適用件数			
		基準超過判明の端緒 ^{注1)}							
		設置者による測定	行政						
札幌市									
仙台市									
さいたま市									
千葉市									
横浜市									
川崎市									
相模原市									
新潟市	22				22				
静岡市									
浜松市									
名古屋市									
京都市									
大阪市									
堺市									
神戸市									
岡山市									
広島市	1					1			
北九州市									
福岡市									
熊本市									
函館市									
旭川市									
青森市									
盛岡市									
秋田市									
郡山市									
いわき市	7				7				
宇都宮市									
前橋市									
高崎市									
川越市									
船橋市									
柏市									
横須賀市									
富山市									
金沢市									
長野市									
岐阜市									
豊橋市									
岡崎市									
豊田市									
大津市									
豊中市									
高槻市									
東大阪市									
姫路市									
尼崎市									
西宮市									
奈良市									
和歌山市									
倉敷市									
福山市									
下関市									
高松市									
松山市									
高知市									
久留米市									
長崎市									
大分市									
宮崎市									
鹿児島市									
合 計	40	0	0	0	39	1			
						0			

注1) 基準超過判明の端緒の「行政」は都道府県・政令市による測定を、「設置者による測定」は設置者による自主測定であることを示す。

注2) 未報告1件に対し、複数の措置が執られている場合がある。

注3) 法に基づく計画変更命令及び計画廃止命令（法第15条、16条）、改善命令及び一時停止命令（法第22条第1項）、ならびに措置命令（法第23条第3項、瀬戸内海法第11条）以外で、特定施設設置者に対し指導を行った件数。

表 - 1 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況(全国)^{注1)}

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

大気基準適用施設	報告施設数 a	うち、 ばいじん等の み報告 施設数 b	未報告施設数 ^{注2)}		報告対象 施設数 a+b+c+d		
			休止 c	未測定 d			
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	27	-	-	4	0	31	
製鋼用電気炉	98	-	-	10	2	110	
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉)	30	-	-	1	0	31	
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)	667	-	-	85	23	775	
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	984	45	0	73	47	1,104
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	1,236	13	4	130	42	1,412
	2 t/h未満 ^{注3)}	4,499	80	5	1,693	714	6,911
	小計	6,719	138	9	1,896	803	9,427
合計		7,541	138	9	1,996	828	10,374

注1) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象(報告期限到来前に廃止された施設を除く。)に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となつた日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く稼働実績がない「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 焚却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表 - 2 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・全国)^{注1)}

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

大気基準適用施設	報告施設数	うち、 ばいじん等 のみ報告 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到来 前に廃止届出 がなされた 施設数
焼結鉱の製造の用に 供する焼結炉	0	-	-	0
製鋼用電気炉	0	-	-	2
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱 炉、溶解炉、乾燥炉)	0	-	-	0
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥 炉)	7	-	-	27
廃 棄 物 焼 却 炉	4 t/h以上	6	1	0
	2 t/h以上 ～4 t/h未満	1	0	0
	2 t/h未満 ^{注2)}	61	21	2
	小計	68	22	2
合計	75	22	2	323

注1) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく
報告期限が到来する前に廃止された施設を対象に、報告等の状況を計上。なお、報告
期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設に
あっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎
を対象期間とした。

注2) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表III-3 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況（全国）^{注1) 注2) 注3)}

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

水質基準対象施設	報告事業場数 a	未報告事業場数 ^{注4)}		報告対象事業場数 a+b+c
		休止 b	未測定 c	
硫酸塩パルブ（クラフトパルブ）又は亜硫酸パルブ（カルファイトパルブ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	34	1	1	36
カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	3	1	3	7
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0
アルキ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	5	0	0	5
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	1	0	0	1
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	1	0	0	1
4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
2,3-ジクロロ-1,4-ナフキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	1	0	0	1
ジオキサンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	1	0	0	1
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	10	0	0	10
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	4	0	0	4
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	2	0	0	2
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	269	44	14	327
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	5	0	0	5
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	17	2	0	19
下水道終末処理施設	210	4	1	215
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	25	2	1	28
合計	591	54	20	665

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象（報告期限到来前に廃止された施設を除く。）に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4) 「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

表 - 4 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況

(水質・全国)^{注1)注2)注3)}

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

水質基準対象施設	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	0	0
カーバイト法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設	0	0
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
アルミ纖維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0
塩化ビニルモナーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0
カブロクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0
クロベンゼン又はジクロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0
4-クロロタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
ジオキサンバイレットの製造の用に供する二重化誘導体分離施設等	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	1
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	2	16
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプロピラ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0
下水道終末処理施設	1	3
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	0	0
合計	3	20

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来する前に廃止した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1力年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

表III－5 (1a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－都道府県別)

報告 施設数 (a)	焼結炉の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設		
	未報告施設数		報告 対象 施設数 (a+c+d)	未報告施設数		報告 対象 施設数 (a+c+d)	未報告施設数		報告 対象 施設数 (a+c+d)
	休止 (c)	未測定 (d)		休止 (c)	未測定 (d)		休止 (c)	未測定 (d)	
北海道	1			1	3		3		
青森県					1		1		
岩手県									
宮城県					2		2		
秋田県									
山形県									
福島県							2		2
茨城県	2			2	4	1	5	2	
栃木県					2		2		
群馬県					1		1	1	
埼玉県					5		5		
千葉県	3		3						
東京都					1		2	3	
神奈川県					1		1		
新潟県					3		3		
富山県					1		1		
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県	3		3	11	2		13	1	
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府					4		4		
兵庫県	1		1	1			1		
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県					3	1	4		
岡山県									
広島県	2		2						
山口県					7	5	12		
徳島県									
香川県									
愛媛県							2		2
高知県									
福岡県									
佐賀県					1		1		
長崎県									
熊本県					1		1	1	
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県					1		1		

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (1 b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉			亜鉛回収施設			
	報告 施設数 (a)	未報告施設数		報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数		報告 対象 施設数 (a+c+d)	未報告施設数	
		休止 (c)	未測定 (d)			休止 (c)	未測定 (d)		休止 (c)	未測定 (d)
札幌市					1			1		
仙台市					1			1		
さいたま市										
千葉市	1	1		2						
横浜市										
川崎市	1			1	4			4		
相模原市										
新潟市										
静岡市										
浜松市										
名古屋市					1			1		
京都市										
大阪市					10			10		
堺市					5			5		
神戸市										
岡山市										
広島市										
北九州市	2	1		3	5	1		6		
福岡市										
熊本市										
函館市										
旭川市										
青森市										
盛岡市										
秋田市										
郡山市										
いわき市								1		1
宇都宮市					1			1		
前橋市										
高崎市										
川越市										
船橋市					1			1		
柏市										
横須賀市										
富山市					1			1		
金沢市										
長野市										
岐阜市					2			2		
豊橋市					1			1		
岡崎市										
豊田市										
大津市										
豊中市										
高槻市										
東大阪市										
姫路市					5			5	2	2
尼崎市										
西宮市										
奈良市										
和歌山市	3			3	2			2	1	1
倉敷市	4			4	5			5		
福山市	2	2		4						
下関市										
高松市										
松山市										
高知市										
久留米市										
長崎市										
大分市	2			2						
宮崎市										
鹿児島市										
合 計	27	4	0	31	98	10	2	110	12	13

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (2a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

報告 施設数 (a)	亜鉛回收施設								
	焼結炉			溶鉱炉			溶解炉		
	未報告施設数 休止 (c)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	未測定 (d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 休止 (c)	未報告施設数 未測定 (d)
北海道									
青森県	1			1	1		1		
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県							1		1
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県									
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県									
長野県									
岐阜県									
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県									
広島県									
山口県									
徳島県									
香川県									
愛媛県									
高知県									
福岡県				1			1		
佐賀県									
長崎県									
熊本県									
大分県									
宮崎県									
鹿児島県									
沖縄県									

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (2 b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	亜鉛回収施設											
	焼結炉				溶鉄炉				溶解炉			
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市	1			1					2			2
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	3			3								
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	5	0	0	5	2	0	0	2	3	0	0	3

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (3a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

報告 施設数 (a)	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設					
	乾燥炉			小計			焙焼炉					
	未報告施設数 休止 (c)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	未測定 (d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	
北海道												
青森県				2			2					
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県				2			2					
茨城県				2			2	2	1		3	
栃木県								3			3	
群馬県				2			2	1			1	
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県								4		1	5	
愛知県				1			1	8			8	
三重県								2			2	
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県								1	1		2	
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県										1	1	
愛媛県	1			1	3			3				
高知県												
福岡県	1			1	2			2				
佐賀県												
長崎県												
熊本県					1			1				
大分県									1		1	
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III—5 (3 b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別—政令市別)

	亜鉛回収施設						アルミニウム合金製造施設					
	乾燥炉			小計			焙焼炉					
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市								1		1		
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市				4			4					
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	6			6	11			11	2		2	
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市					1		1					
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	8	0	0	8	30	1	0	31	25	2	2	29

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (4 a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

報告 施設数 (a)	アルミニウム合金製造施設						小計				
	溶解炉			乾燥炉			報告 施設数 (a)	未報告施設数		報告 対象 施設数 (a+c+d)	
	未報告施設数 (c)	休止 (c)	未測定 (d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)		未報告施設数 (c)	未測定 (d)		
北海道	14	1	1	16				14	1	1	16
青森県											
岩手県											
宮城県	1			1				1			1
秋田県											
山形県	2			2				2			2
福島県	16	2		18	1			17	2		19
茨城県	20	6		26	2	1		24	8		32
栃木県	43	12		55	2			48	12		60
群馬県	4		3	7	2			7		3	10
埼玉県	29	7	4	40	4			33	7	4	44
千葉県	7		1	8				7		1	8
東京都											
神奈川県											
新潟県	11	2	1	14				11	2	1	14
富山県	33		3	36				33		3	36
石川県	1			1				1			1
福井県	15			15	2			17			17
山梨県	2			2				2			2
長野県	12	1		13	2			14	1		15
岐阜県	1	1	1	3				1	1	1	3
静岡県	48	9		57	5		2	57	9	3	69
愛知県	105	4		109	6	2		119	6		125
三重県	28	2		30	2			32	2		34
滋賀県	12	4		16	2			14	4		18
京都府	4			4				4			4
大阪府	8	4		12	2	1		10	5		15
兵庫県	5		1	6				6	1	1	8
奈良県											
和歌山县											
鳥取県											
島根県											
岡山県	2			2	1			3			3
広島県	3			3				3			3
山口県	2			2	1			3			3
徳島県											
香川県	1			1				1		1	2
愛媛県											
高知県											
福岡県	17	1	1	19	2			19	1	1	21
佐賀県	3		1	4				3		1	4
長崎県	1			1				1			1
熊本県	18			18	1			19			19
大分県	1			1				2			2
宮崎県	1			1				1			1
鹿児島県	1	1		2				1	1		2
沖縄県											

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (4 b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	溶解炉				乾燥炉				小計			
	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	報告 施設数 (a)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+c+d)	
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	3			3	1			1	4			4
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市	18	2		20					18	2		20
浜松市			1	1							1	1
名古屋市	13	1		14					13	1		14
京都市	5	3		8	1			1	6	3		9
大阪市	2			2					2			2
堺市	6			6	1			1	7			7
神戸市												
岡山市												
広島市	2			2	1			1	3			3
北九州市	2	1		3					3	1		4
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市	1			1					1			1
郡山市												
いわき市	1			1					1			1
宇都宮市												
前橋市	3			3					3			3
高崎市												
川越市	1			1					1			1
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	6	1		7		2		2	6	3		9
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市	3	2		5					3	2		5
岡崎市	2			2					2			2
豊田市	27	1		28	3			3	30	1		31
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	9	5		14					11	5		16
尼崎市												
西宮市												
奈良市		1		1						1		1
和歌山市												
倉敷市	8			8					8			8
福山市												
下関市	9	3		12					9	3		12
高松市	1			1					1			1
松山市												
高知市												
久留米市	3			3					3			3
長崎市												
大分市	2			2					2			2
宮崎市												
鹿児島市			1	1							1	1
合 計	598	77	19	694	44	6	2	52	667	85	23	775

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (5a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

報告 施設数 (a)	廃棄物焼却炉										
	4t/h以上					2t/h以上～4t/h未満					
	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)
北海道	13				5	18	24		2		26
青森県	8		2		10	19	1		3		22
岩手県	2				2	24					24
宮城県	4		1	17	22	24			11	35	
秋田県	3				3	12			1		13
山形県	7				7	10			2		12
福島県	5				5	26			4		30
茨城県	29				29	57					57
栃木県	10		2		12	24			3	2	29
群馬県	13				13	25					25
埼玉県	41		1		42	71			6	2	79
千葉県	45		1		46	67			8	2	77
東京都	92	32	8	9	109	29	1	4	8	8	49
神奈川県	26		1		27	24			5		29
新潟県	8				8	48			3		51
富山県	6				6	11				1	12
石川県						12					12
福井県	6	1	1		7	12	4				12
山梨県	3				3	20					20
長野県	7				7	25			3		28
岐阜県	2				2	29			2		31
静岡県	26		2		28	34			9		43
愛知県	39		6		45	43			5		48
三重県	12		3	3	18	24			9	3	36
滋賀県	6				6	19			2		21
京都府	6				6	13					13
大阪府	33				33	32			2		34
兵庫県	18		1		19	35					35
奈良県	6				6	19			3	1	23
和歌山县						12					12
鳥取県	5				5	5				1	6
島根県	2				2	8			2		10
岡山県	4				4	13			1		14
広島県	9				9	17			3		20
山口県	9	2	1		10	22	2		2		24
徳島県			1		1	15			8	2	25
香川県	7	1			7	5				3	8
愛媛県	17	7	1		18	18	2			1	19
高知県						11					11
福岡県	13		3		16	23			5	1	29
佐賀県	1				3	4	11			2	13
長崎県	8				8	11			4		15
熊本県	2				2	24			1		25
大分県	1				1	12					12
宮崎県	7		2		9	8					8
鹿児島県						22			1		23
沖縄県	8				8	16				2	18

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (5 b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

報告 施設数 (a)	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	休止 (c)	未測定 (d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	
札幌市	9					9	8					8
仙台市	12				1	13	5					5
さいたま市	11					11	3					3
千葉市	13					13	3					3
横浜市	22		4			26	1			3		4
川崎市	18				1	19	6					6
相模原市	7					7	1					1
新潟市	2				4	6	8					8
静岡市	6					6	3					3
浜松市	7			1		8	6			5		11
名古屋市	14			5		19	1					1
京都市	15			6		21						
大阪市	24			2		26	7					7
堺市	11			4		15	2					2
神戸市	14	2				14	3					3
岡山市	8					8				1		1
広島市	7					7	2	2		2		4
北九州市	17					17	3					3
福岡市	9					9	4					4
熊本市	4					4	1					1
函館市	3					3						
旭川市	2					2	2					2
青森市	6					6	2					2
盛岡市	3					3	2			1		3
秋田市	3					3	3					3
郡山市	4					4	2					2
いわき市	13					13	6					6
宇都宮市	5		1			6	3			1		4
前橋市	3					3	3			1		4
高崎市	3					3	2					2
川越市	2					2	3					3
船橋市	7		1			8	2					2
柏市	5					5	3					3
横須賀市	5					5	3	1				3
富山市	3					3						
金沢市	5					5	4					4
長野市	3					3	1					1
岐阜市	4		1			5	6					6
豊橋市	3					3	4					4
岡崎市	4		3			7						
豊田市	4					4	3					3
大津市							6					6
豊中市	1		4			5	2					2
高槻市	4		1			5	2					2
東大阪市	8					8	4					4
姫路市	10				1	11	9					9
尼崎市	6		1			7	1			2		3
西宮市	7					7	1					1
奈良市	4					4						
和歌山市	6					6	4					4
倉敷市	10		2			12	9			3		12
福山市	4					4	5			1		6
下関市	2					2	1					1
高松市	5					5						
松山市	5					5	1			2		3
高知市	3					3	1					1
久留米市	3					3						
長崎市	4					4						
大分市	9					9	1			1		2
宮崎市				3		3	1					1
鹿児島市	4					4	2					2
合計	984	45	0	73	47	1104	1236	13	4	130	42	1412

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (6 a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

報告 施設数 (a)	廃棄物焼却炉										
	200kg/h以上～2t/h未満					100kg/h以上～200kg/h未満					
	うちば いじん 等未測 定施設 数	うちば いじん等の み報告 施設数 (b)	ぱいじ ん等の み報告 施設数 (c)	未報告施設数 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ぱいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)
北海道	78	1		26	7	111	58	4	8	5	71
青森県	22	1		7	2	31	39		14	1	54
岩手県	19			7		26	52		11	2	65
宮城県	14			5	9	28	29		7	12	48
秋田県	35			8		43	16		2		18
山形県	15			10	1	26	56	1	3		59
福島県	36			10		46	8		9	1	18
茨城県	55			14		69	86		90	13	189
栃木県	26			14	1	41	43		15	12	70
群馬県	26			14		40	23		6	1	30
埼玉県	59			18	5	82	10		13	6	29
千葉県	54			12		66	56		57	17	130
東京都	26	2	2	6	13	47	26	1	2	20	48
神奈川県	22			8		30	19	1	7	1	27
新潟県	46			9		55	44		15	4	63
富山県	14			4		18	29		3	4	36
石川県	17			5	3	25	25	1	11	5	41
福井県	24	2		6		30	31	1	12		43
山梨県	14			10		24	19		7		26
長野県	46	2		20		66	40	4	12		52
岐阜県	42			22	6	70	60		15	5	80
静岡県	55			18	6	79	71		20	10	101
愛知県	67			20	2	89	37		17		54
三重県	40			12	2	54	31		19	22	72
滋賀県	26			8		34	23		6	3	32
京都府	26			3		29	28		4	2	34
大阪府	20			19	2	41	12		4	4	20
兵庫県	47			14	8	69	71	2	22	18	111
奈良県	35			5	1	41	43		31	32	106
和歌山县	32			2		34	22		9	1	32
鳥取県	25			5	4	34	20		9	12	41
島根県	22			3		25	20		4	3	27
岡山県	32			12	1	45	43		10		53
広島県	40			10		50	32		12	6	50
山口県	33			7		40	38	1	8		46
徳島県	34			9	7	50	35	1	19	21	75
香川県	20			8		28	35		16	10	61
愛媛県	40	3		3	8	51	34	1	20	18	72
高知県	13		1	12	2	28	25	1	14	24	63
福岡県	25			7	18	50	40		7	35	82
佐賀県	24			14	3	41	25		9	5	39
長崎県	36			16		52	17		15	1	33
熊本県	37					37	28		6	3	37
大分県	15	1		3	1	19	10	3	5	1	16
宮崎県	15			1		16	31		1		32
鹿児島県	41	1		7		48	54		1	14	1
沖縄県	26			4	4	34	16		8	4	28

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (6 b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一政令市別)

報告 施設数 (a)	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 (c)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 (c)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	休止 未測定 (d)		
札幌市	1				1	3			1			4
仙台市	3				3	7			1			8
さいたま市	5				5	1	1		1			2
千葉市	1			2	1	4	7		9	1	17	
横浜市	6	1			6	4	3		8			12
川崎市	14			1	15	1						1
相模原市	6				2	8	3					3
新潟市	9			3	12	9			7	3	19	
静岡市	7			1	8	18			1		19	
浜松市	8			11	2	21	11		4	2	17	
名古屋市	3					3	8		5	1	14	
京都市	8			2	10	4	2		11		15	
大阪市	5			4	9	2			1		3	
堺市	3			2	5	8			3	1	12	
神戸市	1			1	2	7	1		5		12	
岡山市	19			4	3	26	12		1		13	
広島市	15			9	24	9			2		11	
北九州市	11			6	17	6			5		11	
福岡市	4			1	5	4			1		5	
熊本市	4			1	5	7			2		9	
函館市	1			2		3	3				3	
旭川市	1					1	4				4	
青森市	1			1		2	9		2		11	
盛岡市	4			1		5	8		1		9	
秋田市	3			3		6	3				3	
郡山市	1					1	6		1		7	
いわき市	3			2		5	1				1	
宇都宮市	5					5	3		2		5	
前橋市	2			1		3	7		7	1	15	
高崎市	4	1		1		5	5	3		2		7
川越市	2	1				2	2					2
船橋市	1					1				1	2	3
柏市	1				1	2	1				4	5
横須賀市	1	1				1	2	1				2
富山市	9			1		10	9		3	3	15	
金沢市	3			3		6	5		1	1	7	
長野市	6			4		10	5		1		6	
岐阜市	2			2		4	4		1	1	6	
豊橋市	3					3	3		1		4	
岡崎市	3			2		5	5		1		6	
豊田市	3					3	4				4	
大津市	3					3	2			3		5
豊中市												
高槻市	2					2	4			1		5
東大阪市								2				2
姫路市	4			2		6	8		1	1	10	
尼崎市	3					3	1		1		2	
西宮市	1					1						
奈良市	3			1		4	5	1	5	2	12	
和歌山市	8			2		10	7		2	1	10	
倉敷市	17			2		19	5				5	
福山市	5			6	2	13	20		7	2	29	
下関市	7			1		8	3		1		4	
高松市	6			2		8	8	1	1		9	
松山市	6			4		10	8		4	2	14	
高知市	2			1		3	9		5	4	18	
久留米市	4					4	3			2	5	
長崎市	3					3	2		1	1	4	
大分市	9			5		14	4		2	1	7	
宮崎市	1					1	5			3	8	
鹿児島市	8			5		13	9		1	1	11	
合 計	1800	17	3	559	127	2489	1935	35	2	755	384	3076

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (7a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

報告 施設数 (a)	廃棄物焼却炉									
	50kg/h以上～100kg/h未満					50kg/h未満(0.5m ³ 以上)				
	うちば いじん 等未測 定施設 数	ぱいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 (c)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ぱいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)
北海道	16	1		3	19	8			1	9
青森県	6	2		3	10	7			1	8
岩手県	7	2			7	2				2
宮城県	6			3	9	2			1	5
秋田県	1				1	5			1	6
山形県	3		2		5	5				1
福島県	10			4	14	6			3	9
茨城県	8			9	9	26	6		4	10
栃木県	11			7	3	21	7			7
群馬県	5			10		15			2	2
埼玉県	27			24	12	63	8		3	13
千葉県	12			12	3	27	13		3	16
東京都	21	4		5	26	52	12		7	19
神奈川県	8	2		3	1	12	2	1	2	4
新潟県	12			10		22	9		6	4
富山県	5			2	1	8	2			1
石川県	3			1	2	6			1	1
福井県	6			4		10	3		3	6
山梨県	7					7	4		1	5
長野県	8			2		10	4		1	5
岐阜県	24			13	9	46	6		1	2
静岡県	20			11	4	35	11		11	22
愛知県	20			4		24	4		3	7
三重県	9			7	4	20	5		2	9
滋賀県	8					8	6		3	9
京都府	6					6				
大阪府	5			1		6	3		1	4
兵庫県	13			12	6	31	5			5
奈良県	4			2	10	16	2		1	3
和歌山县	2			5		7	3		2	5
鳥取県	1				4	5	2			2
島根県	4	1				4	4		2	8
岡山県	1			3		4	5		1	6
広島県	15	2		2		17	8	1	4	12
山口県	12			9		21	3		6	9
徳島県	10					10	2			2
香川県	9			4		13	4		1	6
愛媛県	5	1		5	15	25	12		2	14
高知県	2			7	4	13			4	4
福岡県	4			4	22	30	2			9
佐賀県	5			2	1	8	3		1	4
長崎県	2			1		3	3		1	4
熊本県	4			3		7	6		2	8
大分県	4	1		3	1	8	3		1	4
宮崎県	1					1				
鹿児島県	11			1		12	7			7
沖縄県	7			3		10	1		4	5

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (7 b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

報告 施設数 (a)	廃棄物焼却炉									
	50kg/h以上～100kg/h未満					50kg/h未満 (0.5m ² 以上)				
	うちば いじん等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 (c)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 (c)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	
札幌市	2				2	2				2
仙台市	1				1					
さいたま市	3			1	4	1		1		2
千葉市	5		3	1	9	1			2	3
横浜市	5	1	21		26			5		5
川崎市	4	1			4	2		1		3
相模原市	2				2					
新潟市	5			2	7	1		1		2
静岡市	5		1	3	9			2	2	4
浜松市			1		1	1				1
名古屋市	5			1	2	8	5		1	6
京都市	4			10		14		2		2
大阪市	6			1		7				
堺市	4			2		6				
神戸市	2	1			2			1		1
岡山市	1			1		2	2			2
広島市	1				1	1				1
北九州市						2		1		3
福岡市										
熊本市								1		1
函館市										
旭川市						1		2		3
青森市	3				3	1		3		4
盛岡市	1				1	1		1		2
秋田市						1				1
郡山市	3		1		4					
いわき市	2				2					
宇都宮市	1			1		2	1			1
前橋市	3				3			1		1
高崎市	3			3	1	7	2		1	3
川越市	2	1			2					
船橋市	2				1	3				
柏市					1	1				
横須賀市	1	1				1	5	5		5
富山市	3			2	1	6	2			2
金沢市	4			3		7	1			1
長野市										
岐阜市	1			1		2	1			1
豊橋市										
岡崎市	6					6				
豊田市	2					2				
大津市										
豊中市	1					1				
高槻市										
東大阪市	2					2				
姫路市	4			1		5	1			1
尼崎市	3					3				
西宮市							2			2
奈良市	1			2		3		2		2
和歌山市	2			1		3	1		5	6
倉敷市	1			1		2	1			1
福山市	1			1		2				
下関市							1			1
高松市	1			1		2				
松山市										
高知市	1				1	2				
久留米市	3				3	6				
長崎市	2			2		4				
大分市				1		1	1		2	1
宮崎市					1	1			1	1
鹿児島市	3					3	1			1
合計	507	21	0	265	159	931	257	7	114	44
										415

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (8a) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

報告 施設数 (a)	廃棄物焼却炉					合 計						
	小 計											
	うちば いじん 等未測 定施設 数	ぱいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ぱいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 休止 (c)	未測定 (d)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	
北海道	197	6	40	17	254	215	6		41	18	274	
青森県	101	4	29	5	135	104	4		29	5	138	
岩手県	106	2	18	2	126	106	2		18	2	126	
宮城県	79		14	54	147	82			14	54	150	
秋田県	72		12		84	72			12		84	
山形県	96	1	17	2	115	98	1		17	2	117	
福島県	91		30	1	122	110			32	1	143	
茨城県	241		117	22	380	273			126	22	421	
栃木県	121		41	18	180	171			53	18	242	
群馬県	92		32	1	125	102			32	4	138	
埼玉県	216		65	27	308	254			72	31	357	
千葉県	247		93	22	362	257			93	23	373	
東京都	206	40	6	29	83	324	207	40	6	29	85	327
神奈川県	101	4	26	2	129	102	4		26	2	130	
新潟県	167		43	8	218	181			45	9	235	
富山県	67		9	7	83	101			9	10	120	
石川県	57	1	18	10	85	58	1		18	10	86	
福井県	82	8	26		108	99	8		26		125	
山梨県	67		18		85	69			18		87	
長野県	130	6	38		168	144	6		39		183	
岐阜県	163		53	22	238	164			54	23	241	
静岡県	217		71	20	308	274			80	23	377	
愛知県	210		55	2	267	344			63	2	409	
三重県	121		52	36	209	153			54	36	243	
滋賀県	88		19	3	110	102			23	3	128	
京都府	79		7	2	88	83			7	2	92	
大阪府	105		27	6	138	119			32	6	157	
兵庫県	189	2	49	32	270	197	2		50	33	280	
奈良県	109		42	44	195	109			42	44	195	
和歌山县	71		18	1	90	71			18	1	90	
鳥取県	58		14	21	93	58			14	21	93	
島根県	60	1	11	5	76	63	1		12	5	80	
岡山県	98		27	1	126	101			27	1	129	
広島県	121	3	31	6	158	126	3		31	6	163	
山口県	117	5	33		150	127	5		38		165	
徳島県	96	1	37	30	163	96	1		37	30	163	
香川県	80	1	29	14	123	81	1		29	15	125	
愛媛県	126	14	31	42	199	129	14		31	42	202	
高知県	51	1	1	33	34	119	51	1	33	34	119	
福岡県	107		26	85	218	128			27	86	241	
佐賀県	69		26	14	109	73			26	15	114	
長崎県	77		37	1	115	78			37	1	116	
熊本県	101		12	3	116	122			12	3	137	
大分県	45	5	12	3	60	47	5		12	3	62	
宮崎県	62		4		66	63			4		67	
鹿児島県	135	1	1	23	1	160	136	1	1	24	1	162
沖縄県	74		19	10	103	75			19	10	104	

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－5 (8 b) 大気基準適用施設設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉					合 計						
	小 計											
	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 (c)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)	報告 施設数 (a)	うちば いじん 等未測 定施設 数	ばいじ ん等の み報告 施設数 (b)	未報告施設数 (c)	報告 対象 施設数 (a+b+c+d)		
札幌市	25			1	26	26			1	27		
仙台市	28			1	1	30	29		1	1	31	
さいたま市	24	1		2	1	27	24	1	2	1	27	
千葉市	30			14	5	49	31		15	5	51	
横浜市	38	5		41		79	42	5	41		83	
川崎市	45	1		2	1	48	50	1	2	1	53	
相模原市	19				2	21	19			2	21	
新潟市	34			11	9	54	34		11	9	54	
静岡市	39			5	5	49	57		7	5	69	
浜松市	33			22	4	59	33		22	5	60	
名古屋市	36			12	3	51	50		13	3	66	
京都市	31	2		31		62	37	2	34		71	
大阪市	44			8		52	56		8		64	
堺市	28			11	1	40	40		11	1	52	
神戸市	27	4		7		34	27	4	7		34	
岡山市	42			7	3	52	42		7	3	52	
広島市	35	2		13		48	38	2	13		51	
北九州市	39			12		51	49		15		64	
福岡市	21			2		23	21		2		23	
熊本市	16			4		20	16		4		20	
函館市	7			2		9	7		2		9	
旭川市	10			2		12	10		2		12	
青森市	22			6		28	22		6		28	
盛岡市	19			3	1	23	19		3	1	23	
秋田市	13			3		16	14		3		17	
郡山市	16			2		18	16		2		18	
いわき市	25			2		27	30		2		32	
宇都宮市	18			5		23	19		5		24	
前橋市	18			10	1	29	21		10	1	32	
高崎市	19	4		7	1	27	19	4	7	1	27	
川越市	11	2				11	12	2			12	
船橋市	12			2	3	17	13		2	3	18	
柏市	10				6	16	10			6	16	
横須賀市	17	9				17	17	9			17	
富山市	26			6	4	36	33		9	4	46	
金沢市	22			7	1	30	22		7	1	30	
長野市	15			5		20	15		5		20	
岐阜市	18			5	1	24	20		5	1	26	
豊橋市	13			1		14	17		3		20	
岡崎市	18			6		24	20		6		26	
豊田市	16					16	46		1		47	
大津市	11			3		14	11		3		14	
豊中市	4			4		8	4		4		8	
高槻市	12			2		14	12		2		14	
東大阪市	16					16	16				16	
姫路市	36			4	2	42	63		9	2	74	
尼崎市	14			4		18	14		4		18	
西宮市	11					11	11				11	
奈良市	13	1		10	2	25	13	1	11	2	26	
和歌山市	28			10	1	39	33		11	1	45	
倉敷市	43			8		51	60		8		68	
福山市	35			15	4	54	37		17	4	58	
下関市	14			2		16	23		5		28	
高松市	20	1		4		24	21	1	4		25	
松山市	20			10	2	32	20		10	2	32	
高知市	16			6	5	27	16		6	5	27	
久留米市	13				5	18	16			5	21	
長崎市	11		1	3		15	11		1	3	15	
大分市	24			11	2	37	28		11	2	41	
宮崎市	7			1	7	15	7		1	7	15	
鹿児島市	27			6	1	34	27		6	2	35	
合 計	6719	138	9	1896	803	9427	7541	138	9	1996	828	10374

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した施設を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－6 (1a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別—都道府県別)

焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	製鋼用電気炉		亜鉛回収施設											
			焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉			
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県														
栃木県														
群馬県														
埼玉県														
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県														
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山县														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県														
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

表III－6 (1b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別－政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	製鋼用電気炉		亜鉛回収施設										
				焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉		
		報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市														
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市														
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
前橋市														
高崎市														
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市														
大津市														
豊中市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市														
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
倉敷市				1										
福山市														
下関市														
高松市														
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
合計	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表III－6 (2a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設		アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉					
	小計		焙燒炉		溶解炉		乾燥炉		小計		4t/h以上			
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県														
山形県														
福島県							2				2			
茨城県											3		3	
栃木県							2				2			
群馬県														
埼玉県					1	1				1	1		1	
千葉県														
東京都														
神奈川県														
新潟県														
富山県														
石川県														
福井県						2					2			
山梨県						1					1			
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県				1		4					5			
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県														
広島県														
山口県					1	1	1	1		2	2			
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県													1	
佐賀県														
長崎県														
熊本県						6					6			
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														

表III－6 (2b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別一政令市別)

	亜鉛回収施設		アルミニウム合金製造施設						廃棄物焼却炉					
	小計		焙焼炉		溶解炉		乾燥炉		小計		4t/h以上			
	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	
札幌市														
仙台市														
さいたま市														
千葉市														
横浜市														
川崎市													3	
相模原市													3	
新潟市													3	
静岡市														
浜松市														
名古屋市				3	4				3	4				
京都市														
大阪市														
堺市														
神戸市											1	1	1	
岡山市														
広島市														
北九州市														
福岡市														
熊本市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市														
前橋市														
高崎市														
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市														
富山市														
金沢市														
長野市														
岐阜市														
豊橋市														
岡崎市														
豊田市				1	1			1	1	2				
大津市														
豊中市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市														
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市														
倉敷市														
福山市														
下関市														
高松市														
松山市											2		2	
高知市														
久留米市														
長崎市														
大分市														
宮崎市														
鹿児島市														
合 計	0	0	0	1	6	24	1	2	7	27	6	1	0	14

表III－6 (3a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別－都道府県別)

報告 施設数	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	
北海道				1	1		4	2			4	
青森県											1	
岩手県				1			1	3			3	
宮城県												
秋田県				2	2		2	2	2		2	
山形県												
福島県						1	2					
茨城県			5				1			1	6	
栃木県				1			4				1	
群馬県												
埼玉県			2				4				2	
千葉県							1				8	
東京都				2	1		2	1			4	
神奈川県											2	
新潟県			2				4	1			4	
富山県												
石川県											2	
福井県			1	1			1	1	1		3	
山梨県												
長野県							1					
岐阜県											4	
静岡県							9				5	
愛知県				1			3					
三重県				1	1		1					
滋賀県							1				5	
京都府							1					
大阪府			2				2				1	
兵庫県							1				1	
奈良県											2	
和歌山県											1	
鳥取県							1					
島根県							1				1	
岡山県							1					
広島県											2	
山口県								3			3	
徳島県							2				2	
香川県								2	2		2	
愛媛県							4	1			2	
高知県							2				1	
福岡県				1			3				5	
佐賀県					1		3	1			1	
長崎県												
熊本県											2	
大分県				1							1	
宮崎県							1					
鹿児島県				1							2	
沖縄県								1			1	

表III－6 (3 b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別－政令市別)

報告 施設数	廃棄物焼却炉											
	2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	
札幌市												
仙台市				2								
さいたま市												
千葉市				1	1			1	1	1		1
横浜市								1				
川崎市								1				
相模原市												
新潟市			2					2	1			1
静岡市									3			3
浜松市												1
名古屋市									1			2
京都市			1									
大阪市									1	1		1
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市				3				5				1
北九州市												1
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												1
盛岡市												1
秋田市												
郡山市												
いわき市								1				1
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市								1				
岡崎市												
豊田市												
大津市	1			1								
豊中市					1							
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市								1				1
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市									2	2		2
大分市								1				
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	1	0	0	21	16	6	1	77	27	9	1	103

表III－6 (4a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別－都道府県別)

報告 施設数	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満(0.5m ² 以上)				小計			
	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	報告 施設数	うちばい じん等未 測定施設 数	ばいじん 等のみ報 告施設数	報告期限 到来前に 廃止届出 がなされ た施設数	
北海道			1	2	2		2	5	3		11	
青森県											1	
岩手県								4			4	
宮城県												
秋田県								4	4		4	
山形県												
福島県										1	2	
茨城県			3					3		1	18	
栃木県			2					1			7	
群馬県												
埼玉県			11								20	
千葉県	1		3					1			12	
東京都			1				1	3	1		8	
神奈川県	1		2					1			4	
新潟県	1		1					2			11	
富山県												
石川県											2	
福井県	1		1				1	3	1		7	
山梨県			1				1				2	
長野県											1	
岐阜県	1		1					1			5	
静岡県			2								16	
愛知県								1			3	
三重県			1					1	1		2	
滋賀県			4								10	
京都府											1	
大阪府	1		1				2	1			8	
兵庫県							3				5	
奈良県											2	
和歌山県			1								2	
鳥取県											1	
島根県											2	
岡山県											1	
広島県											2	
山口県							3				3	
徳島県											4	
香川県	1	1	1					3	3		3	
愛媛県	1		2					2			8	
高知県			2								5	
福岡県			4				2	1			15	
佐賀県								2			4	
長崎県												
熊本県											2	
大分県											2	
宮崎県			1								2	
鹿児島県			1								4	
沖縄県	1		1					2			2	

表III－6 (4 b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別－政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満(0.5m ² 以上)				小計			
	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数	報告施設数	うちばいじん等未測定施設数	ばいじん等のみ報告施設数	報告期限到来前に廃止届出がなされた施設数
札幌市												
仙台市												2
さいたま市									1			1
千葉市	1	1		1	2	2		2	5	5		5
横浜市				1								2
川崎市												4
相模原市												
新潟市				2					1			10
静岡市		2		2					5			5
浜松市												1
名古屋市									1			2
京都市												1
大阪市									1	1		1
堺市								1				1
神戸市				1					1	1		2
岡山市												
広島市								1	3			7
北九州市												1
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												1
盛岡市								2				3
秋田市												
郡山市												
いわき市												2
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市	1			1					1			2
岡崎市												
豊田市												
大津市									1			1
豊中市												1
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	1			1					1			1
倉敷市								2				2
福山市				1								3
下関市												
高松市												
松山市									2			2
高知市												
久留米市												
長崎市									2	2		2
大分市												1
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	14	2	0	58	4	4	0	21	68	22	2	294

表III－6 (5a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別—都道府県別)

	合 計			
	報告 施設数	うちばいじ ん等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到 来前に廃止 届出がなさ れた施設数
北海道	5	3		11
青森県				1
岩手県	4			4
宮城県				
秋田県	4	4		4
山形県				
福島県			1	4
茨城県	3		1	18
栃木県	1			9
群馬県				
埼玉県	1			21
千葉県	1			12
東京都	3	1		8
神奈川県	1			4
新潟県	2			11
富山県				
石川県				2
福井県	3	1		9
山梨県				3
長野県				1
岐阜県	1			5
静岡県				16
愛知県	1			9
三重県	1	1		2
滋賀県				10
京都府				1
大阪府	1			8
兵庫県				5
奈良県				2
和歌山県				2
鳥取県				1
島根県				2
岡山県				1
広島県				2
山口県	5			5
徳島県				4
香川県	3	3		3
愛媛県	2			8
高知県				5
福岡県	1			15
佐賀県	2			4
長崎県				
熊本県				8
大分県				2
宮崎県				2
鹿児島県				4
沖縄県	2			2

表III－6 (5 b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(大気・施設種類別－政令市別)

	合 計			
	報告 施設数	うちばいじん等未測定 施設数	ばいじん等 のみ報告 施設数	報告期限到 来前に廃止 届出がなさ れた施設数
札幌市				
仙台市				2
さいたま市				1
千葉市	5	5		5
横浜市				2
川崎市				4
相模原市				
新潟市	1			10
静岡市	5			5
浜松市				1
名古屋市	4			6
京都市				1
大阪市	1	1		1
堺市				1
神戸市	1	1		2
岡山市				
広島市	3			7
北九州市				1
福岡市				
熊本市				
函館市				
旭川市				
青森市			1	
盛岡市				3
秋田市				
郡山市				
いわき市			2	
宇都宮市				
前橋市				
高崎市				
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市	1			2
岡崎市				
豊田市	1			2
大津市	1			1
豊中市				1
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市	1		1	
倉敷市				3
福山市				3
下関市				
高松市				
松山市	2			2
高知市				
久留米市				
長崎市	2	2		2
大分市				1
宮崎市				
鹿児島市				
合 計	75	22	2	323

表III－7 (1a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	硫酸塩ハルフ(クラフトハルフ)又は 亜硫酸ハルフ(サルファイトハルフ)の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設			カーバイト法アセレンの製造の用に供する アセレン洗浄施設			硫酸カリウムの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数		報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数		報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数		報告対 象事業 場数 (a+b+c)
		休止 (b)	未測定 (c)			休止 (b)	未測定 (c)			休止 (b)	未測定 (c)	
北海道	5	1		6			2	2				
青森県	1			1								
岩手県	1			1								
宮城県	2			2								
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県					1			1				
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県					1			1				
富山県	1			1								
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県	1			1								
静岡県	1			1								
愛知県	1			1								
三重県	8			8								
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県	1			1								
奈良県												
和歌山县												
鳥取県	1			1								
島根県	1			1								
岡山県												
広島県	2			2								
山口県	1			1								
徳島県	1			1								
香川県							1	1				
愛媛県	1			1								
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県	1			1								
大分県												
宮崎県	1			1								
鹿児島県	1			1								
沖縄県												

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における
報告等の状況を計上。

表III－7 (1b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	硫酸塩ハルブ(クラフトハルブ)又は 亜硫酸ハルブ(サルファイトハルブ)の 製造の用に供する塩素又は 塩素化合物による漂白施設			カーバイト法アセチレンの製造の用に供する アセチレン洗浄施設			硫酸カリウムの製造の用に供する 廃ガス洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市					1			1				
川崎市												
相模原市												
新潟市		1	1									
静岡市												
浜松市						1		1				
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市	1			1								
青森市												
盛岡市												
秋田市	1			1								
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	34	1	1	36	3	1	3	7	0	0	0	0

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における
報告等の状況を計上。

表III－7 (2a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	アルキ繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設			塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県									1			1
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県	1			1								
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県									1			1
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県									2			2
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における
報告等の状況を計上。

表III－7 (2b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	アルキ繊維の製造の用に供する 廃ガス洗浄施設			担体付き触媒の製造の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する 施設のうち廃ガス洗浄施設			塩化ビニルモノマーの製造の用に 供する二塩化エチレン洗浄施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市					1			1				
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市								1			1	
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	0	0	1	1	0	0	1	5	0	5	

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における
報告等の状況を計上。

表III－7 (3a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	カフ [®] ラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、クロキサン分離施設、廃ガス洗浄施設			クロペニセン又はジクロペニセンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設					
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対象事業場数 (a+b+c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山县												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県	1			1					1			1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－7 (3b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	カフロラクムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、クロキサン分離施設、廃ガス洗浄施設			クロベンゼン又はジクロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設			4-クロフル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設					
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市					1			1				
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－7 (4a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフキノの 製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設			ジオキサンハイドロゲンの製造の用に供する ニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体 分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、 還元誘導体洗浄施設、ジオキサン ハイドロゲン洗浄施設及び熱風乾燥施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供 する焙燒炉、溶解炉又は乾燥炉から 発生するガスを処理する施設のうち 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					
報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
北海道											
青森県											
岩手県											
宮城県											
秋田県											
山形県											
福島県	1			1							
茨城県											
栃木県								1			1
群馬県											
埼玉県											
千葉県											
東京都											
神奈川県											
新潟県											
富山県								3			3
石川県											
福井県											
山梨県											
長野県											
岐阜県											
静岡県								3			3
愛知県											
三重県											
滋賀県											
京都府											
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山县											
鳥取県											
島根県											
岡山県											
広島県											
山口県											
徳島県											
香川県											
愛媛県				1			1				
高知県											
福岡県											
佐賀県											
長崎県											
熊本県											
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県											

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における
報告等の状況を計上。

表III－7 (4b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別—政令市別)

	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフキノンの 製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設			ジオキサンハイドロの製造の用に供する ニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体 分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、 還元誘導体洗浄施設、ジオキサン ハイドロ洗浄施設及び熱風乾燥施設			アルミニウム又はその合金の製造の用に供 する焙燒炉、溶解炉又は乾燥炉から 発生するガスを処理する施設のうち 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 対象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 対象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告 対象事業 場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市									1			1
浜松市												
名古屋市									1			1
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市									1			1
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合計	1	0	0	1	1	0	0	1	10	0	0	10

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における
報告等の状況を計上。

表III－7 (5a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用 に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装 置、湿式集じん施設及び灰の貯留施 設であって、汚水又は廃液を排出す るもの				
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)
北海道								5		4	9
青森県	1			1				3			3
岩手県								2			2
宮城県								1			1
秋田県											
山形県											
福島県								6	2		8
茨城県								11	1		12
栃木県								1	1		2
群馬県								3	1		4
埼玉県								6	2		8
千葉県								15	1		16
東京都								1			1
神奈川県								1	1		2
新潟県								8	2		10
富山県								4		1	5
石川県								3		1	4
福井県								5	2		7
山梨県											
長野県											
岐阜県								8	3		11
静岡県				2			2	24	7	4	35
愛知県								15	3		18
三重県								4	1	1	6
滋賀県								1			1
京都府								3			3
大阪府								5	5		10
兵庫県								4	1		5
奈良県								1			1
和歌山县								2			2
鳥取県								1			1
島根県								2	1		3
岡山県											
広島県								4			4
山口県								11			11
徳島県								6			6
香川県								3			3
愛媛県	1			1				4			4
高知県								1			1
福岡県	1			1				4		2	6
佐賀県									1		1
長崎県											
熊本県								1			1
大分県											
宮崎県								1			1
鹿児島県											
沖縄県										1	1

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における
報告等の状況を計上。

表III－7 (5b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			担体付き触媒からの金属の回収の用 に供する施設のうち ろ過施設、精製施設及び 廃ガス洗浄施設			廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装 置、湿式集じん施設及び灰の貯留施 設であって、汚水又は廃液を排出す るもの					
	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)	報告 事業場 数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	未測定 (c)	報告対 象事業 場数 (a+b+c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市								4				4
千葉市								3				3
横浜市								8				8
川崎市								12				12
相模原市												
新潟市								1				1
静岡市								3	2			5
浜松市								1				1
名古屋市								3				3
京都市												
大阪市								1				1
堺市												
神戸市												
岡山市								2				2
広島市												
北九州市								2	1			3
福岡市												
熊本市								1				1
函館市												
旭川市												
青森市								1				1
盛岡市								1				1
秋田市								2				2
郡山市								2				2
いわき市	1			1				6				6
宇都宮市								1				1
前橋市								2				2
高崎市								1				1
川越市								1				1
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市								3				3
金沢市												
長野市												
岐阜市								1				1
豊橋市								2				2
岡崎市												
豊田市												
大津市								1				1
豊中市									1			1
高槻市												
東大阪市												
姫路市								4				4
尼崎市								3				3
西宮市												
奈良市												
和歌山市								3				3
倉敷市								6				6
福山市								1	1			2
下関市												
高松市												
松山市								1	1			2
高知市									2			2
久留米市								1				1
長崎市								3	1			4
大分市								2				2
宮崎市												
鹿児島市												
合計	4	0	0	4	2	0	0	2	269	44	14	327

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における
報告等の状況を計上。

表III－7 (6a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一都道府県別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設			フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			下水道終末処理施設		
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	
北海道	1			1			4	1	5
青森県							1		1
岩手県							1		1
宮城県							1		1
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県				2			2	4	4
栃木県							3		3
群馬県				1	1		2	1	2
埼玉県				2			2	10	10
千葉県				1			1	3	3
東京都							20	1	21
神奈川県							13		13
新潟県									
富山県				1			1	2	2
石川県									
福井県							1		1
山梨県									
長野県							3		3
岐阜県								1	1
静岡県				2			2	2	2
愛知県				1			1	8	8
三重県							2		2
滋賀県							2		2
京都府							2		2
大阪府				1			1	12	12
兵庫県							5		5
奈良県							1		1
和歌山县									
鳥取県							4		4
島根県							1		1
岡山県							1		1
広島県									
山口県							1		1
徳島県									
香川県				1			1		
愛媛県									
高知県									
福岡県									
佐賀県									
長崎県							2		2
熊本県									
大分県									
宮崎県							1		1
鹿児島県									
沖縄県				1			1		

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－7 (6 b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－政令市別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設			フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設			下水道終末処理施設		
	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	報告事業場数(a)	未報告事業場数 休止(b)	未測定(c)	報告対象事業場数(a+b+c)	
札幌市							4		
仙台市							2		
さいたま市									
千葉市	1			1			2		
横浜市	2			2			5		
川崎市	1			1			3		
相模原市									
新潟市				1		1	1		
静岡市				1		1	3		
浜松市						2		2	
名古屋市							5		
京都市							4		
大阪市							7		
堺市							2		
神戸市							4		
岡山市									
広島市							5		
北九州市							3		
福岡市							3		
熊本市							2		
函館市							1		
旭川市							1		
青森市									
盛岡市									
秋田市							1	1	
郡山市							1		
いわき市							1		
宇都宮市									
前橋市							1		
高崎市							1		
川越市									
船橋市									
柏市									
横須賀市							2		
富山市				1		1	2		
金沢市							3		
長野市							3		
岐阜市							2		
豊橋市							1		
岡崎市									
豊田市									
大津市							1		
豊中市							1		
高槻市							1		
東大阪市							2		
姫路市							2		
尼崎市							2		
西宮市							2		
奈良市									
和歌山市							2		
倉敷市							1		
福山市							1		
下関市				1		1			
高松市							2		
松山市									
高知市				1		1	1		
久留米市									
長崎市							1		
大分市									
宮崎市							2		
鹿児島市							1		
合計	5	0	0	5	17	2	0	19	
							210	4	
								1	
								215	

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－7 (7a) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別－都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合 計		
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	報告対象事業場数 未測定 (c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	報告対象事業場数 (a+b+c)
北海道				15	2	6 23
青森県				6		6
岩手県				4		4
宮城県				4		4
秋田県	2		2	2		2
山形県						
福島県				7	2	9
茨城県				18	1	19
栃木県		1	1	5	2	7
群馬県				6	3	9
埼玉県				18	2	20
千葉県	3		3	23	1	24
東京都				21	1	22
神奈川県				14	1	15
新潟県	4		4	13	2	15
富山県				11		12
石川県				3		4
福井県				6	2	8
山梨県						
長野県				3		3
岐阜県				9	3	13
静岡県				35	7	46
愛知県	2		2	28	3	31
三重県	1		1	15	1	17
滋賀県				3		3
京都府				5		5
大阪府				18	5	23
兵庫県				11	1	12
奈良県				2		2
和歌山县				2		2
鳥取県				6		6
島根県				4	1	5
岡山県				1		1
広島県		1	1	6		7
山口県	1		1	16		16
徳島県				7		7
香川県	1		1	5		6
愛媛県	2		2	9		9
高知県				1		1
福岡県	1		1	6	2	8
佐賀県					1	1
長崎県				2		2
熊本県				2		2
大分県						
宮崎県	1		1	4		4
鹿児島県				1		1
沖縄県				1		2

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－7 (7b) 水質基準適用事業場設置者による測定結果報告状況
(施設種類別一政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合 計		
	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	報告対象事業場数 未測定 (c)	報告事業場数 (a)	未報告事業場数 休止 (b)	報告対象事業場数 未測定 (c)
札幌市				4		4
仙台市				2		2
さいたま市				4		4
千葉市	1		1	7		7
横浜市	1	1	2	17	1	18
川崎市				16		16
相模原市						
新潟市				3		1
静岡市				8	2	10
浜松市				3	1	4
名古屋市				10		10
京都市				4		4
大阪市				8		8
堺市				2		2
神戸市				4		4
岡山市				2		2
広島市				5		5
北九州市				5	1	6
福岡市				3		3
熊本市				3		3
函館市				1		1
旭川市				2		2
青森市				1		1
盛岡市				1		1
秋田市				4	1	5
郡山市				3		3
いわき市				9		9
宇都宮市	1		1	2		2
前橋市				3		3
高崎市				2		2
川越市				1		1
船橋市						
柏市						
横須賀市				2		2
富山市	1		1	6	1	7
金沢市				3		3
長野市				3		3
岐阜市				3		3
豊橋市				3		3
岡崎市						
豊田市						
大津市				2		2
豊中市				1	1	2
高槻市				1		1
東大阪市				2		2
姫路市	1		1	7		7
尼崎市				5		5
西宮市				2		2
奈良市						
和歌山市				5		5
倉敷市				8		8
福山市				2	1	3
下関市				2		2
高松市				2		2
松山市				1	1	2
高知市				2	2	4
久留米市				1		1
長崎市				4	1	5
大分市	2		2	4		4
宮崎市				2		2
鹿児島市				1		1
合 計	25	2	1	28	591	54
					20	665

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に報告期限が到来した事業場を対象に同期間における報告等の状況を計上。

表III－8 (1a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別一都道府県・政令市別)

	2,3-ジクロ-1,4-ナフチノルの 製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設		ジオサジンババイレットの製造の用に供する ニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体 分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、 還元誘導体洗浄施設、ジオサジン ババイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設		アルミニウム又はその合金の製造の用に供する 焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生 するガスを処理する施設のうち廃ガス 洗浄施設及び湿式集じん施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						1
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山县						
鳥取県						
島根県						
岡山县						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表III—8 (1b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別一都道府県・政令市別)

	2,3-ジクロ-1,4-ナフチノンの 製造の用に供する ろ過施設及び廃ガス洗浄施設		ジオサジンバイレットの製造の用に供する ニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体 分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、 還元誘導体洗浄施設、ジオサジン バイレット洗浄施設及び熱風乾燥施設		アルミニウム又はその合金の製造の用に供する 焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生 するガスを処理する施設のうち廃ガス 洗浄施設及び湿式集じん施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	0	0	0	0	0	1

表III－8 (2a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別一都道府県・政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		担体付き触媒からの金属の回収の用に 供する施設のうちろ過施設、 精製施設及び廃ガス洗浄施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄 装置、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であつて、 汚水又は廃液を排出するもの	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						1
新潟県						2
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						1
静岡県						
愛知県						1
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						1
奈良県						
和歌山县						
鳥取県						
島根県						1
岡山县						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						1
福岡県					1	1
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表III－8 (2b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別一都道府県・政令市別)

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、 廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		担体付き触媒からの金属の回収の用に 供する施設のうちろ過施設、 精製施設及び廃ガス洗浄施設		廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄 装置、湿式集じん施設及び 灰の貯留施設であつて、 汚水又は廃液を排出するもの	
	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に 廃止届出がなされた 事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市					1	1
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						1
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						5
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	0	0	0	0	2	16

表III－8 (3a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別一都道府県・政令市別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		フロン類の破壊の用に供する施設のうち ^a ラスマ反応施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山县						
鳥取県						
島根県						
岡山县						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

表III－8 (3b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別一都道府県・政令市別)

	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		フロン類の破壊の用に供する施設のうち ^a ラスマ反応施設、廃ガス洗浄施設 及び湿式集じん施設		下水道終末処理施設	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市					1	1
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市					1	
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市					1	
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合計	0	0	0	0	1	3

表III－8 (4a) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別一都道府県・政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県			1	
新潟県			2	
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県			1	
静岡県				
愛知県			1	
三重県				
滋賀県			1	
京都府				
大阪府				
兵庫県			1	
奈良県				
和歌山县				
鳥取県				
島根県			1	
岡山县				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県			1	
福岡県			1	1
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

表III－8 (4 b) 報告期限到来前廃止施設における設置者による測定結果報告状況
(水質・施設種類別一都道府県・政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		合 計	
	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数	報告事業場数	報告期限到来前に廃止届出がなされた事業場数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市				
横浜市			1	1
川崎市			1	1
相模原市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市			1	
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市			1	
福岡市				
熊本市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				
高崎市				
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
豊中市			6	
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合 計	0	0	3	20

表III－9 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係－全国)

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	433	17
文書指導件数	770	39
一時使用停止命令	0	0
その他	3	0

注) 未報告1件に対し、平成24年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上した。表II－2に計上した指導件数から一部再掲。

表III－10 (a) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(都道府県別)

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
北海道	7	3						
青森県	1							
岩手県	9	4				2		
宮城県	1			2				
秋田県								
山形県	15			1				
福島県	5							
茨城県	1	1						
栃木県	16	1						
群馬県	4							
埼玉県	14							
千葉県		26						
東京都	72	29						
神奈川県		2						
新潟県	5	3			1			
富山県	14							
石川県	6	1						
福井県	1	3						
山梨県	12	55					2	
長野県								
岐阜県	1					1		
静岡県	8					1		
愛知県	7	3						
三重県	10				7			
滋賀県	6	28			1	1		
京都府	2							
大阪府	2	2						
兵庫県	33							
奈良県	42	135						
和歌山県								
鳥取県		20						
島根県	3							
岡山県	17							
広島県	5							
山口県		15				5		
徳島県	7	56						
香川県	1	1				1		
愛媛県	14							
高知県		103				1		
福岡県	21	3						
佐賀県	3							
長崎県	1							
熊本県	1							
大分県	1	2						
宮崎県								
鹿児島県		97						
沖縄県	5				1			

注) 未報告1件に対し、平成24年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表III－10 (b) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(政令市別)

	大気基準適用施設				水質基準適用事業場			
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	その他
札幌市								
仙台市								
さいたま市	2							
千葉市		18						
横浜市								
川崎市	1							
相模原市								
新潟市		69				22		
静岡市		5						
浜松市								
名古屋市	2	2						
京都市								
大阪市	4							
堺市		34						
神戸市		13						
岡山市		3						
広島市	8							
北九州市								
福岡市								
熊本市								
函館市								
旭川市								
青森市	11							
盛岡市		1						
秋田市								
郡山市								
いわき市		16				7		
宇都宮市								
前橋市	1							
高崎市								
川越市								
船橋市		3						
柏市								
横須賀市					3			
富山市	1							
金沢市	1							
長野市								
岐阜市								
豊橋市								
岡崎市								
豊田市								
大津市								
豊中市								
高槻市								
東大阪市								
姫路市	3	4						
尼崎市								
西宮市								
奈良市	2							
和歌山市	1							
倉敷市								
福山市		4						
下関市								
高松市								
松山市	1							
高知市	7	5						
久留米市	6							
長崎市								
大分市	7							
宮崎市								
鹿児島市	2							
合計	433	770	0	3	17	39	0	0

注) 未報告1件に対し、平成24年度中に複数の措置が執られている場合には、年度内の最終措置に該当する区分を計上。

表 - 11 設置者による測定における基準超過施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係 - 全国)

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

措置状況	大気関係	水質関係
基準超過件数	30	0
口頭指導件数	19	0
文書指導件数	17	0
法第22条第1項に基づく改善命令件数	0	0
法第22条第1項に基づく一時停止命令件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	0	0
その他	5	0

注) 表 - 3 排出基準超過施設・事業場への措置状況から一部再掲。設置者による測定において平成24年度に排出基準超過が判明した施設・事業場に対し、年度内に講じられた措置状況をまとめた。よって、表の措置件数の合計は基準超過件数と必ずしも一致しない。

表IV－1 土壤汚染対策地域の指定及び対策計画策定状況（全国）

平成24年4月1日～平成25年3月31日		
法第29条第1項に基づく対策地域の指定件数	0	
法第31条第1項に基づく対策計画の策定件数	0	
法第32条第1項に基づく対策計画の変更件数	0	
平成25年3月31日現在		
対策地域指定件数（累計）	5	
対策事業を完了し対策地域の指定が解除された件数	(※1)	3
対策事業が完了したもののに地域指定は解除されていない地域数	(※2)	1
対策事業実施中の指定対策地域数	(※3)	1

- (※1) • 東京都大田区大森南
指定面積：365m²
指定年月日：平成13年6月14日、解除年月日：平成18年6月19日
- 和歌山県橋本市野字上山谷田
指定面積：4,930m²
指定年月日：平成14年4月5日、解除年月日：平成17年8月9日
- 香川県高松市新開西公園
指定面積：342m²
指定年月日：平成17年3月4日、解除年月日：平成17年8月12日
- (※2) • 東京都北区豊島五丁目
指定面積：13,409m²
指定年月日：平成18年3月6日
- (※3) • 福島県大熊町大字小入野
指定面積：8,970m²
指定年月日：平成19年1月16日
区域変更：平成22年3月9日（変更後の面積：257.8m²）
(* 当該地域は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された帰還困難区域に指定されている。)

表IV－2 報告微収及び立入検査等件数（土壤関係－全国）

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

	事業場数	件 数
法第34条第1項に基づく報告微収件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査件数	0	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う測定件数	2	2

表IV－3 (a) 法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況
(特定事業場種類別—都道府県別)

	大気基準適用施設のみを設置する事業場		水質基準対象施設のみを設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場	
	事業場数	件 数	事業場数	件 数	事業場数	件 数
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県						
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県						
広島県						
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県						
佐賀県						
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

注) 土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するためにおこなった立入検査の件数

表IV－3 (b) 法第34条第1項に基づく立入検査の実施状況
(特定事業場種類別－政令市別)

	大気基準適用施設のみを設置する事業場		水質基準対象施設のみを設置する事業場		大気基準適用施設及び水質基準対象施設を設置する事業場	
	事業場数	件 数	事業場数	件 数	事業場数	件 数
札幌市						
仙台市						
さいたま市						
千葉市						
横浜市						
川崎市						
相模原市						
新潟市						
静岡市						
浜松市						
名古屋市						
京都市						
大阪市						
堺市						
神戸市						
岡山市						
広島市						
北九州市						
福岡市						
熊本市						
函館市						
旭川市						
青森市						
盛岡市						
秋田市						
郡山市						
いわき市						
宇都宮市						
前橋市						
高崎市						
川越市						
船橋市						
柏市						
横須賀市						
富山市						
金沢市						
長野市						
岐阜市						
豊橋市						
岡崎市						
豊田市						
大津市						
豊中市						
高槻市						
東大阪市						
姫路市						
尼崎市						
西宮市						
奈良市						
和歌山市						
倉敷市						
福山市						
下関市						
高松市						
松山市						
高知市						
久留米市						
長崎市						
大分市						
宮崎市						
鹿児島市						
合 計	0	0	0	0	0	0

注) 土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生じることを防止するためにおこなった立入検査の件数

表V－1 都道府県・政令市における条例制定状況（全国）

平成25年3月31日現在

	大気関係	水質関係	土壌関係
法第8条第3項に基づく 条例の制定状況 (上乗せ排出基準関係)	なし	なし	
地方公共団体独自条例の 制定状況	14団体 岩手県、福島県、 埼玉県、東京都、 神奈川県、岐阜県、 三重県、熊本県、 さいたま市、 横浜市、川崎市、 名古屋市、柏市、 高知市	6団体 岩手県、神奈川県、 山梨県、三重県、 横浜市、川崎市	5団体 神奈川県、三重県、 大阪府、横浜市、 川崎市

注) 「地方公共団体独自条例」とは、法に基づかないダイオキシン類対策に係る条例を意味するが、都道府県及び政令市以外の地方公共団体における制定状況については調査を行っていない。

表VI-1 水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・法一全国）注1)

	平成24年 3月31日現在 の設置基數 a	新設 注2) b	既設 注3) c	瀬戸内 海法から の移行 注4) d1		廃止等 注5) e	平成25年3月31日 現在の設置基數 a+b+c+d1 -d2-e		特定 事業場 数 注6)	斎山保安法等関係法令施設 注7)	
				d2			d3	d4)		d5)	
硫酸塩ハリウム（アトハリウム）又は重碳酸ハリウム（セラアトハリウム）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	63	0	0	0	0	0	63	24	0	0	0
カバット・法アレインの製造の用に供するナトリウム洗浄施設	52	4	0	0	0	2	54	36	0	0	0
硫酸カルシウムの製造の用に供する磨か・洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルカリ繊維の製造の用に供する磨か・洗浄施設	23	4	0	0	0	0	27	5	0	0	0
担体付き触媒の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	7	0	0	0	0	0	7	4	0	0	0
塩化二ナトリウムの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ジメチルアンモニウム洗浄施設	15	0	0	0	0	0	15	2	0	0	0
カブロタクの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ジメチルアンモニウムの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	5	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0
4-カロル酸・素引物の製造の用に供するろ過施設、乾燥炉及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0
3-ブロモ-1,4-ナフチノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0
ジカルボン酸の製造の用に供する二トロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、二トロ化誘導体洗浄施設及び熱風乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アクリル酸の製造の用に供する二トロ化誘導体洗浄施設及び熱風乾燥施設、二トロ化誘導体洗浄施設及び熱風乾燥施設	71	0	0	0	0	1	70	31	0	0	0
廃鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	34	0	0	0	0	2	32	7	0	0	0
担体付き触媒からなる金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	249	6	0	0	0	0	255	8	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る磨ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であつて污水又は廃液を排出するもの	1,823	24	3	0	0	57	1,793	802	9(3)	7(3)	6(3)
PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	865	10	0	0	0	24	851	399	0	0	0
カルシウムの破壊の用に供する施設のうちアラバ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	2,688	34	3	0	0	81	2,644	1,201	9(3)	7(3)	6(3)
下水道終末処理施設	128	2	0	0	0	0	130	18	0	0	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	60	0	0	0	0	0	60	37	0	0	0
合 計	258	3	0	—	—	8	253	218	0	0	0
	3,705	55	3	0	0	97	3,666	1,615	11(4)	9(4)	8(4)

注1) 瀬戸内海法に基づく許可等は含まない。また、別に斎山保安法等関係法令施設を計上した。

注2) 平成24年4月日から平成25年3月31日までの間に、法第1・2条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、法第1・3条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 事業場から1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5) 廃棄物焼却炉に係る施設等の変更により、水質基準対象施設でなくなったものを含む。

注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注7) 法に基づく届出がなされた施設を有する事業場及び当該事業場にある斎山保安法等関係法令施設の数を（ ）に再掲した。

表VI-2 水質基準対象施設の届出等の状況（許可及び届出内容別・瀬戸内海法一全域）注1)

	平成24年 3月31日現在の 設置基數 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法から の移行 注4) d 1	法への 移行 注4) d 2	廃止等 注5) e	平成23年3月31日 現在の設置基數 a + b + c + d 1 - d 2 - e	特定 事業場 数注6) 注6)	瀬戸内海 法5条 不許可 件数
硫酸塩ハルフ（クロロハルフ）又は亜硫酸、ルフ（サルファイトハルフ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	14	0	0	0	0	1	13	5	0
カーボン dioxideの製造の用に供するセレン洗浄施設	3	0	0	0	0	0	3	3	0
硫酸カリムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルカ綿維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
塩化ビニルセラムの製造の用に供する二塩化チリ洗浄施設	17	0	0	0	0	0	0	17	4
クロロハルソ又はクロロハルソンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4-クロロカルボ酸水素ナトリウムの製造の用に供する過施設、乾燥施設及び磨削洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,3-クロロ-1,4-ブキソノの製造の用に供する過施設及び磨abrasion洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シオサソハカルツの製造の用に供するトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニオ化誘導体洗浄施設、還元誘導体分離施設、還元誘導体洗浄施設及び熱風乾燥施設	7	0	0	0	0	0	7	1	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焼却炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2	0	0	0	0	0	2	1	0
重鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	11	0	0	0	0	0	11	1	0
担体付き触媒から金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及びPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の分解施設及び分離施設で、汚水又は廃液を排出するもの	180	3	2	0	0	2	183	67	0
灰の貯留施設	28	0	0	0	0	0	28	11	0
小計	208	3	2	0	0	2	211	78	0
物の洗浄施設及び分離施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルミニウムの破壊の用に供する施設のうちアラバマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	1	0	0	0	0	0	1	1	0
下水道終末処理施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	12	0	0	0	0	0	12	7	0
合 計	275	3	2	0	0	3	277	101	0

注1) 法に基づく届出は含まない。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31までの間に、瀬戸内海法第5条第1項に基づく許可がなされたものを計上した。

注3) 平成24年4月1日から平成25年3月31までの間に、瀬戸内海法第7条第2項に基づく届出がなされたものを計上した。

注4) 事業場からの1日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注5) 廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなりたものを含む。

注6) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

表VI－3 大気基準適用施設における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

アルミニウム合金製造用溶解炉 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
14.00	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.8ng-TEQ/m ³ N)。〈集合煙突での測定〉	滋賀県
14.00	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.8ng-TEQ/m ³ N)。〈集合煙突での測定〉	滋賀県
14.00	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.8ng-TEQ/m ³ N)。〈集合煙突での測定〉	滋賀県

廃棄物焼却炉 (4t/時以上) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
0.40	0.1	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.020ng-TEQ/m ³ N)。	山形県

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。

廃棄物焼却炉 (4t/時以上) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
1.4	1	設置者	改善等を文書指導。H25.4.22施設使用廃止届出。 〈集合煙突での測定〉	大阪市
1.4	1	設置者	改善等を文書指導。H25.4.22施設使用廃止届出。 〈集合煙突での測定〉	大阪市
2.6	1	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.19ng-TEQ/m ³ N)。	広島市

廃棄物焼却炉 (2t/時～4t/時) 新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
2.9	1	行政	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.17ng-TEQ/m ³ N)。	香川県

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。

廃棄物焼却炉 (2t/時～4t/時) 既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
6	5	行政	改善命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.2ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
19	5	行政	改善命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.0ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
6.4	5	設置者	改善等を口頭指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.98ng-TEQ/m ³ N)。	新潟県
8.7	5	設置者	改善後の設置者による測定で基準値以下(1.2ng-TEQ/m ³ N)。	熊本県

廃棄物焼却炉（2t/時～4t/時）既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
10	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.25ng-TEQ/m ³ N)。	神戸市

廃棄物焼却炉（2t/時未満）新設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
6.7	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.26ng-TEQ/m ³ N)。	青森県
5.7	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.4ng-TEQ/m ³ N)。	宮城県
18	5	行政	改善命令。H24.12.19施設使用廃止届出。	埼玉県
5.4	5	設置者	改善等を文書指導。施設使用停止継続中。	千葉県
5.2	5	設置者	改善等を口頭指導。H24.12.26施設使用廃止届出。	新潟県
7.7	5	設置者	改善等を文書指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.53ng-TEQ/m ³ N)。	福井県
5.1	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.1ng-TEQ/m ³ N)。	静岡県
8.5	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.1ng-TEQ/m ³ N)。	静岡県
7.2	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.0ng-TEQ/m ³ N)。	静岡県
6.2	5	設置者	改善等を口頭指導。改善後の行政検査で基準値以下(0.73ng-TEQ/m ³ N)。	滋賀県
9.3	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.5ng-TEQ/m ³ N)。	鳥取県
5.8	5	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.72ng-TEQ/m ³ N)。	広島県
7.6	5	設置者	改善等を文書指導。H24.9.18施設使用廃止届出。	山口県
5.8	5	設置者	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	沖縄県
8.9	5	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.91ng-TEQ/m ³ N)。	静岡市
8.6	5	行政	改善等を文書指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善対策実施中。	広島市
5.9	5	行政	改善等を文書指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善対策実施中。	広島市
10	5	設置者	改善等を口頭指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(2.8ng-TEQ/m ³ N)。	大分市
6.3	5	行政	改善等を口頭指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.34ng-TEQ/m ³ N)。	大分市
11	5	設置者	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.6ng-TEQ/m ³ N)。	鹿児島市
5.7	5	設置者	改善等を口頭指導。H24.4.10施設使用廃止届出。	鹿児島市

※平成9年1月2日以降に設置の工事が着手された既設の廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。）を含む。

廃棄物焼却炉（2t/時未満）既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
16	10	行政	改善命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.4ng-TEQ/m ³ N)。	埼玉県
31	10	行政	改善等を文書指導。H25.4.9施設使用廃止届出。	岐阜県
15	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.071ng-TEQ/m ³ N)。	静岡県
29	10	行政	改善等を口頭指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	静岡県
23	10	行政	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(6.2ng-TEQ/m ³ N)。	鳥取県
13	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(1.1ng-TEQ/m ³ N)。〈集合煙突での測定〉	福岡県
13	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(1.1ng-TEQ/m ³ N)。〈集合煙突での測定〉	福岡県
13	10	設置者	改善等を文書指導。改善後の行政検査で基準値以下(1.1ng-TEQ/m ³ N)。〈集合煙突での測定〉	福岡県
28	10	設置者	改善等を文書指導。H25.3.29施設使用廃止届出。	福岡県
14	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(6ng-TEQ/m ³ N)。	長崎県
38	10	行政	改善等を文書指導〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(7.3ng-TEQ/m ³ N)。	熊本県
26	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.1ng-TEQ/m ³ N)。	宮崎県
17	10	行政	改善命令及び一時停止命令。改善後の設置者による測定で基準値以下(4.7ng-TEQ/m ³ N)。	宮崎県
42	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.0067ng-TEQ/m ³ N)。	千葉市
52	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(3.0ng-TEQ/m ³ N)。	新潟市
130	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(7.3ng-TEQ/m ³ N)。	静岡市
16	10	行政	改善等を文書指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.14ng-TEQ/m ³ N)。	静岡市
23	10	行政	改善等を口頭指導。H24.9.19施設使用廃止届出。	名古屋市
12	10	行政	改善等を文書指導。改善対策実施中。施設使用停止継続中。	岡崎市
120	10	行政	改善命令〔廃棄物処理法に基づく措置〕。改善後の設置者による測定で基準値以下(1.6ng-TEQ/m ³ N)。	福山市
18	10	設置者	改善等を口頭指導。改善後の設置者による測定で基準値以下(0.46ng-TEQ/m ³ N)。	大分市

廃棄物焼却炉（2t/時未満）既設

測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
17	10	行政	改善等を口頭指導「廃棄物処理法に基づく措置」。 改善後の設置者による測定で基準値以下(1.3ng-TEQ/m ³ N)。	大分市

注1) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した（必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない）。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成24年度中及び平成25年4月1日から平成25年8月15日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。「廃棄物処理法に基づく措置」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を根拠とする措置を含む措置が執られたことを示す。

表 - 4 水質基準適用事業場における排出基準超過事例の概要及び措置状況^{注1)}

測定結果 (pg-TEQ/L)	基準値 (pg-TEQ/L)	施設種類	測定者	措置の概要及び措置後の状況 ^{注2)}	自治体
該当事業場なし。					

注1) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に、都道府県・政令市による測定及び設置者による測定において排出基準超過が判明した事例をまとめた。なお、同一施設・事業場における一連の案件については、複数回にわたる測定であっても1件とみなし、測定結果欄には最も値の大きい結果を代表として記載した（必ずしも基準超過判明の端緒となった測定結果とは一致しない）。測定者欄の「行政」は都道府県・政令市による測定、「設置者」は設置者による測定であることを示す。

注2) 平成24年度中及び平成25年4月1日から平成25年8月15日までの間に講じられた措置及び対応状況を記載した。

表 - 5 排出基準超過施設・事業場における対応状況
(大気関係・水質関係 - 全国)^{注)}

平成25年8月15日現在

		大気関係	水質関係
基準超過件数		56	0
措置後の対応状況	基準達成	41	0
	対策実施中	5	0
	廃止	9	0
	休止	1	0

注) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間の状況を取りまとめた表 - 3
に、それ以降の状況(平成25年8月15日)を反映させた。

表 - 6 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(大気関係・水質関係 - 全国)

(平成25年4月1日～平成25年8月15日)

	大気関係	水質関係
口頭指導件数	260	6
文書指導件数	168	0
一時使用停止命令	1	0
法第34条第1項に基づく立入検査に伴う 測定件数	2	0
その他	10	2

注) 表 - 1(大気基準適用施設)及び表 - 3(水質基準適用事業場)の設置者による
測定結果未報告施設・事業場に対し、平成25年4月1日から平成25年8月15日
までの間に都道府県・政令市が講じた措置の状況について、参考にまとめた。

表VI-7 (a) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(都道府県別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他
北海道	11				2		2			
青森県										
岩手県										
宮城県	54									
秋田県										
山形県	2									
福島県										
茨城県	3					1				
栃木県	3	9								
群馬県	4									
埼玉県	11									
千葉県	23									
東京都										
神奈川県		2								
新潟県	4									
富山県	5									
石川県	3									
福井県										
山梨県										
長野県										
岐阜県	6					1				
静岡県	2									
愛知県										
三重県	15	1								
滋賀県	5	1			1					
京都府	2									
大阪府	4				2					
兵庫県	16									
奈良県	1									
和歌山県										
鳥取県	1	1								
島根県	2	1								
岡山県	1	1								
広島県	4	1								1
山口県										
徳島県		12								
香川県	1									
愛媛県	10	13								
高知県		103								
福岡県	8					2				
佐賀県	4				4					
長崎県	1									
熊本県	3									
大分県	1									
宮崎県										
鹿児島県		1								
沖縄県	4		1							

注) 表III-5及び表III-7の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成25年4月1日から8月15日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表VI-7 (b) 設置者による測定結果未報告施設・事業場への措置状況
(政令市別)

	大気基準適用施設					水質基準適用事業場				
	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他	口頭指導	文書指導	一時使用停止命令	法34条第1項の立入検査に伴う測定を実施	その他
札幌市										
仙台市										
さいたま市	1	1								
千葉市	9									
横浜市										
川崎市										
相模原市	2									
新潟市										
静岡市	4	4								
浜松市	4									
名古屋市										
京都市										
大阪市										
堺市	7	7								
神戸市										
岡山市	3	3								
広島市										
北九州市										
福岡市										
熊本市										
函館市										
旭川市										
青森市										
盛岡市										
秋田市										
郡山市										
いわき市										
宇都宮市										
前橋市	1									
高崎市										
川越市										
船橋市		3								
柏市										
横須賀市										
富山市		3								
金沢市										
長野市										
岐阜市										
豊橋市										
岡崎市										
豊田市										
大津市										
豊中市	1				3					1
高槻市										
東大阪市										
姫路市										
尼崎市										
西宮市										
奈良市	2									
和歌山市	1									
倉敷市										
福山市		1								
下関市										
高松市										
松山市	1									
高知市	2									
久留米市	5									
長崎市										
大分市	1									
宮崎市	2									
鹿児島市										
合計	260	168	1	2	10	6	0	0	0	2

注) 表III-5及び表III-7の設置者による測定結果未報告施設・事業場に対し、平成25年4月1日から8月15日までの間に執られた措置の状況を計上した。

表 - 8 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等(全国)

(平成25年4月1日～平成25年8月15日)

大気基準適用施設	平成25年3月31日 現在の未報告施設数 <small>注1)注2)</small>		左記に計上した施設の平成25年8月 15日までの状況 <small>注3)注4)注5)</small>			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	4	0	0	4	0	0
製鋼用電気炉	10	2	2	4	0	6
亜鉛回収施設 (焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉)	1	0	0	1	0	0
アルミニウム合金製造施設 (焙焼炉、溶解炉、乾燥炉)	85	23	7	79	10	12
廃棄物焼却炉	4t/h以上	73	47	38	68	2
	2t/h以上～4t/h未満	130	42	31	114	10
	2t/h未満 <small>注6)</small>	1,693	714	203	1,592	100
	小計	1,896	803	272	1,774	112
合計	1,996	828	281	1,862	122	559

注1) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した施設を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1力年毎を対象期間とした。

注2) 「未報告施設数」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1力年間を通じて全く稼働実績がない「いわゆる休止状態」の施設であって、使用開始していない施設を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注3) 「報告」とは、注1)の期間における測定について、平成25年4月1日から平成25年8月15日までの間になされた報告。

注4) 「休止」とは、平成23年度から引き続き休止状態にある施設及び平成25年4月1日から平成25年8月15日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している施設を計上。

注5) 「廃止等」には、平成25年4月1日から平成25年8月15日までの間に廃止届出がなされたもの、及び構造等変更がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設を計上。

注6) 焼却能力50kg/h以上又は火床面積0.5m²以上のもの。

表VI-9 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等（全国）^{注1)注3)}

(平成25年4月1日～平成25年8月15日)

水質基準対象施設	平成25年3月 31日現在の未 報告事業場数		左記に計上した事業場の平成25 年8月15日までの状況			
	注2)注4)		注5)注6)注7)			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
硫酸塩ハルブ（クラフトハルブ）又は亜硫酸ハルブ（サルファイト ハルブ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	1	1	1	1	0	0
カーバイト法アセリンの製造の用に供するアセリン洗浄施設	1	3	1	1	0	2
硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
アルカリ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	0	0	0	0	0	0
カプロラクタムの製造の用に供する硫酸濃縮施設等	0	0	0	0	0	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設等	0	0	0	0	0	0
4-クロロフル酸水素カリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
2,3-ジクロロ-1,4-ナフタキルの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
ジオキサン・パーオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設等	0	0	0	0	0	0
アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	0	0	0	0	0	0
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水または廃液を排出するもの	44	14	6	35	4	13
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0	0	0	0
フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	2	0	0	2	0	0
下水道終末処理施設	4	1	1	3	1	0
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	2	1	1	1	1	0
合計	54	20	10	43	6	15

注1) 特定事業場から公共用水域に排出されるダイオキシン類を含む排出水について法第28条第1項の測定が義務付けられており、公共用水域に水の排出のないものは測定義務の対象外である。

注2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に法第28条第3項に基づく報告期限が到来した事業場を対象に、同期間における報告等の状況を計上。なお、報告期限については、既設施設にあっては当該施設が特定施設となった日を、新設施設にあっては設置届出書に記載された使用開始予定年月日を基準日としたときの1カ年毎を対象期間とした。

注3) 1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注4) 「未報告事業場」欄のうち「休止」とは、報告期限に先立つ1カ年間を通じて全く当該特定施設に係る稼働実績が無い「いわゆる休止」状態の事業場であって、当該施設を使用開始していない事業場を含む。また、「未測定」とは、設置者による測定は行っているが報告のないものを含む。

注5) 「報告」とは、注2)の期間における測定について、平成25年4月1日から平成25年8月15日までの間になされた報告。

注6) 「休止」とは、平成23年度から引き続き休止状態にある事業場及び平成25年4月1日から平成25年8月15日までの間に休止状態に入り、その状態が継続している事業場を計上。

注7) 「廃止等」とは、平成25年4月1日から8月15日までの間に廃止届を受理した事業場数、または構造変更等がなされたもののうち規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった事業場数を計上。

表VI-10 (1a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉					
	平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県							1					1
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都								2	2			
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							2			2		
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県							1			1		
岡山県												
広島県												
山口県							5					5
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (1b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉						製鋼用電気炉					
	平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市	1			1								
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	1			1			1			1		
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市	2			2								
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	4	0	0	4	0	0	10	2	2	4	0	6

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (2a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	焰焼炉						焼結炉					
	平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (2b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	亜鉛回収施設											
	焰焼炉						焼結炉					
	平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市	1			1								
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (3a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (3b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (4a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉					小計						
	平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況			平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況				
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (4b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小計					
	平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市							1			1		
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (5a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉						溶解炉					
	平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1	1		1		1
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2			2		
茨城県	1			1			6			6		
栃木県							12			4	8	
群馬県								3				3
埼玉県							7	4		9		2
千葉県								1	1			
東京都												
神奈川県												
新潟県							2	1	1	2		
富山県								3	1		2	
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県							1			1		
岐阜県								1	1	1		1
静岡県	1						1	9		9		
愛知県								4		4		
三重県								2		2		
滋賀県								4		3		1
京都府												
大阪府								4		4		
兵庫県	1			1					1			1
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県	1	1										
愛媛県												
高知県												
福岡県							1	1		1		1
佐賀県									1			1
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県								1			1	
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (5b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉						溶解炉					
	平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							2			2		
浜松市								1		1		
名古屋市							1			1		
京都市							3			3		
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市							1			1		
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市							1			1		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							2			2		
岡崎市												
豊田市							1			1		
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							5			5		
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1			1		
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市							3			3		
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	2	2	1	2	0	1	77	19	4	71	10	11

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (6a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉					小計						
	平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況			平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況				
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							1	1		1		1
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2			2		
茨城県	1			1			8			8		
栃木県							12			4	8	
群馬県								3			3	
埼玉県							7	4		9		2
千葉県								1	1			
東京都												
神奈川県												
新潟県							2	1	1	2		
富山県								3	1		2	
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県							1			1		
岐阜県							1	1		1		1
静岡県	2	2		2			9	3	2	9		1
愛知県	2			2			6			6		
三重県							2			2		
滋賀県							4			3		1
京都府												
大阪府	1			1			5			5		
兵庫県							1	1		1		1
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県								1	1			
愛媛県												
高知県												
福岡県							1	1		1		1
佐賀県								1				1
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県							1			1		
沖縄県												

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (6b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小計					
	平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							2			2		
浜松市								1		1		
名古屋市							1			1		
京都市							3			3		
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市							1			1		
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	2			2			3			3		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							2			2		
岡崎市												
豊田市							1			1		
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							5			5		
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1			1		
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市							3			3		
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	6	2	2	6	0	0	85	23	7	79	10	12

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (7a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道		5	4			1	2					2
青森県	2			2			3			3		
岩手県												
宮城県	1	17	17			1		11	11			
秋田県							1			1		
山形県							2			2		
福島県							4			4		
茨城県												
栃木県	2			2			3	2	2	3		
群馬県												
埼玉県	1			1			6	2	2	6		
千葉県	1			1			8	2	1	8	1	
東京都	8	9	2	8		7	8	8	4	8		4
神奈川県	1			1			5			4	1	
新潟県							3			3		
富山県								1			1	
石川県												
福井県	1			1								
山梨県												
長野県							3			3		
岐阜県							2			2		
静岡県	2			2			9			6	3	
愛知県	6			6			5			5		
三重県	3	3	3			3	9	3		6	3	3
滋賀県							2			2		
京都府												
大阪府							2			1		1
兵庫県	1			1								
奈良県							3	1		3		1
和歌山県												
鳥取県								1	1			
島根県							2			2		
岡山県							1			1		
広島県							3					3
山口県	1			1			2			2		
徳島県	1			1			8	2	2	8		
香川県								3	2			1
愛媛県	1			1				1	1			
高知県												
福岡県	3			3			5	1	3	3		
佐賀県		3	3					2				2
長崎県							4			4		
熊本県							1				1	
大分県												
宮崎県	2			2								
鹿児島県							1			1		
沖縄県								2	2			

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (7b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上						2t/h以上～4t/h未満					
	平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市		1	1									
さいたま市												
千葉市												
横浜市	4			4			3			3		
川崎市		1	1									
相模原市												
新潟市		4	4									
静岡市												
浜松市	1			1			5			5		
名古屋市	5			5								
京都市	6			5	1							
大阪市	2			1	1							
堺市	4			4								
神戸市												
岡山市							1			1		
広島市							2			2		
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市							1			1		
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市	1			1			1			1		
前橋市							1			1		
高崎市												
川越市												
船橋市	1			1								
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市	1			1								
豊橋市												
岡崎市	3			3								
豊田市												
大津市												
豊中市	4			4								
高槻市	1			1								
東大阪市												
姫路市		1		1								
尼崎市	1			1			2			2		
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市	2			2			3			3		
福山市							1			1		
下関市												
高松市												
松山市							2			2		
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市							1			1		
宮崎市		3	3									
鹿児島市												
合 計	73	47	38	68	2	12	130	42	31	114	10	17

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (8a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	26	7	6	17		10	8	5	1	10	1	1
青森県	7	2		8		1	14	1	1	14		
岩手県	7			7			11	2	1	11	1	
宮城県	5	9	9			5	7	12	12			7
秋田県	8			8			2			2		
山形県	10	1		10	1		3			3		
福島県	10			10			9	1		9		1
茨城県	14			13	1		90	13		91	1	11
栃木県	14	1		14		1	15	12	6	14	1	6
群馬県	14			12	2		6	1		4	2	1
埼玉県	18	5	3	19		1	13	6	3	14		2
千葉県	12			12			57	17	2	57	1	14
東京都	6	13	3	6		10	2	20	5	2	1	14
神奈川県	8			6	2		7	1		7		1
新潟県	9			9			15	4	4	15		
富山県	4			3	1		3	4	2	2	3	
石川県	5	3	2	5		1	11	5	1	10	1	4
福井県	6			6			12			11	1	
山梨県	10			10			7			7		
長野県	20			20			12			12		
岐阜県	22	6	3	19	1	5	15	5	1	13	1	5
静岡県	18	6	4	11	7	2	20	10	3	18	7	2
愛知県	20	2		21	1		17			17		
三重県	12	2		12	1	1	19	22	3	23	1	14
滋賀県	8			3	5		6	3	2	6	1	
京都府	3			3			4	2	2	4		
大阪府	19	2	2	16	3		4	4	1	3	1	3
兵庫県	14	8	4	15		3	22	18	2	22	4	12
奈良県	5	1		5		1	31	32		31	2	30
和歌山県	2			2			9	1	1	9		
鳥取県	5	4	4	5			9	12	10	9		2
島根県	3			3			4	3	2	4		1
岡山県	12	1		12		1	10			10		
広島県	10					10	12	6	1	1		16
山口県	7			7			8			8		
徳島県	9	7	1	9	2	4	19	21	7	19	2	12
香川県	8			7	1		16	10	4	17	2	3
愛媛県	3	8	6	5			20	18	7	19	1	11
高知県	12	2		12		2	14	24		13	2	23
福岡県	7	18	1	7	1	16	7	35	3	7		32
佐賀県	14	3	3	14			9	5	1	9		4
長崎県	16			16			15	1	1	15		
熊本県							6	3	2	6		1
大分県	3	1	1	3			5	1	1	5		
宮崎県	1			1			1			1		
鹿児島県	7			7			14	1	1	14		
沖縄県	4	4	1	4		3	8	4	3	8		1

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (8b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	200kg/h以上～2t/h未満						100kg/h以上～200kg/h未満					
	平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市							1			1		
仙台市							1			1		
さいたま市							1			1		
千葉市	2	1		2	1		9	1		9	1	
横浜市							8			8		
川崎市	1			1								
相模原市		2	2									
新潟市	3			3			7	3	3	6	1	
静岡市	1			1			1			1		
浜松市	11	2	2	11			4	2	2	4		
名古屋市							5	1		5		1
京都市	2			2			11			11		
大阪市	4			4			1			1		
堺市	2			2			3	1		3		1
神戸市	1			1			5			5		
岡山市	4	3		4		3	1			1		
広島市	9			9			2			2		
北九州市	6			6			5			5		
福岡市	1			1			1			1		
熊本市	1			1			2			2		
函館市	2			2								
旭川市												
青森市	1			1			2			2		
盛岡市	1			1			1			1		
秋田市	3			3								
郡山市							1			1		
いわき市	2			2								
宇都宮市							2			2		
前橋市	1			1			7	1		7		1
高崎市	1			1			2			1	1	
川越市												
船橋市							1	2		1		2
柏市		1				1		4				4
横須賀市												
富山市	1			1			3	3	1	3		2
金沢市	3					3	1	1				2
長野市	4			3	1		1			1		
岐阜市	2			2			1	1		1	1	
豊橋市							1					1
岡崎市	2			2			1			1		
豊田市												
大津市							3			2	1	
豊中市												
高槻市							1			1		
東大阪市												
姫路市	2				2		1	1		1		1
尼崎市							1			1		
西宮市												
奈良市	1			1			5	2		6		1
和歌山市	2			2			2	1		2		1
倉敷市	2			2								
福山市	6	2		5	1	2	7	2	1	7	1	
下関市	1			1			1			1		
高松市	2			2			1			1		
松山市	4			4			4	2	1	4		1
高知市	1			1			5	4		4	1	4
久留米市								2				2
長崎市							1			1		
大分市	5			5			2	1		2		1
宮崎市								3	3			
鹿児島市	5			5			1	1	1	1		
合 計	559	127	57	509	34	86	755	384	108	727	45	259

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (9a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満 (0.5m ² 以上)					
	平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	3			1		2	1			1		
青森県	3	1		4				1	1			
岩手県												
宮城県		3	3				1	2	2			1
秋田県							1			1		
山形県	2			2					1	1		
福島県	4			4			3			3		
茨城県	9	9		8	1	9	4			4		
栃木県	7	3	1	7		2						
群馬県	10			8	2		2			1	1	
埼玉県	24	12	3	24	2	7	3	2	1	3		1
千葉県	12	3	2	12		1	3			3		
東京都	5	26	2	5		24		7	1			6
神奈川県	3	1		2	1	1	2			2		
新潟県	10			10			6	4	2	6		2
富山県	2	1	1	2				1	1			
石川県	1	2		1		2	1			1		
福井県	4			4			3			3		
山梨県							1			1		
長野県	2			2			1			1		
岐阜県	13	9		11		11	1	2	1			2
静岡県	11	4		11	2	2	11			11		
愛知県	4			4			3			3		
三重県	7	4	1	7	1	2	2	2	1	2		1
滋賀県							3			2	1	
京都府												
大阪府	1			1			1			1		
兵庫県	12	6		13		5						
奈良県	2	10		2		10	1			1		
和歌山県	5			5			2			2		
鳥取県		4	4									
島根県							2	2		3		1
岡山県	3			3			1			1		
広島県	2					2	4					4
山口県	9			8	1		6			6		
徳島県												
香川県	4			4			1	1		1	1	
愛媛県	5	15	3	5		12	2			2		
高知県	7	4		7	1	3		4			1	3
福岡県	4	22		4		22		9				9
佐賀県	2	1		2		1	1			1		
長崎県	1			1			1			1		
熊本県	3			3			2			2		
大分県	3	1		3		1	1			1		
宮崎県												
鹿児島県	1			1								
沖縄県	3			3			4			4		

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (9b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉											
	50kg/h以上～100kg/h未満						50kg/h未満 (0.5m ² 以上)					
	平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市		1	1					1			1	
千葉市	3	1		3	1			2			2	
横浜市	21			21				5			5	
川崎市								1			1	
相模原市												
新潟市		2	2					1			1	
静岡市	1	3		1		3	2	2	1	2		1
浜松市	1			1								
名古屋市	1	2		1		2	1			1		
京都市	10			10				2			2	
大阪市	1			1								
堺市	2			2								
神戸市								1			1	
岡山市	1			1								
広島市												
北九州市								1			1	
福岡市												
熊本市								1			1	
函館市												
旭川市								2			2	
青森市								3			2	1
盛岡市										1		1
秋田市												
郡山市	1			1								
いわき市												
宇都宮市	1			1								
前橋市								1			1	
高崎市	3	1	1	2		1	1				1	
川越市												
船橋市		1						1				
柏市		1						1				
横須賀市												
富山市	2	1	1	2								
金沢市	3							3				
長野市												
岐阜市	1			1								
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	1			1								
尼崎市												
西宮市												
奈良市	2			2				2			2	
和歌山市	1			1				5			5	
倉敷市	1			1								
福山市	1			1								
下関市												
高松市	1			1								
松山市												
高知市		1						1				
久留米市		3						3				
長崎市	2			2								
大分市	1					1		2	1		1	1
宮崎市		1	1					1			1	
鹿児島市												
合 計	265	159	26	251	13	134	114	44	12	105	8	33

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (10a) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉						合計					
	小計											
	平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	40	17	11	29	1	16	41	18	11	30	1	17
青森県	29	5	2	31		1	29	5	2	31		1
岩手県	18	2	1	18	1		18	2	1	18	1	
宮城県	14	54	54			14	14	54	54			14
秋田県	12			12			12			12		
山形県	17	2	1	17	1		17	2	1	17	1	
福島県	30	1		30		1	32	1		32		1
茨城県	117	22		116	3	20	126	22		124	3	21
栃木県	41	18	9	40	1	9	53	18	9	44	9	9
群馬県	32	1		25	7	1	32	4		25	7	4
埼玉県	65	27	12	67	2	11	72	31	12	76	2	13
千葉県	93	22	5	93	2	15	93	23	6	93	2	15
東京都	29	83	17	29	1	65	29	85	19	29	1	65
神奈川県	26	2		22	4	2	26			22	4	2
新潟県	43	8	6	43		2	45	9	7	45		2
富山県	9	7	4	7	5		9	10	5	7	7	
石川県	18	10	3	17	1	7	18	10	3	17	1	7
福井県	26			25	1		26			25	1	
山梨県	18			18			18			18		
長野県	38			38			39			39		
岐阜県	53	22	5	45	2	23	54	23	5	46	2	24
静岡県	71	20	7	59	19	6	80	23	9	68	19	7
愛知県	55	2		56	1		63	2		64	1	
三重県	52	36	8	50	6	24	54	36	8	52	6	24
滋賀県	19	3	2	13	7		23	3	2	16	7	1
京都府	7	2	2	7			7	2	2	7		
大阪府	27	6	3	22	4	4	32	6	3	27	4	4
兵庫県	49	32	6	51	4	20	50	33	6	52	4	21
奈良県	42	44		42	2	42	42	44		42	2	42
和歌山县	18	1	1	18			18	1	1	18		
鳥取県	14	21	19	14		2	14	21	19	14		2
島根県	11	5	2	12		2	12	5	2	13		2
岡山県	27	1		27		1	27	1		27		1
広島県	31	6	1	1		35	31	6	1	1		35
山口県	33			32	1		38			32	1	5
徳島県	37	30	10	37	4	16	37	30	10	37	4	16
香川県	29	14	6	29	4	4	29	15	7	29	4	4
愛媛県	31	42	17	32	1	23	31	42	17	32	1	23
高知県	33	34		32	4	31	33	34		32	4	31
福岡県	26	85	7	24	1	79	27	86	7	25	1	80
佐賀県	26	14	7	26		7	26	15	7	26		8
長崎県	37	1	1	37			37	1	1	37		
熊本県	12	3	2	11	1	1	12	3	2	11	1	1
大分県	12	3	2	12		1	12	3	2	12		1
宮崎県	4			4			4			4		
鹿児島県	23	1	1	23			24	1	1	24		
沖縄県	19	10	6	19		4	19	10	6	19		4

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-10 (10b) 設置者による測定結果未報告の大気基準適用施設からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉						合計					
	小計						合計					
	平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告施設数		左記に計上した施設の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市	1			1			1			1		
仙台市	1	1	1	1			1	1	1	1		
さいたま市	2	1	1	2			2	1	1	2		
千葉市	14	5		14	5		15	5		15	5	
横浜市	41			41			41			41		
川崎市	2	1	1	2			2	1	1	2		
相模原市		2	2					2	2			
新潟市	11	9	9	10	1		11	9	9	10	1	
静岡市	5	5	1	5		4	7	5	1	7		4
浜松市	22	4	4	22			22	5	4	23		
名古屋市	12	3		12		3	13	3		13		3
京都市	31			30	1		34			33	1	
大阪市	8			7	1		8			7	1	
堺市	11	1		11		1	11	1		11		1
神戸市	7			7			7			7		
岡山市	7	3		7		3	7	3		7		3
広島市	13			13			13			13		
北九州市	12			12			15			15		
福岡市	2			1	1		2			1	1	
熊本市	4			4			4			4		
函館市	2			2			2			2		
旭川市	2			2			2			2		
青森市	6			5	1		6			5	1	
盛岡市	3	1		3		1	3	1		3		1
秋田市	3			3			3			3		
郡山市	2			2			2			2		
いわき市	2			2			2			2		
宇都宮市	5			5			5			5		
前橋市	10	1		10		1	10	1		10		1
高崎市	7	1	1	5	1	1	7	1	1	5	1	1
川越市												
船橋市	2	3		2		3	2	3		2		3
柏市		6				6		6				6
横須賀市												
富山市	6	4	2	6		2	9	4	2	9		2
金沢市	7	1			8	7	1					8
長野市	5			4	1		5			4	1	
岐阜市	5	1		5	1		5	1		5	1	
豊橋市	1				1	3				2		1
岡崎市	6			6			6			6		
豊田市							1			1		
大津市	3			2	1		3			2	1	
豊中市	4			4			4			4		
高槻市	2			2			2			2		
東大阪市												
姫路市	4	2		3	2	1	9	2		8	2	1
尼崎市	4			4			4			4		
西宮市												
奈良市	10	2		11		1	11	2		12		1
和歌山市	10	1		10		1	11	1		11		1
倉敷市	8			8			8			8		
福山市	15	4	1	14	2	2	17	4	1	16	2	2
下関市	2			2			5			5		
高松市	4			4			4			4		
松山市	10	2	1	10		1	10	2	1	10		1
高知市	6	5		5	1	5	6	5		5	1	5
久留米市		5				5		5				5
長崎市	3			3			3			3		
大分市	11	2		9	2	2	11	2		9	2	2
宮崎市	1	7	7	1			1	7	7	1		
鹿児島市	6	1	1	6			6	2	2	6		
合計	1896	803	272	1774	112	541	1996	828	281	1862	122	559

注) 表III-5の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (1a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	硫酸塩バーリウム(クラフトバーリウム)又は亜硫酸バーリウム(カルブアイトバーリウム)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設					かバード法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設						
	平成25年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成25年8月15日までの状況			平成25年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成25年8月15日までの状況				
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道	1			1				2				2
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県								1	1			
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-1-1 (1b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別－政令市別)

	硫酸塩バーリウム(クラフトバーリウム)又は亜硫酸バーリウム(カルバイトバーリウム)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設						かバード法アセレンの製造の用に供するアセレン洗浄施設					
	平成25年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成25年8月15日までの状況				平成25年3月31日現在の未報告事業場数		左記に計上した事業場の平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市	1	1										
静岡市												
浜松市							1			1		
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	1	1	1	1	0	0	1	3	1	1	0	2

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-1-1 (2a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの					廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB 汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設						
	平成25年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成25年8月15日までの状況			平成25年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成25年8月15日までの状況				
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道		4	2			2						
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県	2			2								
茨城県	1			1								
栃木県	1			1								
群馬県	1				1							
埼玉県	2			2								
千葉県	1			1								
東京都												
神奈川県	1			1								
新潟県	2			2								
富山県		1			1							
石川県		1	1									
福井県	2			2								
山梨県												
長野県												
岐阜県	3			2	1							
静岡県	7	4	3			8						
愛知県	3			3								
三重県	1	1		2								
滋賀県												
京都府												
大阪府	5			4	1							
兵庫県	1			1								
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県	1			1								
岡山县												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県		2				2						
佐賀県	1			1								
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県		1				1						

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (2b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別一政令市別)

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄装置、 湿式集じん施設及び灰の貯留施設で あって、汚水又は廃液を排出するもの						廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB 汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設					
	平成25年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市	2			2								
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市	1			1								
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市	1			1								
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市	1			1								
下関市												
高松市												
松山市	1			1								
高知市	2			2								
久留米市												
長崎市	1			1								
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	44	14	6	35	4	13	0	0	0	0	0	0

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-1-1 (3a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設					下水道終末処理施設					
	平成25年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成25年8月15日までの状況			平成25年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等
北海道							1			1	
青森県											
岩手県											
宮城县											
秋田県											
山形県											
福島県											
茨城県											
栃木県											
群馬県	1			1			1			1	
埼玉県											
千葉県											
東京都							1			1	
神奈川県											
新潟県											
富山県											
石川県											
福井県											
山梨県											
長野県											
岐阜県									1	1	
静岡県											
愛知県											
三重県											
滋賀県											
京都府											
大阪府											
兵庫県											
奈良県											
和歌山县											
鳥取県											
島根県											
岡山県											
広島県											
山口県											
徳島県											
香川県											
愛媛県											
高知県											
福岡県											
佐賀県											
長崎県											
熊本県											
大分県											
宮崎県											
鹿児島県											
沖縄県											

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-11 (3b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別－政令市別)

	フロン類の破壊の用に供する施設のうちプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設						下水道終末処理施設					
	平成25年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1			1		
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	1			1								
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	2	0	0	2	0	0	4	1	1	3	1	0

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-1-1 (4a) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別一都道府県別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合計					
	平成25年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
北海道							2	6	2	2		4
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2			2		
茨城県							1			1		
栃木県	1			1			2			2		
群馬県							3			1	2	
埼玉県							2			2		
千葉県							1			1		
東京都							1			1		
神奈川県							1			1		
新潟県							2			2		
富山県								1			1	
石川県								1	1			
福井県							2			2		
山梨県												
長野県												
岐阜県							3	1	1	2	1	
静岡県							7	4	3			8
愛知県							3			3		
三重県							1	1		2		
滋賀県												
京都府												
大阪府							5			4	1	
兵庫県							1			1		
奈良県												
和歌山县												
鳥取県												
島根県							1			1		
岡山县												
広島県	1	1						1	1			
山口県												
徳島県												
香川県								1	1			
愛媛県												
高知県												
福岡県								2			2	
佐賀県							1			1		
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県								1			1	

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。

表VI-1-1 (4b) 設置者による測定結果未報告の水質基準適用事業場からの報告状況等
(施設種類別－政令市別)

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設						合 計					
	平成25年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成25年8月15日までの状況				平成25年3月 31日現在の 未報告事業場数		左記に計上した事業場の 平成25年8月15日までの状況			
	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定	休止	未測定	報告	休止	廃止等	未測定
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	1				1		1				1	
川崎市												
相模原市												
新潟市							1	1				
静岡市							2			2		
浜松市							1			1		
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市							1			1		
福岡市												
熊本市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1			1		
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市							1			1		
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
豊中市							1			1		
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市							1			1		
下関市												
高松市												
松山市							1			1		
高知市							2			2		
久留米市												
長崎市							1			1		
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合 計	2	1	1	1	1	0	54	20	10	43	6	15

注) 表III-7の設置者による測定結果未報告施設からの、平成25年4月1日から8月15日の間の報告状況等を計上した。